出て常に店中內外の指揮監督に任し周到綿密なる注意と熱心とを以て業務に從事するを以て會計等の之に對することも恰も臣の君に子の親に仕ふるか如し其他炊事には厨夫あり水汲には挑水苦力あり夜を警むる者は專ら夜間の勤務に當る等夫々分業法行はる各商店には女子を一切使役せす是れ昔日此地方の商人は多くは山東省又は海南各州より出稼して營みたるもの多きか故に自然妻子等を鄉里に殘し置きたる習慣により來りたるものと信す然れとも資本家にして掌拒的を兼たる者若しくは土地在住のものにして開業せるものは前例に依らす前屋を店とし後屋を住家として妻子と共に住むも女子は一切商業に干與せしめす我か邦の如く女子自ら商行爲を爲すか如きは極めて小なる行商若しくは阿片烟業位に止まるに過きす

營業主と雇人の關係　前述へたる如く東三省に於ける重なる商業は財東なるものと、掌拒的なるものとは營業上何等の相關する事なきと雖も掌拒的の手腕に依り收支に大關係を免れされは掌拒的の撰擇等は苟も等閑に附せす其多くは永年己れか出資商業を營み居る店中に在りて忠實敏腕經濟智識あるものを抽んて之に當らしめ或は己れの股肱たるものをして之に充てしむ其身元引受保證の如きは稀れに證書を入るゝものなきにあらさるも其多くは保證人なるもの、證言あらは足れりとす若し此等掌拒的にして不正行爲をなし若しくは逃走せるか如きあらは保證人に於て其損害の一切を負擔すへき規約をなすを以て相互各、其行動を注意なすを以て殆んと掌拒的なるもの、逃亡若しくは破廉耻の所爲をなすものなし

掌拒的以下の傭人等に於ても我か邦の如く雇人周旋所なるものなきを以て其素行の不分明なるもの或は惡癖を有する者を雇入るゝか如き杞憂を要せす掌拒的の見て以て信するに足るへきもの若しくは土地商人の保證あるもの又は他の營業者の證書を有する者にあらされは一切使役せさるの風あり故に今山東省より來れる掌拒的若しくは財東なりとせは其使用人は多くは其鄉里地方人士を以て滿され、土地出身の者ならは其土地附近の雇人多しと云ふか如き傾きあり之を以て各商人は互に信用を重んし比較的情實に拘せさるを以て傭人雇入方等は我か邦に比し過ちなきか如し

掌拒的なるもの、手當金は年額幾何と定むる者あるも多くは利益の多少により其歩合を分與する習慣あり若し其掌拒的にして財東と合資共同せるか如き場合は其出資額の多少により其利益歩合を加減するは言を俟たす今例へは資本金五萬弗を出し第一年に利益二千弗、第二年目に五千弗、第三年目に一萬弗合計一萬七千弗の利

盆ありたりとせは財東は多くは錢股と稱して其五股を收め第一掌拒的は其八盞第二掌拒は五盞第三は四盞第四は三盞第五は二盞を收む(掌拒的の收むる割充金は身股と云ふとせは其合計七股二盞を以て利益金一萬七千弔を分け其五倍は財東に殘りの內八盞を第一掌拒的の所得とし五盞を第二に以下前項の割合に應し分與するか如し又掌拒的財東合資の場合例へは財東一萬弔掌拒的五千弔を出資せるものとせは夫より得たる利益金は財東を二股掌拒的を一股其外に業務に從事するか故に半を增し一股半とし第二掌拒的第三第四等は適宜に割充て前例に依り分配するの方法を取るか如し

掌拒的に對する手當は既に前の如し然れとも夥計に與ふへき手當は利益分配にあらすして皆な一年若干の定めにして極少年なるものは二三年以前にありては年額大約三乃至四圓中年者にして多きは年額百二三十圓を受くるものあり皆な勤續年限の長短と其成績の如何による而して中年者にして三年以上精勤するものは掌拒的たる資格を有するに至ると云ふ

掌拒的より夥計厨夫苦力に至る迄飲食は總て店の負擔に屬し衣服其他鞋靴等一切は自辦せさるを得す故に年少なる夥計其は所得のみにては常に不足を免れすと云ふ大工左官若しくは銀細工商にある傭人は我か邦と同しく一日幾千と規定するものあり或は月給の如きありて一樣ならす以上の如くにして清國に於ける傭人は營業者に年期の束縛を受けす又進退の干涉を負はされさるにより何時たりとも隨意に轉業若しくは解雇することを得へし其狀恰かも我か學生の私熟に於けるか如く二年にして退學し又は三年四年にして退學するも少しも差支なきか如し故に土人は我は某商店にありて何年商業を學ひたりと云ひ我か邦の何年奉公せりと云ふに相違せる所あるなり

第八　商習慣

我か邦の如く商業を營むに單に其店頭を用ひすして多くは室內に於て取引せらるるは是れ家屋築造法の異なるに因ると雖とも又他に源因なくんはあらさるなり土人の言ふ所によれは牛馬の往來繁く從て市街清潔を保つ能はす加ふるに土地乾燥して一度微風に遇ふも砂塵空を掩ひ室の內外を問はす堆積して品質等を毀損する事夥しきと一は地方行政殊に警察制度の不備なるより起る不正無賴の徒を避くる風習とにありと云ふ故に商品の如きは殆んと其何物なるを知り得さる迄に紙若くは布を以て之を包み或は兩中に秘し置くの風あり配列法又は裝飾品にして其宜しきに

適せは如何に便利にして且つ賈行に於ても相違すへしと思はるゝも前述の如くにして亦止むを得さるなり外人等は必要品の買入に赴くとも其品目の名稱を知らさるに於ては縱ひ其店に販賣する者ありたりとも手を空ふして歸らさるへからさる如き場合少からす元來當地方に於ける一般民人は其生活の程度單純にして粧飾品若くは貴澤品としての物品を買入るゝ事少なく必要に迫らるゝあらは初めて各戸に就き其價額形狀等を尋ね格安と認むるあらは購入すると云ふ有樣なるを以て必すしも配列法又は粧飾法に重きを置くの必要なかるへし然れとも土地民人の嗜好心を挑發し廣く商品を賈付くるを以て商業の本領となすとせは此地方商業は實に幼稚なる者と云はさるへからす今其取引狀況其他習慣を左に示して參考に資せん

▲商品賣買法　今此に或物品を購はんとせる人あらは商店に入り其有無を尋ね幸ひ其家に賣るへきものありて之を見んことを望めは夥計其は貨架(品物を配置し置く棚を云ふ)より紙又は布にて包める品物を出して買人に示し夫れにて滿足すれはよし然らされは之を包み原の所に安置し而して後ち他の包を採りて之を進め氣に入らされは數ある限り一々かゝる手數を繰返して買ふものも賣るものも悟として其手數を厭みす貴重の時間を空費して怪まさるは驚くへきものあり斯かる悠長なる取引法は外國人の到底堪ゆる所にあらさるを以て近來營口若くは常に外人に接する地方に於ける商業家は漸々其弊を改め一見需要物品の有無を知るに便ならしむる手段を講するに至るものあるも未た容易に全般に及はす取引は悉く現金にして懸賣をなすか如きことなし但し小村落にある商店は其顧主先の資産職業を明かにするを得るものは店より一の通帳の如きものを渡し置き一年三回若くは二回に適宜に期を定め又は正月五月八月の節日(支那人の三大節と稱するもの)を以て精算するものあり

製作品を除きたる日用品例へは青物、魚肉類、薪炭、飲料物、菓物類、粉類等の外鐵器、銅器類に至る迄皆な秤を用ひて決して一個又は一升幾何として取引せす(銅鐵器類は其製作品により秤に依らす賣買するもあり)然れとも其秤たるや別に官の制定せるものにあらさるを以て其量目の不精確なるのみならす各地多少の差あるは免れさる所なりとす高粱、豆子、黍子、小豆、粟等は皆な斗量を以て賣買す、商店は主に雜貨商にして我か邦の田舍に於ける營業者と同しく到る處皆な其體裁を同ふし只錢舖(兩替又は銀行に類せるもの)質屋、酒屋若くは油製造業者、宿泊業、飲食店等縱かに專業とせるものあるも其數少なし、營業時間等は何れも朝

六時前後より日沒迄にして、夜間は一切取引せず蓋し警察制度の不備に乘じて掠奪を行ふものあるを恐るゝを以てなり

▲客店、車店　客店とは專ら旅行客を主とし宿泊せしむるものにして車店とは馬車運搬業の止宿又は中食を行ふ處にして多くは下等旅店なり客店車店共に我か邦の木賃宿同樣只食事を給するものにして蒲團夜具等は皆な自辨とす南清地方及ひ營口に於ける客店は大に見るへきものありと雖とも內地に於けるものは汚穢極まりなく上下の社會を通し宿泊せしむ稀れに多少の客室を準備せさるものなきにあらさるも概して雜宿を免れす故に官吏等の旅行する場合には土地の會首若くは鄉約と稱する村長如きもの、家又は豪家に宿し或は公館と稱する村會所有の旅店に止宿す一般宿錢は平年頗る廉直なりしと雖とも日露開戰以來次第に昇騰して現今は一夜二食共に六七十錢乃至一圓餘を要するに至りしと云ふ

▲料理店　料理店は飯館子と稱し或は單に館子と云ふ苦力、細民の出入する飮食店に至る迄一般稱して飯館子と云ふ各城邑到る處として是れあらさるなく其內最も可なるを天津館と云ひ其料理法多く天津地方に倣ひ又は天津地方人の之を開くに依りて此名ありと然れとも今は天津舖なるものは都料理を表する代名詞となりて其實は土地人の開設に係るものなきにあらす料理人及ひ雇人は皆な男子にして大拒夥、小拒夥なとの名稱あり來客あれは此等の者にて酒肴等を運ひ周旋し我か料理店の仲居の如し、支那料理は普通六人又は八人にて會食するの風習にして一人毎に膳を据ゆることなし故に其代價等も一卓幾何と云ひ其菜數二十四乃至六十餘皿の多きに達するも一人二人にても便宜食するを得へく斯るときは皆な己れの好めるものを撰ひ食ふ料理法は砂糖若くは醬油等を用ひす多くは皆な鹽加減にして其味の美なる又捨て難きもの少からす、苦力、細民の出入せる小館子の如きは概ね二三種の粗菜を作るに止まり多くは饅頭(支那語麵包)燒餅(麥粉を練り中に砂糖を入れ燒きたるもの)油餅(麥粉を練り中に肉、蒜、葱等を入れたるもの)又は麵(ウドン)等專ら飯の代りとして食する者を製するを多しとす、料理店は何等の納稅を要せす只豚等の原料品を屠する時かに其稅を納むるのみ家の構造は普通と一般にして北方寒威激烈なる地方には小館子の如きは半穴居の構造をなすものあり又客の求に應して宿泊を許す

▲烟館(阿片烟屋)　烟館とは阿片を供して喫烟せしむる處にして各地到る處此

設けあらさるはなし烟館の內には常に奏樂者を聘して來客を樂ましめ若くは婦女子を密へて客に侍せしむるものあり總て此等營業者は世人より擯斥せらるゝ傾あり犯罪者等の集合するは重に此烟館なりと云ふ稅金の如きも極めて重稅を課せられ一燈に就き一日二三百文(阿片を喫するには必す小なる豆洋燈を要するを以て燈の多少により營業の大小繁閑を知るを得へし)の割合にして又處により禁止稅と均しき額を徵するもありと雖とも因習の久しき人々其惡弊たるを知りつゝ之を禁するを得すと云ふ此等營業店は多く市邑の場末に設け陰僻且つ陋穢なるもの多し

▲青物並に魚肉商　青物並に魚肉商は大城邑に於ては每朝市中に市場開かれ道路上にありて盛に取引せらるゝこと我か市に異なるなし魚類は海岸地方を除きては多くは鹽物のみにして河川の通する所には稀に鯉鮝等を見る然れとも其保存法の行屆かさる爲め惡臭鼻を突き喰ふに適せす青物は我か邦と殆んと異なるなく黃瓜白菜の如き又遠く及はさるものあり各城邑には菜園子と云ふ菜園を有するも村落等には各自用の外種作せさるを以て冬季村落のものは遙々城邑に來り求むるの風あり東三省に於ける各地に冬季長くして青物等は殆んと半歲の久しきを得る能はさるの不便あるを以て此間青物商は豫め白菜を貯へ置き需要に充つるの外賣るへきものなし其貯蓄法は土中を三坪乃至五坪程の廣さに深さ一丈乃至一丈五尺位に掘り下け上部を高粱稈にて覆ひ上に土をもり出入口及ひ氣抜口を殘し全く穴藏の如くになし內に棚を設け白菜葱等を配置し置く方法を取れり此穴藏を稱して窖と云ひ白菜を入るれは白菜窖と云ひ梨を入るれは梨窖と云ひ防凍手段として甚た有效なるものなり

羊豚肉商は多く屠殺を兼ね每朝市場に於て販賣す各料理店等にても賣り渡すものと否とあり

▲商標看板　一般土人は歲月を重ね營業せる者を信し何々老號と稱して大に貴ふの風あり故に假令其營業主の變換又は資本主の變ることあるも多くは前屋號を襲ふの傾きあり又招牌即ち我か商標看板の如きは中には住々金錢を客ますして壯大なるもの用ゆるあり奉天遼陽營口安東縣其他の城邑に於けるものは多く壯麗を極め雜貨商の招牌の如きは厚さ四五寸乃至七八寸幅一尺餘高さ三丈乃至五六丈に達するものあり赤色又は黑色にて塗り商品の名目屋號等を刻し金鉑を施して巍然街上に聳ゆるものあり或は圓柱形にして種々唐草模

樣の裝飾を施したるあり然れとも此等は多く大營業者のみにして普通商店は何等看板商標を揭けさるもの多し但し屋號は大小皆な我か邦神社に於ける如く店頭又は外部より見易き所に揭け置き喉籠の如きものは一も用ゐす其他磚壁に販賣品目を大書するものあり靴屋は靴の形を造り店頭に飾付くるあり菓子商は菓子名を木板に書して店頭に吊り下け料理飲食店は白紙又は紅紙を細截して圓く輪形となしたるものを揭け又は赤布を輪狀にせるものを揭くるを常とす

▲廣告法　廣告法は極めて幼稚にして黃白紅等の紙に墨書し人目觸れ易き所若しくは市場又は人口の集合する場所を撰みて之を貼付するに過きす最も營口の如き總て機關の備はり居るものは夫々文明的廣告をなすものあり

▲雇人の休暇　我か邦一年只正月七月中の一日を與ふるに比せは東三省に於ける商店の其雇人に對する特典は非常に寬大なるものあり大小各舖により一定せさる所ありと雖とも雇人若くは雇苦力にして三年以上勤續の者あらは三四箇月間若くは半年間の歸休を許し其間に於ける給料は平素と異なるなく雇主より支給す最も以上は山東地方或は他の遠來の雇人に行はるゝ一般の習慣にして其地にて雇入れたる者は之と異なり一年一回又は二回半月若しくは一箇月間歸家するを得ると云ふ其他父母の喪等あらは特に休暇を與ふと云ふ

▲商人の娛樂　曾に商人と云はす滿洲一帶は土人の娛樂なるものは何等認むへきものなく我か邦の花見遊散的の趣味は殆んと了解せさるか如し只喫烟又は阿片烟を喫するは上下の社會を通して甚たしきものあり十二三歲にして既に烟毒に冒され面色蒼白恰も肺病の如きを見ること間々あり之に次き濫酒飲樂に耽るは普通にして事に付け物に付け直に宴を開き且つ飲み且つ談するを唯一の樂となすか如し故に三大節卽ち正月五月八月等に會せは萬戶悉く業を廢し主從知己を聘して飮食を共にす正月の如きは元旦より十五日乃至三十日間門を鎖し業を廢し樂を奏し歌を唱し或は賭博をなすを以て無上の快樂となすか如し又芝居は樂中の樂にして到る處の城邑小村なりとも月々幾何の積立金をなし佳辰節日を期して廟中若くは一般見物し得る地を卜して開催し男女老幼の別なく雲來蟻集して見るの風習あり

第九　公議會

府州縣の重なる場所若くは海口は勿論苟も商取引の開催せらるゝ、鄉村には概ね公

議會又は橋會なるものあり其目的は專ら商工業を振興し、官民の間に介在して商工業者に便益を與へ合せて商業界に於ける萬般の取締をなし和解調停若くは經濟界の一切の紛亂を收め或は公共事業に盡力する等にして各地に依り多少其規約組織等を異にし又は其名目を異にするものあり會員は其地在住の商工業者の全員を含み辦理者四乃至十餘人を公選して事務を執らしむ任期は九一箇年とす土地により公選に代ゆるに輪番を以てせるものあり之に要する諸費用は會よ員り資產の多寡を按して醵出し必要ある毎に此內より支辦す或は又初めに會費を徵收せす支辦の都度之を割充つるものありて各地一樣ならす要するに公議會は我か商業會議所の如く一面又市會の如く其土地にありては侮るへからさる勢力を有し官衙と雖とも尙ほ且つ左右するを得さるものあり從て施政方針等は之に諮り因習を參酌して之を執行するにあらされは往々官民衝突し延て自己の通退に及ほすに至ることあり と此等は多く大都市に於ける公議會にして小村落の如き地方に於ては見さる所なれとも兎に角地方制度の備はらさる僻遠の地にありても商業に從事するものは此等の機關を設け相當規約を定めて以て斯界の安寧を保つは必要にして又適當なる所置と云ふへし玆に所謂公議會の規約書なるものを掲けて參考に供せん

其一、沙河鎭公議條規

蓋聞地必因人而興富因商而致自古以來未之或易也然每見懋遷輻輳之區貨殖殷繁之地其立規也必有一定之程其設法也必有可遵之式而復準情酌理去僞存眞濟之以忠信誠實而後可以孚近可以及遠可以馳名於四方以及僻陬遐壤斷未有事屬虛誕言不務實而卽能以之問己以之信人者也惟有鎭口開創以來迄今二十餘年章程紊亂條規不整以致連年生意蕭索日漸頹危不得不重定新章以救時弊自此之後如有故意混濫條規者被人查出定則罰戲五天筵食五座決不寬容玆將各項條規開列於左

計開

一、代開凌僞豆與冬僞豆兩事分市各講冬僞以來春開河爲期賣主在以現豆交付開凌僞指講上江青豆爲實圖上江路有遠近發僞運早不一故定於四月一五月一兩期爲限買賣摘係各照限期爲定如觧僞能以先期早到船客及本街存摘期前俱可運通裝船倘因江水短缺街僞不存只晚以期下我齊上江賣主仍須先期發僞臨期僞發不到必須隨市頂補開河後船客買豆仍以市上買副指副裝僞議定現豆不準加色街面存僞能找則找用抹則抹存豆者不准耩期搪塞總期開凌歸實以昭公允可耳惟本街凌豆到四月一限期或交現豆或化價歸還不准延緩

一代客船賣買四月一開凌青豆每百石辛力錢捌拾吊代客空賣開凌歸發實豆交抵者每百石囤用錢捌拾吊包米百石囤用錢壹百吊買副頂補者辛力亦同客船買存粮豆囤用如前惟升格歸棧不與船客相干客自己空賣現豆每百石扣留辛力五拾吊買主囤用照例囤繩蓆皮歸棧自理只晚以五月一售賣爲期

一代客船買賣多俘現豆仍以先朝指豆成市青黃豆分市各講買賣照舊過賬來歲開河指囤現交實俘本家無俘指交別號現豆亦可買賣辛力囤用一體照例如有歸囤現豆存放以及代客收買歸囤各存者粮格蓆皮一概歸棧囤用同上

一代客船卸存粮粮不拘多令及開河後概歸各國格粮蓆皮歸棧每百石囤用壹百吊如有傷濕過風虧斗雇工歸客自認代客過風青豆亦然

一代客戶卸存豆餅勿拘多令及開河後每千片棧用錢壹百吊如代客買存本槽豆餅每千片辛力錢捌拾吊如年前買存來年裝船過期加用等節另有油房規章可憑

一代客船買存閣凌豆油每萬觔辛力錢三十吊

一議開河後上江所到粮豆或賣或存概以平斗卸地不准以河下買賣對扒情因連年以尖斗出俘上江扣斗不均虧格甚重賣俘者傷心而稅司亦以尖斗無准有虧稅課以此協議端陽節前統以平斗卸地至公至正所到豆餅亦歸卸地以昭劃一如過端陽節後水患難防自此上江所到粮豆豆餅任便由河下買賣對扒仍以平斗交易如有自願卸地存囤者勿拘粮豆豆餅如逢水患傷失歸客自認與棧無干代客售賣河俘按九八五扣用本客自賣者一體按規扣用

一代客船裝俘每百石辛力錢壹百參拾吊買裝地俘粮粮指囤現現買裝青豆隨市買副經手人不准隨行送俘亦不准包認行市

一代客船裝俘不拘粮豆每百石小斗錢拾吊餅按八片作石油按二百觔作石打抄子工錢船客對認

一代改糙船裝俘辛力仍係一百參拾吊若無別項小伙准按裝俘百石外裝小伙粮拾石不准再有回用

一代客船賣貨均按九八扣用船來尺布等貨俱代指貨現賣不准經手人自行作留亦不准包認行市

一代客船卸賣小麥粳米小米俱按九八扣用每百石小斗錢四拾吊

一代客船卸賣山貨魚鹽邊臺面城俱按九七扣用

一代客船報裝散俘按照船身裝俘多寡照百石扣留辛力錢壹百參拾吊

一代船攬裝粮俘每百石攬契錢參拾吊料板每付參吊如有外裝杳係山貨住船之家按照

船身百石扣留攪契參拾吊

一、代船裝外號裸貨投棧有約乘報稅之責議定按來貨每件扣船辛力錢五成自裝裸貨者不計

一、代客船卸存大鹽每百石圓用錢壹百吊後經售賣按九八扣用其鹽按九五扣斗廒長歸棧自認

一、代客戶卸存繭篦每篦棧用錢五吊如卸後就地出脫買按壹分賣按弐分歸經手者扣留用錢而棧用議由買主承認絲包繭扣每包棧用捌吊三色每件斗工錢五百文如存過冬明春再加棧用錢參吊惟絲包如由就地出脫買賣均無棧用所住絲客每日假金東錢弐吊正

一、代客買裝料板每付辛力錢四吊寫船客認合同錢弐吊自買船每付辛力經用六吊其餘使費另有木植條規可憑

一、代船戶攬裝繭篦絲扣每篦每包扣留船規錢壹吊如代外寫行棧之家整船裝絲繭者其船規錢壹吊歸裝船之家扣留五百文住船之家扣留五百文不拘船戶自寫經手人代寫統歸一體如自買船自由外攬繭篦其船規錢壹吊本棧與棧繭之家各扣五百文

一、代客船買賣銀兩每兩控茶資弐成如賣錢買裝貨物歸買銀兩者仍控茶資弐成如買賣貨物仍控茶資弐成

一、代客船卸貨如起外棧僑賣者按件作俩每俩過蹉錢弐吊如代卸存發往別處者每件過蹉錢五百文

一、代客起棧避水轉放西山貨物過伏者每件棧用錢壹吊小脚錢則歸客認

一、代本街裝俩每百石辛力錢參拾九吊不領店帖之家仍係不准出斗裝俩

一、代客船買存四月一之開凌青豆無拘期前期後客欲推期每百石每月額外再加辛力錢拾五吊

一、代客買貨代其打包箱皮蒲包等照時價核錢下客之賬不准讓情

其二、營口公議會の組織竝に業務一般

營口公議會なるものは北清到る處の城邑に於ける他の公議會と同しく地方自治の目的を以て營口に住する商民によりて組織せられたるものにして當初は單に商業會議所の事務を行ふに過きさりしも其後市の公共事業たる道路橋梁排水等の修築冬季間に於ける貧民の救助市内各處給水池の保持等に至る迄市の改善を計るへき萬般の事業を擔任し又市の安寧を維持する爲め巡捕を置き商戸を保護し兼て市の清潔及ひ一般の警戒を任せしめあり而して此公議會を組織する商人の組合は其使

用せる人員、巡捕の給料及ひ會の維持費を負擔したりしか露國の營口占領後は露國の管理に歸せし巡捕廳に於ける露兵及ひ支那巡捕の給料其他の費用をも負擔することゝなり嗣て明治三十三年十二月に至り公議會組合以外の住民等更に會を組織し露國民政官の贊同を經て公議會と連絡し從來の公議會を以て第一公議會とし其他を二分して第二會公議會、第三會公議會とし各會に會頭及ひ委員を置き其內二名を選んで全會公議會の總辦及ひ副總辦となし營口市街は之を第一乃至第三會管區に分ち各會管區は更に小分して其一小區劃を段と名つけ、第一會管區は之を十一段に分ち其一段より六段に至るまてを第一會東會管區となし、七段より十一段に至るまてを第一會西會管區となし、第二會管區は單に七段より十段に至る四段に分ち、第三會管區は之を一段より六段に至る六段に分ちたり而して市街の東端より西端に至る遼河に沿へる一帶の地區を第一會管區となし、其南部一帶の地區を南北に橫斷し其西部にある者を第二會管區となし、其東部にある者を第三會管區とし各會各其管區內に於ける巡捕並に事務員の給料及ひ會の維持費として各戶より其負擔額を徵收し第一會にては更に露國巡捕廳の經費をも負擔したり然りと雖も其後各會とも其經費徵收の標準一致せす不便甚しきに至りしを以て三會公議會は露國民政府官と商議する所ありて之を營業稅及ひ家屋稅の二種となし其稅額を定め以て其徵收をなしたり其後明治三十五年露國民政官は右兩種の稅金を公議會にて徵收し直に支拂をなすを禁し各會より徵收せる稅額は一度之を民政廳に收め各會の經費は更に民政官に其請求をなすことゝなし其收入及ひ支出を露清銀行に一任したりしを以て營口公議會は爾來其命に從ひ之を露國民政廳に上納し來れり

日本軍政署は露國民政廳の例に倣ひ營口公議會を以て市政施行の補助機關として市內に於ける營業稅、家屋稅の收入をなさしめ冬季に於ける貧民救助、市內各所給水池の維持等を管せしめ又市政施行に關し其意見を呈出せしむること、せり而して會の組織及ひ管轄區域の如きは更に變更する所なく從來の通り之を第一會、第二會、第三會に分ち各會には會頭、副會頭、委員を置き第一會會頭及ひ其副會頭を以て公議會總會の總辦及ひ副總辦となしたり

第十　物價表　（明治三十八年五月調）

區分／品目	單位	大連 戰前	大連 現時	三十里堡 戰前	三十里堡 現時	旅順 戰前	旅順 現時	金州 戰前	金州 現時	柳樹屯 戰前	柳樹屯 現時	普蘭店 戰前	普蘭店 現時
支那白米	一斗	円 一・三〇〇	円 二・五〇〇	円 一・三〇〇	円 二・五〇〇	円 一・七〇〇	円 一・六〇〇	円 二・五〇〇	円 二・九〇〇	円 二・一〇〇	円 二・五〇〇	円 二・七〇〇	円 三・〇〇〇

支那玄米	一斗	五〇〇	八〇〇										
餅米	一斗	二・〇〇〇	二・八〇〇			五・五〇〇		二・五〇〇	二・八〇〇	二・二〇〇	二・七〇〇	二・八〇〇	三・〇〇〇
大麦	一斗	五〇〇	八〇〇			一・一五〇		七〇〇				一・〇〇〇	一・五〇〇
小麦	一斗	一・八〇〇	二・五〇〇			二・四〇〇		一・八〇〇	一・九〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・五〇〇
粟	一斗	一・八〇〇	二・五〇〇			二・二〇〇	二・六〇〇	一・八〇〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	二・二〇〇	二・〇〇〇	二・五〇〇
黍	一斗	二・〇〇〇	三・〇〇〇			二・五〇〇		一・〇五〇	一・三〇〇	二・二〇〇	二・五〇〇	一・八〇〇	二・四〇〇
玉蜀黍	一斗	一・〇〇〇	一・四〇〇			一・一〇〇	一・七〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇	九〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・三〇〇
高粱	一斗	一・一〇〇	一・九〇〇			一・〇〇〇	一・五〇〇	一・一〇〇	一・三〇〇	七〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇
大豆	一斗	一・二〇〇	二・二〇〇			一・六〇〇	二・一〇〇	一・二〇〇	一・五五〇	一・二〇〇	一・五五〇	一・三〇〇	一・八〇〇
小豆	一斗	二・〇〇〇	二・八〇〇			一・一〇〇	二・〇〇〇	一・六〇〇	二・二〇〇	一・五〇〇	二・一〇〇	一・六〇〇	二・五〇〇
黒豆	一斗	一・〇〇〇	二・二〇〇			一・七〇〇		一・二〇〇	一・四五〇	一・〇〇〇	一・七〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇
日本麦粉	一俵	一・八〇〇	三・三〇〇			三・六〇〇	三・一〇〇	二・七〇〇	三・三〇〇	二・八〇〇	三・二〇〇	三・〇〇〇	三・五〇〇
支那麦粉	一斤	八〇				八〇〇	六〇〇	七〇	九〇	五〇	七〇	五〇	八〇
茶	一斤(上)	一・五〇〇	一・五〇〇			三・〇〇〇	三・〇〇〇	七〇〇	七〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
牛肉	一斤	二〇〇	三六〇			二五〇	三〇〇	二五〇	四〇〇	二五〇	三〇〇	一五〇	二五〇

生牛	一斤	一五〇	三五〇					(大一頭)八〇・〇〇〇	一六〇・〇〇〇	(大一頭)三五・〇〇〇	一二・〇〇〇		
羊肉	一斤	三五〇				二五〇		二五〇	三五〇			二〇〇	四〇〇
生羊	一斤	二〇〇		八〇〇	一・五〇〇	(大一頭)	(同)八・〇〇〇	(大一頭)八・〇〇〇	(同)一〇・〇〇〇				
猪肉	一斤	二五〇	三五〇	一〇〇	三五〇	二五〇	四〇〇	二五〇	三五〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	三八〇
生豚	一斤	一五〇	二五〇	八〇	二五〇	(上一頭)七〇・〇〇〇		一五〇	二五〇	一五〇	二〇〇		
雞	一羽	六〇〇	八〇〇	四〇〇	一・〇〇〇	(雛)五〇〇	(雛)六〇〇	七〇〇	九〇〇	六〇〇	八〇〇	六〇〇	一・〇〇〇
鵞	一羽	一・〇〇〇						四・〇〇〇	二・五〇〇	二・五〇〇			
庭鴨	一羽	八〇〇	一・五〇〇			二〇〇	三〇〇	七〇〇	九〇〇	四〇〇	八〇〇	八〇〇	一・二〇〇
鶏卵	一個	(百個)一・五〇〇	二・二〇〇	五	三	二五	一五	一七	一七	一〇	一四〇	一〇	二〇
アヒル卵	一個	三〇	六〇	三〇	五〇	二〇	三〇	一八	二〇	二〇		三〇	四〇
干鰕	一斤	(大)五〇〇	六〇〇			一〇〇	一四〇	(中)四五〇	四五〇	(大)四〇〇	六〇〇	一五〇	二〇〇
鹽魚	一斤	一〇〇	二〇〇			一四〇	八〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇		一五〇	二〇〇
胡麻	一斗	三〇〇		一・五〇〇	三・五〇〇	二・七〇〇		三・五〇〇	四・五〇〇	三・五〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	四・五〇〇
胡麻油	一升	四〇〇	五〇〇			三〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	(一斤)三〇〇	三〇〇	(一斤)四〇〇	五〇〇
豆油	一升	一二〇	一八〇			一五〇	二〇〇	一四〇	一六〇	(一斤)一五〇	二〇〇	(一斤)一五〇	二三〇

		奉天	新京	吉林	哈爾濱	齊齊哈爾	牡丹江	佳木斯	錦州	承德	安東	撫順	本溪湖	通化	四平街	公主嶺	鄭家屯	洮南	海拉爾	滿洲里
豆粕	一斤	一二	一・〇〇	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
葡萄	一斤	〇・五〇	〇・八〇	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
梨	一斤	〇・三〇	〇・五〇	〇・八〇	〇・七〇	〇・八〇	〇・七〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
慈	一斤	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五
大根	十斤	〇・三〇	〇・四〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・五〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇	〇・四〇
馬鈴薯	十斤	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・二〇	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五
韮菜	十斤	一・五〇	二・〇〇	二・五〇	二・〇〇	二・五〇	二・〇〇	二・五〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
人參	十斤	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
白菜	十斤	〇・四〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
豆腐	十斤	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
ソウメン	一斤	〇・四〇	〇・六〇	一・〇〇	〇・六〇	一・〇〇	〇・六〇	一・〇〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
キンコ	一斤	〇・六〇	〇・九〇	一・一〇	〇・九〇	一・一〇	〇・九〇	一・一〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
椎茸	一斤	三・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
團餅	一斤																			
粟	一斤																			

		奉天	新京	吉林	哈爾濱	齊齊哈爾	牡丹江	佳木斯	錦州	承德	安東	撫順	本溪湖	通化	四平街	公主嶺	鄭家屯	洮南	海拉爾	滿洲里
英葡萄酒	一瓶																			
粟酒	一升	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶	一瓶
ビール	一瓶	〇・六〇	一・〇〇	一・二〇	一・〇〇	一・二〇	一・〇〇	一・二〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
ブランデー	一瓶	四・〇〇																		
支那老酒	一瓶	一・〇〇	一・二〇	一・四〇	一・二〇	一・四〇	一・二〇	一・四〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
日葡萄酒	一瓶	四五																		
燒酎	一升																			
燒酒	一升	一五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
ミルク	一罐	三五	四五	五五	四五	五五	四五	五五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
白砂糖	一斤	一一	一五	一八	一五	一八	一五	一八	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
紅氷砂糖	一斤	一五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
紅砂糖	一斤	一〇	一五	一八	一五	一八	一五	一八	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
角砂糖	一斤	一一	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
敷	百斤	一一・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇
燒饅頭	十個	一一	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

カステーラ	一斤	二五〇	四〇〇			三五〇	三五〇	三〇〇	四〇〇	支那製 三〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇
木炭	百斤	二・〇〇〇	三・〇〇〇			四・四〇〇	四・〇〇〇	二・五〇〇	三・五〇〇	一・二〇〇	三・〇〇〇	三・五〇〇	四・七〇〇
石炭	十斤	一噸 六〇〇				六〇	一〇〇	百斤 六〇〇	一・〇〇〇	百斤 一・〇〇〇		三一	一〇〇
粟穀	一斤			百斤 一・二〇〇	三・〇〇〇			百斤 二・〇〇〇	二・五〇〇	百斤 一・五〇〇	二・六〇〇	百斤 一・二〇〇	二・二〇〇
石油	一斗	三・〇〇〇	三・六〇〇			四・二〇〇	三・五〇〇	五・〇〇〇	三・五〇〇	上 二・二五〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
石灰	十斤	一二〇	一二〇			一〇〇	一五〇	百斤 五〇〇	八〇〇	七〇	四〇	百斤 六〇〇	六〇〇
蝋燭	一斤	一五〇	三〇〇			三〇〇	三〇〇	二五〇	三五〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	三五〇
洋蝋	六本一包	二〇〇	二〇〇			二八〇	二五〇	二五〇	三〇〇	二二〇	二〇〇	二五〇	三〇〇
マッチ	一包	三〇	四〇	三〇	五〇	三〇	三〇	四〇	四〇	三〇	三〇	四〇	五〇
巻煙草	ヒーロー ピーコック 一個					十六入 五〇	六〇	五〇	五〇	五〇	五〇	六〇	六〇
支那手拭	一本	大 二〇〇	大 三〇〇			大 一五〇	大 一五〇	一一〇	一一〇	大 一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇
石鹸	一個 上	上 三五〇	四〇〇			四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	上 三五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇
洗濯石鹸	一個 上	二五〇	三〇〇			一箱 五〇〇	五〇〇	四五〇	四五〇	上 五〇〇	五〇〇	一五〇	二五〇
サジ	一本	五〇	八〇			一打 三〇〇	五〇〇	一二〇	一二〇	五〇	一〇〇	一〇〇	一五〇
肉刺	一個	三〇〇	三〇〇			二五〇	五〇〇	一二〇	一二〇	五〇	一〇〇	一五〇	二〇〇

支那状袋	一枚	五	一〇			一〇	三	十張 五〇	五〇	四	五	五〇	五
川連紙	一個	一疋 二五〇	五〇〇			一疋 四〇〇	六〇〇	一疋 二五〇	二五〇	二〇〇	二五〇	一疋 三〇〇	三〇〇
筆	一本	一〇〇	一五〇			五〇	一〇〇	六〇	六〇	五〇	七〇	六〇	六〇
白官紙	十枚		五〇〇			一・六〇〇	二・〇〇〇	一疋 八〇〇	八〇〇	一疋 五〇〇	六〇〇	一疋 八〇〇	八〇〇
墨	一挺	五〇	一二〇			五〇	一〇〇	五〇	七〇	五〇	八〇	五〇	五〇
連束紙	十枚		一・〇〇〇					一疋 七〇〇	七〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一疋 八〇〇	八〇〇
鉛筆	一本	三〇	三五			四〇	五〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	五〇	五〇
アンペラ	一枚 大	三〇〇	五〇〇			六〇〇	八〇〇	八〇〇	一・〇〇〇	五〇〇	八〇〇	五〇〇	七五〇
支那紙	十枚	五〇〇	一・〇〇〇			疋 一・〇〇〇	一・〇〇〇			三〇〇	四〇〇		
洋燈	一個	三〇〇	四五〇			二〇〇	五〇〇	小 三〇〇	三〇〇	大 三・〇〇〇	三・〇〇〇	三〇〇	五〇〇
ホヤ	一個	大 五〇〇	五〇〇			二〇〇	五〇〇	小 五〇	五〇	大 三五〇	四〇〇	中 一五〇	二〇〇
麻縄	一斤	二五〇	四〇〇			四〇〇	五〇〇	四〇〇	七五〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	八〇〇
バケツ	一個	一・〇〇〇	一・〇〇〇			二五〇	三〇〇	一五〇	二〇〇	三五〇	四五〇	二五〇	三〇〇
薬罐	一個	三〇〇	四五〇	入 八〇〇	一・〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	二〇〇	中 三〇〇	五〇〇	四五〇	六〇〇
茶碗	一個	二五〇	三〇〇	二五〇	三〇〇	粗 五〇	五〇	三〇〇	四〇〇	上 三五〇	四〇〇	上 二五〇	三〇〇

品目	單位	復州 戰前	復州 現時	南瓦房店 戰前	南瓦房店 現時	得利寺 戰前	得利寺 現時	熊岳城 戰前	熊岳城 現時	蓋平 戰前	蓋平 現時	大石橋 戰前	大石橋 現時
皿	一個	六十個 八〇〇	八〇〇	一〇〇	二五〇	四〇	四〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇
麻	一斤	一五〇	三〇〇	一五〇		一三〇	一八〇			一五〇	二〇〇		
高粱殼	十斤	一五〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	一八〇	一三〇	二〇〇	五〇	一〇〇	六〇	一〇〇
面洗器	一個	一四〇	一四〇	四〇〇	五〇〇	一五〇	一五〇	六〇〇	八〇〇	二〇〇	二〇〇	六五〇	八〇〇
庖丁	一挺	六〇〇	八〇〇	一把 三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	八〇〇
支那干草	一貫匁	百斤 一·〇〇〇	二三〇	百斤 二·〇〇〇	三·〇〇〇	一·六〇〇	一·八〇〇	百斤 一·三〇〇	一·六〇〇	百斤 一·〇〇〇	一五·〇〇〇		
鮮魚	一斤									一〇〇	二五〇	一〇〇	二五〇
鹽	一斗										四五〇	五〇〇	一·〇〇〇

物價表二

品目	單位	復州 戰前	復州 現時	南瓦房店 戰前	南瓦房店 現時	得利寺 戰前	得利寺 現時	熊岳城 戰前	熊岳城 現時	蓋平 戰前	蓋平 現時	大石橋 戰前	大石橋 現時
支那白米	一斗	円 一·七〇〇	円 二·五〇〇	円 二·三〇〇	円 二·三〇〇	円 二·〇〇〇	円 二·〇〇〇	円 二·〇〇〇	円 二·四〇〇	円 一·四五〇	円 一·八八〇	円 三·五〇〇	円 三·八〇〇
支那玄米	一斗			一·五〇〇	一·五〇〇	一·七〇〇	一·七〇〇	一·九〇〇	二·二〇〇	一·二五〇	一·七五〇	三·〇〇〇	三·六〇〇
餅米	一斗	二·〇〇〇	三·〇〇〇	二·五〇〇	二·五〇〇	二·二〇〇	二·二〇〇	二·〇〇〇	二·七〇〇	二·五〇〇	三·五〇〇	三·五〇〇	三·五〇〇
大麥	一斗			一·五〇〇	一·五〇〇	一·〇〇〇	一·〇〇〇	九〇〇					一·一〇〇
小麥	一斗	一·四〇〇	二·〇〇〇	二·八〇〇	二·八〇〇	二·七〇〇	二·七〇〇	一·五〇〇	二·一二〇	一·一五〇	一·八八〇	一·八〇〇	
粟	一斗	一·五〇〇	一·八〇〇	一·七〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇	一·五〇〇	二·五〇〇	一·一五〇	一·八八〇	二·〇〇〇	二·一〇〇
黍	一斗	二·〇〇〇	二·五〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇		二·三〇〇	九五〇	一·七五〇	一·九〇〇	一·九〇〇
玉蜀黍	一斗	九〇〇	一·〇〇〇	九〇〇	一·一〇〇	一·三〇〇	一·三〇〇	一·二〇〇	二·三〇〇	七〇〇	一·三八〇		
高黍	一斗	九〇〇	一·〇〇〇	九〇〇	一·一〇〇	一·三〇〇	一·三〇〇	一·〇〇〇	一·三〇〇	八〇〇	一·五〇〇	一·五〇〇	一·七〇〇
大豆	一斗	一·〇〇〇	一·三〇〇	一·〇〇〇	一·三〇〇	一·一〇〇	一·一〇〇	一·〇〇〇	一·七〇〇	一·〇三〇	一·五三〇	一·八〇〇	二·二〇〇
小豆	一斗	一·一〇〇	一·五〇〇	一·二〇〇	一·八〇〇	二·〇〇〇	二·〇〇〇	一·二〇〇	二·四〇〇	一·六三〇	二·〇〇〇	一·七〇〇	二·〇〇〇
黑豆	一斗	九〇〇	一·三〇〇	一·〇〇〇	一·四〇〇	一·五〇〇	一·五〇〇	一·〇〇〇	一·六〇〇	一·〇〇〇	一·二五〇	一·六〇〇	一·八〇〇
日本麥粉	一俵	三·〇〇〇	三·五〇〇	三·八二〇	三·八二〇	三·五〇〇	三·五〇〇	二·五〇〇	三·四〇〇	二·五〇〇	三·五〇〇	三·七〇〇	四·二〇〇
支那麥粉	一斤	六〇	九〇	一〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇	八〇	一〇〇	六〇	八五	八〇	一〇〇
茶	一斤上	一·五〇〇	一·五〇〇	一·二〇〇	一·二〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	上 一·三〇〇	一·三〇〇	一·五〇〇	一·二五〇	一·二〇〇	一·五〇〇
牛肉	一斤	一五〇	二五〇	一五〇	二五〇	一八〇	二二〇	一〇〇	二七〇	二五〇	三八〇	三〇〇	三五〇
生牛	一斤	大 一〇〇·〇〇〇	一五〇·〇〇〇	一三〇	二二〇	一頭 六〇·〇〇〇	八〇·〇〇〇		三〇〇			二〇〇	二五〇
羊肉	一斤	一五〇	二五〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二七〇	二七〇	二七〇	三三〇	三〇〇	三五〇
生羊	一斤	大 四·〇〇〇	八·〇〇〇	一五〇	二〇〇	一頭 八·〇〇〇	八·〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇

		奉天		吉林		長春		哈爾濱		齊齊哈爾	
豚肉	一斤	一二三	二四〇	一二五	二〇〇	一二五	二〇〇	一二五	二〇〇	一二五	二〇〇
生豚	一斤	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇
雞	一羽	三〇〇	八〇〇	一五〇	四〇〇	一五〇	四〇〇	一五〇	四〇〇	一五〇	四〇〇
鴛	一羽	八〇〇	一、二〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇
庭鴨	一羽	一二〇	三〇〇	一〇〇	二五〇	一〇〇	二五〇	一〇〇	二五〇	一〇〇	二五〇
雞卵	一個	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇
アヒル卵	一個	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇
干鰕	一斤	三〇〇	六〇〇	七〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	一、四〇〇	七〇〇	一、四〇〇
鹽魚	一斤	八〇	一五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
胡麻	一斗	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇
胡麻油	一升	二〇〇	四〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	六〇〇
豆油	一升	一一〇	二二〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇
豆粕	一斤	一一〇	二二〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇
葡萄	一斤	八〇	一五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
梨	一斤	八〇	一五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇

		奉天		吉林		長春		哈爾濱		齊齊哈爾	
葱	一斤	二〇	四〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一〇	二〇
大根	十斤	八〇	一六〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
馬鈴薯	十斤	三〇〇	六〇〇	八〇〇	一、六〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
人參	十斤	三〇〇	六〇〇	三五〇	七〇〇	三五〇	七〇〇	三五〇	七〇〇	三五〇	七〇〇
韮菜	十斤	二〇〇	四〇〇	六〇	一二〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
白菜	十斤	一五〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
豆腐	十斤	一五〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
ソウメン	一斤	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
キンコ	一斤	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
椎茸	一斤	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
團餅	一斤										
粟	一斤	六〇	一二〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
葡萄酒	一瓶										
粟酒	一升	一斤 七〇	一四〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
ビール	一瓶	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇	三〇〇

品名	單位												
ブランデー	一瓶	一・二〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	小 三〇〇	三〇〇						
支那老酒	一瓶	一二〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	六〇〇	六〇〇	一・二〇〇	三・〇〇〇	一・二〇〇	一・五七〇		
日本葡萄酒	一瓶	五〇〇	五〇〇	五五〇	五五〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇	四・二〇〇	四・八〇〇		
燒酎	一升			一瓶 三〇〇	四〇〇								
燒酒	一升	二〇〇	三〇〇					二五〇	五〇〇	一五〇	二二〇	一斤 三〇〇	四〇〇
ミルク	一罐	三〇〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	二五〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇
白砂糖	一斤	一五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一二〇	二〇〇	一五〇	一七〇	八〇	一〇〇
紅氷砂糖	一斤	一八〇	二五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一五〇	一三〇	一二〇	二〇〇	八〇	一〇〇
紅砂糖	一斤	一〇〇	一三〇	一二〇	一六〇	一五〇	一五〇	五〇	一一〇	八五	一一〇	六〇	八〇
角砂糖	一斤	二五〇	三〇〇	二五〇	二五〇	四〇〇	四〇〇	一五〇					
麩	百斤			一斗 六〇〇	六〇〇					五〇〇	七五〇	五〇〇	八〇〇
燒饅頭	十個	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	四〇〇	三八	七五	一斤 八〇	一〇〇
カステーラ	一斤	沙河製 二五〇	三五〇	二五〇	三五〇	三五〇	四〇〇	二〇〇	三五〇	二二五	三〇〇	四〇〇	六〇〇
木炭	百斤	三・〇〇〇	五・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	九〇〇	三・三〇〇		三・五〇〇	三・八〇〇	四・〇〇〇
石炭	十斤	五〇〇	八〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	六〇	一三〇		二〇〇		

品名	單位												
粟穀	一斤	百斤 一・二〇〇	三・〇〇〇	一七	二一	十斤 二〇〇	二五〇	十斤 一〇〇	二六〇		二・五〇〇	二〇	二五
石油	一斗	二・〇〇〇	二・八〇〇	一斤 一〇〇	一四〇	二・五〇〇	三・三〇〇	一・八〇〇	二・五〇〇		三・五〇〇	一石 四・二〇〇	三・三〇〇
石灰	十斤	一八〇	二五〇	四〇〇	四〇〇	二二〇	二二〇	二五	一六〇		二・二五〇		
蠟燭	一斤	二〇〇	三〇〇	二七〇	三五〇	二二〇	二二〇	九〇	二四〇	二五〇	三一五	二八〇	三〇〇
洋蠟	一包六本	三〇〇	三五〇	三〇〇	四〇〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	三五〇	三五〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇
マッチ	一包	五〇	五〇	四〇	四〇	五〇	五〇	二〇	四五	二五	三三	三〇	五〇
卷煙草	ピーローピーコック一個	四〇	六〇	六〇	六〇	十個 五〇〇	六〇〇	五〇	五〇	四〇	四六	五〇	五〇
支那手拭	一本(大)	三五〇	四〇〇	二五〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	七〇	一〇〇	六三	一〇〇	五〇	五〇
石鹼	一個(上)	三五〇	四〇〇	三五〇	三五〇	四〇〇	四〇〇	一五〇	二五〇	三五〇	四五〇	三五〇	四五〇
洗濯石鹼	一個(上)	四五〇	五〇〇	二五〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	一八〇	三五〇	八〇	一〇〇	六〇〇	一・〇〇〇
サジ	一本	一〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	八〇	一〇〇
肉刺	一個	八〇	一〇〇	一〇〇	一三〇	一五〇	一五〇	九〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇
支那狀袋	一枚	二	三	五	五	三	三	二	三	一〇	一五	一五	二
川連紙	一個	一疋 二〇〇	二五〇	十枚 四〇	六〇	十枚 七〇	七〇	二	二			一疋 四五〇	六〇〇
筆	一本	八〇	九〇	上 一一〇	一一〇	上 一〇〇	七〇	五〇	六〇	五〇	五八	十五錢ヨリ十錢迄	

品目	單位	營口 戰前	營口 現時	海城 戰前	海城 現時	鞍山站 戰前	鞍山站 現時	遼陽 戰前	遼陽 現時
白官紙	十枚	一圓八五〇	一圓八五〇						
墨	一挺	五〇	六〇	上 八〇	八〇				
連束紙	十枚	一五〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇				
鉛筆	一本	五〇	八〇	八〇	八〇				
アンペラ	一枚大	八五〇	一・〇〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
支那紙	十枚			一〇〇	一〇〇	大 六〇	大 六〇	大 五〇	大 五〇
洋燈	一個	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
ホヤ	一個	一二〇	一三〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
麻繩	一斤	五〇〇	六五〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
バケツ	一個			一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
藥罐	一個	四五〇	六〇〇	大 一五〇	大 一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
茶碗	一個	上 一二〇	三〇〇	上 四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
皿	一個	大 一〇〇	一〇〇	大 一〇〇	大 一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
麻	一斤		一五〇	三〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
高粱殼	十斤	大 〇	一〇〇	一二	一二	一〇	一〇	一〇	一〇

物價表三

品目	單位
面洗器	一個
庖丁	一挺
支那干草	一貫匁
生魚	十斤
食鹽	十斤

品目	單位	營口 戰前	營口 現時	海城 戰前	海城 現時	鞍山站 戰前	鞍山站 現時	遼陽 戰前	遼陽 現時
支那白米	一斗	一・〇〇〇	一・三五〇	一・四五〇	一・三〇〇			一・〇〇〇	一・三五〇
支那玄米	一斗	一・八〇〇	二・一〇〇	二・一〇〇	二・八〇〇			二・〇〇〇	二・八〇〇
併米	一斗	二・五〇〇	三・四〇〇	二・七〇〇	三・五〇〇			二・五〇〇	三・四〇〇
大麥	一斗	一・〇〇〇	一・三五〇	一・一〇〇	一・一〇〇			一・〇〇〇	一・一〇〇
小麥	一斗	一・八〇〇	二・一〇〇	二・一五〇	二・一〇〇				
粟	一斗	二・〇〇〇	二・三〇〇	一・九〇〇	二・〇〇〇				
黍	一斗	一・三〇〇	一・八〇〇						

玉蜀黍	一斗	一・七〇〇	一・八〇〇								
高粱	一斗	一・五〇〇	一・六〇〇	七四〇	一・六五〇			九〇〇	一・四〇〇	八〇〇	一・二〇〇
大豆	一斗	二・〇〇〇	二・五〇〇	八五〇	一・四〇〇			一・二〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・四〇〇
小豆	一斗	一・八〇〇	二・二〇〇	九二〇	二・五〇〇			一・六〇〇	二・四〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇
黒豆	一斗	一・五〇〇	二・〇〇〇	七一〇	一・二〇〇			九〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇
日本麥粉	一俵	三・五〇〇	四・〇〇〇						三・九〇〇	四・〇〇〇	四・五〇〇
支那麥粉	一斤	八〇	九〇	五〇	一八〇			七〇	一一〇	一〇〇	一〇〇
茶	一斤上	一・二〇〇	一・四〇〇	一・〇〇〇	九五〇			下 六〇〇	八〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇
牛肉	一斤	二五〇	四〇〇		三〇〇	二七〇	三〇〇	二五〇	三五〇	二五〇	三五〇
生牛	一斤	三〇〇	三〇〇	九〇	一三〇	一一〇	一五〇			一二〇	一二〇
羊肉	一斤	二五〇	三〇〇	九〇						二〇〇	二五〇
生羊	一斤	二〇〇	二八〇							一〇〇	一五〇
猪肉	一斤			一〇〇	一三〇	二九〇	三五〇	二〇〇	五〇〇	二五〇	三五〇
生豚	一斤	二〇〇	二七〇		二〇〇	二〇〇	二五〇	一五〇	四〇〇	一〇〇	一五〇
雞	一羽	三〇〇	四五〇	六三〇	五〇〇	五〇〇	八〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇

鵞	一羽									一・〇〇〇	一・〇〇〇
庭鴨	一羽			六三〇	五五〇					六〇〇	六〇〇
鷄卵	一個	八	一四	一〇	〇一四			一〇	一五	一〇	二〇
アヒル卵	一個	七	三二	一五	〇二〇						
干鰕	一斤	四〇〇	五〇〇	三五〇	七五〇					四〇〇	八〇〇
鹽魚	一斤	一五〇	一八〇	一〇〇	一七五					一五〇	二〇〇
胡麻	一斗			一五〇	三〇〇						
胡麻油	一升			一斤 一五〇	三〇〇					四〇〇	六〇〇
豆油	一升	一六〇	一九〇	一斤 一七〇	一七〇			一八〇	三〇〇	一五〇	二〇〇
豆粕	一斤	六〇〇	九八〇		一・一五〇					一・二〇〇	一・六〇〇
葡萄	一斤	三〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇						
梨	一斤	一〇〇	一五〇	一〇〇	二〇〇					二〇〇	二五〇
葱	一斤	三〇	五〇		九〇			二八	四〇	二〇	三〇
大根	十斤	一〇〇	一二〇	二〇〇	八〇〇				三〇〇		
馬鈴薯	十斤			二〇〇	四五〇					二〇	五〇

韮菜	十斤	一・八〇〇	二・五〇〇	五〇〇	七〇〇			二〇〇	五〇〇	五〇〇	一・〇〇〇
人參	十斤	一〇〇	一五〇		八〇〇					五〇〇	五〇〇
白菜	十斤	五〇	二一〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇	二〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇
豆腐	十斤	一八〇	二三〇	七粒 一〇〇	一〇〇 八切		一〇〇	一〇〇	一四〇	一〇〇	一〇〇
ソウメン	一斤	一〇〇	一二〇	九〇	九〇			二〇〇	三〇〇	一〇〇	一五〇
キンコ	一斤			一・一〇〇				一・四〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇
椎茸	一斤	一・二〇〇	二・五〇〇	一五〇	六三〇					一・〇〇〇	一・〇〇〇
團餅	一斤		一〇〇								
棗	一斤	一二〇	一八〇	六〇	二〇〇			八〇	一一〇	一〇〇	一〇〇
英國葡萄酒	一瓶										
粟酒	一升	一五〇	三〇〇		三五					二〇〇	三〇〇
ビール	一瓶	四〇〇	二五〇		三五〇		三五〇		四〇〇	五〇〇	四〇〇
ブランデー	一瓶		二・二〇〇		二・〇〇〇					一・五〇〇	一・五〇〇
支那老酒	一瓶	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・〇〇〇	二・二〇〇					一五〇	二五〇
日本ブドー酒	一瓶	四五〇	五〇〇		七〇〇					五〇〇	五〇〇

燒酎	一升			一瓶 二五〇	四五〇						
燒酒	一升	四〇〇	八〇〇		四〇〇			二〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇
ミルク	一罐	五五〇	六〇〇	一〇〇	一八〇		五〇〇			五〇〇	五〇〇
白砂糖	一斤	一五〇	一七〇	一三〇	二〇〇		二五〇	一八〇	二〇〇	一五〇	一五〇
紅氷砂糖	一斤	一〇〇	一五〇	八〇	一〇〇			二二〇	三〇〇	一五〇	一五〇
紅砂糖	一斤	八〇〇	一二〇		六〇〇			九〇	一一〇	一〇〇	一〇〇
角砂糖	一斤	三〇〇	四〇〇		一斗 二・四〇〇			二八〇	三六〇	三〇〇	四〇〇
麩	百斤	六〇〇	八五〇		一〇〇			一・〇〇〇	一・四〇〇	五〇〇	七〇〇
燒饅頭	十個	八〇	一二〇		三五〇			一四〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
カステーラ	一斤	四〇〇	四〇〇					三〇〇	五〇〇	三〇〇	四〇〇
木炭	百斤	二・五〇〇	三・〇〇〇	一・一五〇	五・〇〇〇	三・二〇〇	六・〇〇〇	四・〇〇〇	五・〇〇〇	三・〇〇〇	五・〇〇〇
石炭	十斤	八〇〇	一・一〇〇		一六〇					五〇	一〇〇
粟殼	一斤	二〇〇	二三〇	五〇〇	四〇〇			三〇〇	三五〇	二五〇	二五〇
石油	一斗	一・四〇〇	一・五〇〇	一七〇	二・〇〇〇			一箱 三・四〇〇	四・八〇〇	四・〇〇〇	五・〇〇〇
石灰	十斤	八〇〇	一・一〇〇	三〇	一五〇					一・〇〇〇	一・二〇〇

品名	單位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
蠟燭	一斤	一斤 四〇〇	六〇〇	一斤 一七〇	三三〇			三〇〇	四四〇	三〇〇	五〇〇
洋蠟	一包六本	四〇〇	四五〇		三〇〇		四二〇		四〇〇	五〇〇	五〇〇
マッチ	一包	二〇	三三	一五〇	三五		五〇	三〇	四〇	二〇〇	四〇
巻煙草	ヒーロー一個	六〇	六〇		四〇		五〇		五〇	五〇	五〇
支那手拭	一本	五〇〇	九〇〇		一五〇		八〇	八〇	一三〇	一〇〇	一五〇
石鹸	一個上	一・〇〇〇	一・一〇〇	四〇	六〇		一五〇	三〇〇	四〇〇		四〇〇
洗濯石鹸	一個上	二五〇	三二〇		七五〇		一〇〇		一〇〇	一〇〇	一〇〇
サジ	一本	五〇〇	九〇〇		一〇〇			九〇	一二〇	八〇	一〇〇
肉刺	一個	一五〇	一八〇		一〇〇					一〇〇	一〇〇
支那狀袋	一枚	八	五		四〇			五〇	五〇	五〇	五〇
川連紙	一個			一三〇	二五〇			二五〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇
筆	一本	五〇	七〇	六〇	一〇〇		六〇	七〇	一〇〇	一〇〇	一五〇
白官紙	十枚	一・〇〇〇	一・四〇〇	一疋 五〇	一・二〇〇			一・〇〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇
墨	一挺	八〇〇	一・三〇〇	五〇	一五〇		一〇〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇
連束紙	十枚				六〇〇						

品名	單位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
鉛筆	一本	六〇	六〇		九五		四五		六〇	五〇	五〇
アンペラ	一枚大	五〇〇	六〇〇	四六〇	一・〇〇〇					四〇〇	六〇〇
支那紙	十枚				一〇〇						
洋燈	一個	一・〇〇〇	一・五〇〇		二〇〇			二二〇	三二〇	五〇〇	五〇〇
ホヤ	一個	二五〇	三〇〇		八〇			八〇	一〇〇	五〇	一〇〇
麻繩	一斤	四〇〇	六〇〇	二〇〇	一〇〇			四〇〇	五五〇	三〇〇	三五〇
バケツ	一個	五〇〇	五〇〇								
藥罐	一個	二五〇	三〇〇	一五〇	二〇〇			二四〇	三〇〇	二〇〇	二五〇
茶碗	一個	一〇〇	一五〇	四〇〇	一〇〇			六〇	七〇	五〇	一〇〇
皿	一個	五〇	九〇		一一〇			一二〇	一五〇	一〇〇	一〇〇
麻	一斤	四〇〇	六〇〇	二五〇	四五〇			四〇〇	六〇〇	三〇〇	三五〇
高粱殼	十斤	一五〇	二一〇	百把 七〇〇	二・八〇〇			百捆 二・三〇〇	四・五〇〇	百捆 二・〇〇〇	三・〇〇〇
面洗器	一個	三〇〇	五〇〇		六〇〇			四〇〇	六〇〇	四〇〇	五〇〇
庖丁	一挺	三五〇	四〇〇		四〇〇			三五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
支那干草	一貫匁									百斤 一・〇〇〇	二・〇〇〇

生魚	十斤	一・五〇〇	一・九〇〇	六〇						一・〇〇〇	一・五〇〇
食鹽	十斤	九〇〇	一二〇	四五〇	一七〇			一斗 一・一〇〇	一・二〇〇	一〇〇	一五〇
薪	百斤	六〇〇	一・〇五〇	五〇	一・二〇〇	八〇〇	一・一〇〇	八〇〇	九〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇

第六章　運輸交通

第一　緒言

滿洲經營上最も急務に屬するものは、運輸交通機關をして完成せしむるにあり苟も此機關をして完成せしむる能はすんは曠漠の野、寒暑共に酷冽の境、何に由てか能く文明の惠澤を光被せしめて地上、地下に欝崛せる無窮の富力を驅り、居民の蒙昧を啓發することを得ん況や通商貿易の發達は一に此機關の發達に伴ふものにして先つ此機關を掌握するものか其土に於ける實利上の支配者たるは世界に於ける事例の之を徵する所にして現に列國か、清國に於て競ふて鐵道敷設に著手し又其權利の獲得に汲々たるは皆な之か爲めならすや

想ふに今回の大戰、兩國各數十萬の大軍を千里の異境に懸けて雌雄を爭ひ幷年の間に數回の大戰を交ゆるを得しは西比利亞、東清兩鐵道の恩惠にあらすして何そ又戰役後の開放を待つて列國か富源の爭奪に今より腐心することを得るも之あるか爲めならすや則ち他年滿洲を化して極東の大市場とし將た黃金世界とするも皆な力を之に藉らさる可からす然るに今や媾和の結果長春以南の東清鐵道は我か有に歸

し、南滿洲の富源は我に於て之か支配の地に立つこと、なれり抑、本鐵道は敷設完了後、日尙ほ淺く通商貿易上十分に之を試驗すること能はす或は將來其收支如何をさへ疑ふものあり且つ一方に遼河あり從來滿洲貿易の大半は之に由れるを以て尙ほ依然河運は鐵道より低廉にして輸送力も大なるもの、如くに妄斷され殊に淸國人にあつては未た鐵道取引を實踐せるもの多からす爲に眼中亦鐵道の有無を問はさるものに似たり

然るに元來鐵道なるものは我か邦に在つても敷設當初は收支相償はさる線路なきにあらさりしも年と共に發達して地方生産物の大部分を之に托するに至れり且つ夫れ東海線の如き、山陽線の如き、一方には快速なる汽船の競爭あるため多少其前途に杞憂を抱ける者ありしも開通の結果兩つなから却て益、發達を促せり、遼河の東淸鐵道に於ける亦此の如くならんか苟も滿洲の富力竭きさる限り、人文の退衰せさる以上兩者共に其全力を發揮することを得るは自然の數にして唯、其發達の程度は、其力の大小に準し畢けて將來の經營に待つの外なし

吾人か今日までの研究によれは鐵道の功果は何れの點よりするも實に遼河水運に優れり又其効力をして益、顯著ならしむるには現在の狹軌を標準軌道(四呎八吋半)に改築し竝に有望の各支線を漸次築成して散點せる各地富力の吸收運用を計らさる可からす夫の遼河水運に於ける杞憂の如きは蓋し末なり要は東淸鐵道をして益、完成せしむると同時に滿洲の富力を活躍せしむるに在り果して一たひ活躍の秋に至らは水、鐵兩つなから其忙に耐へさらん故に曰く制度風俗の改善、曰く殖產興業の發展、曰く何、曰く何皆な此機關の發展に待たさる可からす

本章に收むる所鐵道、河運に次くに車馬苦力、郵便の各項を以てするも重なるものは、前二項にして殊に今後滿洲經營上の最大問題なれは可及的の研究をなせしも兵馬倥傯の際十分に其意を竭すこと能はさるを遺憾とす

第二　鐵道

一　滿洲竝東淸鐵道沿革大要

西比利亞鐵道の東部たる後貝加爾洲鐵道を延長して烏蘇利鐵道線に聯絡を計るに當り黑龍江の北岸に沿ふて線路を敷設するは工事上頗る不利の條件多くして困難なると同時に滿洲を貫き後貝加爾線より直下して浦港に達する便利の線路を執る可き問題は途に之を實行するに至れり此線路沿道の地には人口稠密し富源乏しからす隨つて露領東部西比利亞との交通上將來に於ける地方の政治經濟の發達を助

くへき而已ならす歐亞貫通鐵道の距離を短くし、交通を迅速にするか故に所謂海陸交通の大競爭は將に是れより其發程に上らんとす

滿洲を貫きて西比利亞線を延長するに付支那政府と露國の談判は成功し滿洲鐵道の敷設竝に實用の特權を露清銀行に與ふることを承諾せり

一八九六年八月二十七日清國政府と露清銀行との間に締結したる條約に據り滿洲境内に於ける鐵道敷設竝に實用の目的を以て東清鐵道株式會社を組織す

一八九六年十二月四日勅許を得たる東清鐵道會社の定款に據り一八九七年八月より起工せり線路は本國と等しく五「ヒイト」の廣軌となす全線の敷設完結し運轉を開始してより三十六年を經過すれは清國政府は東清鐵道會社より其工費の全額竝に工事に必要なる社債に對する利息全額を支拂ひ全東清鐵道を買收することを得又八十年を經過すれは該鐵道竝に附屬物と共に全然無代價にて清國政府の所有に歸するものとす而して東清鐵道全部の建設總費用豫算額は三億〇八百萬「ルーブル」なりき

會社の支配は社長竝に九人の重役より組織せられ又社長は會社の事業に關する事項に就き清國政府と直接交涉すへき必要あるを以て同政府にて之を選任す其他の重役は株主總會にて選擧す會社事務本部は聖都に設置し北京に支部を設く副社長は遞信省技師「ケルベッヅ」北京支部長は「ボコチーロフ」支配人遞信技師「ウエンチル」とす

鐵道敷設の技師長は遞信技師「ユゴーウキッチ」助手兼補任者として遞信技師「イクナチーフ」を任す

清國皇帝の勅命にて元の露國竝に獨逸駐劄清國公使を東清鐵道會社の社長に任命せり然るに一九〇〇年六月十五日彼れは團匪の亂に乘し國賊として他の罪人と共に斬罪に處せられたり其後は支那政府に全く後任者を有せす

一八九七年八月十六日吉林將軍、長順沿海州總督、露清の地方長官等立會にて南烏蘇利の境界に近き「ポルタワ」停車場より鐵道敷設の工事を起せり

東清鐵道の工事を起したる當時は滿洲を貫きて後貝加爾より烏蘇里國境に至る線に限られしか一八九八年三月十五日北京にて批准したる露清條約及ひ同年四月十五日聖都にて署名せし追補は條約に依り露國に二十五年間旅順、大連灣の租借を諾すると共に東清鐵道會社の權利を擴張し、東清鐵道南部枝線の名稱にて滿洲線の一地點より旅順、大連灣に達する線路の敷設竝に運用を諾せり

此條約の締結せらるゝや直ちに會社は測量竝に工事に著手せり本線の全距離は一四四〇露里(我か三六〇里)南枝線の全長九二〇露里(我か二三〇里)本枝線の延長は二四二〇露里(我か六〇五里)とす

二　東清鐵道一般の狀況

開戰前に於ける東清鐵道一般の景況は別紙統計表を揭けて參考に資す尙ほ運賃等一二知り得たる概況を左に述へん

▲旅客運賃　由來東清鐵道は外國人の乘車を禁せしか千九百三年一月より一般に乘車を許す事とせり

其乘車貨車運賃も同樣は多く露貨を以て仕拂はしめたり(最も各驛に「メキシコ」の換算の相場は揭けあけとも)隨て自然の間露貨の信用を博したるは明かなる事實にして戰役間露軍は連戰連敗せるにも係らす比較的良好の價格を保つことを得しは又與て力ありしか如し

我か邦に於ても戰後當鐵道に於ける乘車貨又は貨物運賃等は軍用手票(又は之に代るへき免換券を以て必す仕拂はしむることゝせは軍票又は之に代るへき免換券)の信用を得る點に於て大なる利益あるものと信す

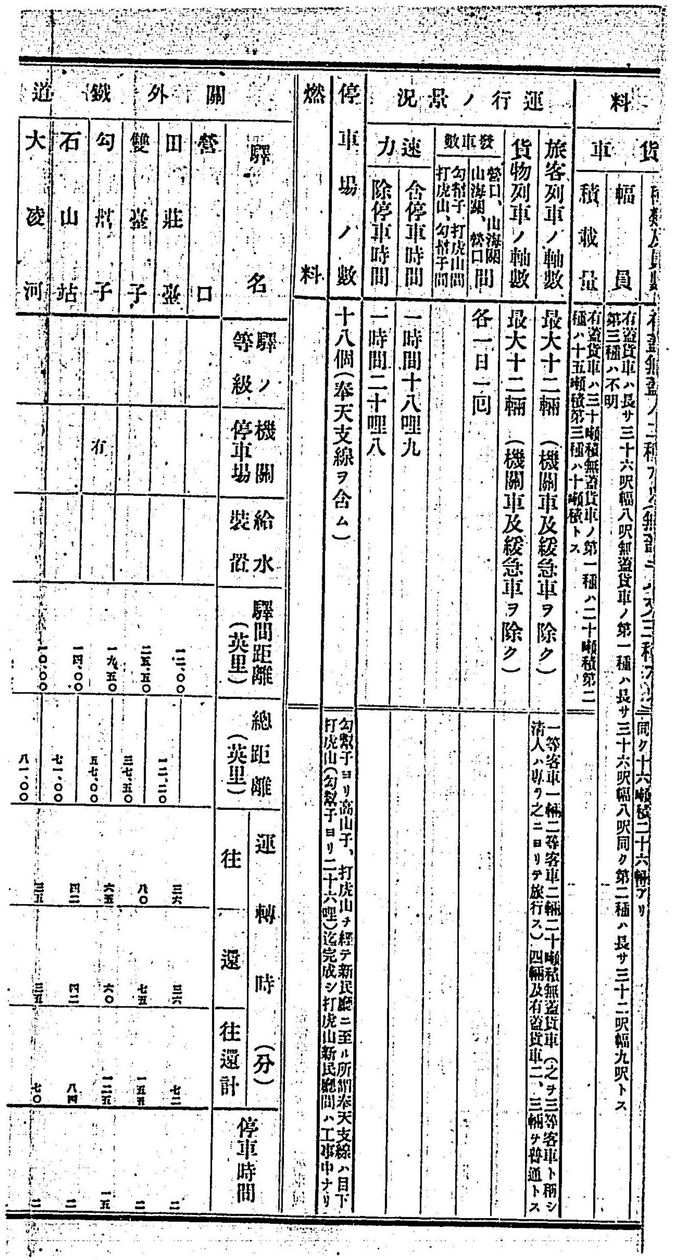

東清鐵道統計表 附關外鐵道統計表

素質摘要

線路ノ素質	
路盤ノ幅員	二、六「サーゼン」三五(五米五五)
軌鐵ノ種類	一「フート」ニ付二十四「フント」
軌鐵ノ間隔	五「フート」(一米五二五)
沈材下ノ砂層	○、一二「サーゼン」(○米二五五)
線路ノ傾斜	最大傾斜約百分一 山地ニ在テハ千分ノ十五ニ達スル所アリ
曲半徑	平地山地ヲ通シ二百乃至百五十「サーゼン」

輪轉材料	
機關車ノ種類	三軸聯結及四軸聯結ノモノアリ三軸ハ働輪ノ中徑一米二〇以下重量十二噸四軸ハ中徑一米重量約十噸ナリ
客車ノ種類	其種類尤モ多ク四等ニ區分スタクハ「ボギー」式(四軸)ニシテ一車ヲ一二等或ハ二三等ニ分ツ
客車ノ定員 一等	二十人
二等	三十人
三等	四十五人
四等	七十人
貨車 種類	有蓋、無蓋ノ二種アリ兩ナカラ二軸トス
幅員	約八米ト十二米ノ二種アリ
積載量	八米ノモノハ約九噸十二米ノモノハ約十三噸

停車場ノ景況	
一等停車場	二(一定ノ設計ナク其線路ノ必要ト其他商工業ノ發達程度ニヨリ著シキ差アリ)
二等停車場	九(同右)
三等停車場	七(本線外六條乃至十條ノ待避線ヲ有シ四等停車場ニ比スレハ工場ヲ有スルヲ異ナリトス)
四等停車場	二九(本線外三乃至五條ノ待避線アリ給水、給炭裝置及機關庫(六乃至十二臺ヲ收容ス)アリ)
五等停車場	四八(本線外二乃至三條ノ待避線アリ給水器ヲ裝置ス)
計	九五
等外小停車場	七四(二條ノ待避線アルノミ但位置ニヨリ貨物庫ヲ有ス)
合計	一六七

燃料	
鐵嶺以南ハ石炭 鐵嶺以北ハ薪材	石炭ハ主トシテ本邦産及「サハレン」産 薪材ハ松及樺ニシテ沿道ノ森林ヨリ供給ス

北部幹線距離

驛名	驛ノ等級	機關停車場	給水裝置	驛間距離(露里)	總距離(露里)	運轉時(分) 往	運轉時(分) 還	運轉時(分) 往還計	停車時間
マチエーフスカヤ(一名シビリ)	五	〃	有	一八、一二	〇	八六	八八	一七四	〃
マンジユリヤ	二	有	有	二六、九〇	一八、一二	一一〇	一一〇	二二〇	一〇
達賴諾爾	五	〃	〃	二九、九〇	四五、〇二	一三〇	一三〇	二六〇	一〇
咱剛	五	〃	〃	二八、〇九	七四、九二	一一五	一二〇	二三五	四五
嚇勒皇德	五	〃	〃	三〇、六五	一〇三、〇一	一二五	一二五	二五〇	三五
完工	四	〃	〃	三〇、四〇	一三三、六六	一三〇	一三〇	二六〇	二五
庫々諾爾	五	〃	〃	二九、七一	一六四、〇六	一一五	一一四	二二九	三〇
海拉爾	二	有	有	二六、四三	一九三、七七	一〇〇	一〇四	二〇四	五
哈克	四	〃	〃	二五、八二	二二〇、二〇	一〇三	一〇五	二〇八	二
熱勒木德	四	〃	〃	二五、二一	二四六、〇二	九五	八六	一八一	二〇
牙克石	五	〃	〃	二九、九二	二七一、二三	一一七	一一五	二三二	六
們都河	四	〃	〃	二九、二六	三〇一、一五	一一五	一一六	三一	五
烏諾勒	五	〃	〃	二八、四一	三三〇、四一	一一二	一一五	二二七	三〇
伊勒克的	四	〃	〃	一一、二七	三五八、八二	四五	五〇	九五	一〇
興安	五	〃	〃	一一、四〇	三七〇、〇九	四五	五〇	九五	一〇
サルタノヴオ	五	〃	〃	一八、四七	三八一、四九	七五	七五	一五〇	三五
布哈多	二	有	有	二八、三七	三九九、九六	八五	八五	一七〇	五
雅爾	五	〃	〃	二九、五四	四二八、三三	一〇〇	一〇〇	二〇〇	五〇
巴里木	五	〃	〃	二九、九八	四五七、八七	一一八	一二〇	二三八	二
哈拉士	五	〃	〃	二八、四三	四八七、八五	八八	八四	一七二	二六
札蘭屯	三	〃	〃	二九、九五	五一六、二八	九〇	八五	一七五	一〇
城吉思汗	五	〃	〃	二七、九七	五四六、二三	一一五	一一五	二三〇	八
甯子山	四	〃	〃	二九、四三	五七四、二〇	八七	八七	一七四	一八
杜爾齊哈	五	〃	〃	二八、八四	六〇三、六三	八七	八八	一七五	五
庫爾庫爾	五	〃	〃	一一、四〇	六三二、四七	四五	四五	九〇	四〇
胡拉爾吉	四	〃	〃	一〇、〇〇	六四三、八七	四五	四五	九〇	三〇
齊々哈爾	二	有	有	三〇、〇〇	六五三、八七	一一八	一二〇	二三八	七
烏蛇子	五	〃	〃	二三、〇〇	六八三、八七	九〇	一〇〇	一九〇	一〇
煙筒屯	四	〃	〃	二三、〇〇	七〇六、八七	九一	一〇〇	一九一	一六
小河子	五	〃	〃	二九、〇〇	七二九、八七	一一二	一一五	二二九	一〇
喇嘛尖子	五	〃	〃	二〇、〇三	七五八、八七	七八	八〇	一五八	三
薩勒圖	五	〃	〃	三〇、〇〇	七七八、九〇	七五	八〇	一五五	二五
安達	三	〃	〃	三〇、〇〇	八〇八、九〇	七八	八〇	一五八	七
宋	五	〃	〃	二九、九〇	八三八、三〇	七七	八〇	一五七	一五
蒙古	五	〃	〃	二九、九〇	八六八、二〇	七八	八〇	一五八	一〇
通青山	四	〃	〃	二九、〇〇	八九八、一〇	七六	八〇	一五六	〃
第一松花江	一	有	有	八、〇〇	九二七、一〇	二五	二五	五〇	八
舊哈爾賓	五	〃	有	三〇、一五	九三五、一〇	七六	七六	一五二	一〇
阿什河	五	〃	有	一九、三〇	九六五、二五	五〇	五〇	一〇〇	二〇
二層店子	五	〃	〃	一六、一二	九八四、五五	四〇	四〇	八〇	四
小嶺	五	〃	有	[illegible]	[illegible]				

一覽表

北部幹線距離

驛名	驛ノ等級	機關車停車場	給水裝置	驛間距離（露里）	總距離（露里）	運轉時（分）往	運轉時（分）還	往還計	停車時間
マチューフスカヤ（一名シビリ）	五	有	有		〇				
五等停車場				一八・一二	一八・一二	一四	一八	三二	〃
二九等停車場	五	〃	〃	二六・〇四	四五・一六	三〇	三〇	六〇	一
四等停車場	四	〃	〃	二九・〇九	七四・二五	三四	三四	六八	一
マンジユリヤ	二	有	〃	二八・〇九	一〇三・三四	三四	三四	六八	一
達賴諾爾	五	〃	〃	二九・〇〇	一三二・三四	三四	三四	六八	一
咱爾剛	五	〃	〃	三〇・〇三	一六二・三七	三五	三五	七〇	一
嘛勒皇德	五	〃	〃	二九・〇六	一九二・四三	三四	三四	六八	一
工完	四	〃	〃	二九・一二	二二二・〇五	三四	三四	六八	一
庫々諾爾	五	〃	〃	二九・一一	二五二・一六	三四	三四	六八	一
海拉爾	二	有	〃	二九・一一	二八二・二七	三四	三四	六八	一
哈克	四	〃	〃	二九・二二	三一二・〇九	三五	三五	七〇	一
熱勒木德	四	〃	〃	二九・二二	三四二・三一	三五	三五	七〇	一
牙克石	五	〃	〃	二九・一二	三七二・〇三	三四	三四	六八	一
們都河	四	〃	〃	二九・一二	四〇二・一五	三四	三四	六八	一
烏諾勒	五	〃	〃	二九・一二	四三二・二七	三四	三四	六八	一
伊勒克的	四	〃	〃	二九・一二	四六二・三九	三四	三四	六八	一
興安	三	〃	〃	二九・一二	四九二・五一	三四	三四	六八	一
サルタノヴオ	五	〃	〃	二九・一二	五二二・六三	三四	三四	六八	一
布哈多	二	有	〃	二九・一二	五五二・七五	三四	三四	六八	一
雅爾	五	〃	〃	二九・一二	五八二・八七	三四	三四	六八	一
巴里木	五	〃	〃	二九・一二	六一二・九九	三四	三四	六八	一
哈拉士	五	〃	〃	二九・一二	六四二・一一	三四	三四	六八	一
札蘭屯	三	〃	〃	二九・一二	六七二・二三	三四	三四	六八	一
吉思汗城	五	〃	〃	二九・一二	七〇二・三五	三四	三四	六八	一
杜爾伯齊哈	五	〃	〃	二九・一二	七三二・四七	三四	三四	六八	一
甯年子山	四	〃	〃	二九・一二	七六二・五九	三四	三四	六八	一
小拉河	五	〃	〃	二九・一二	七九二・七一	三四	三四	六八	一
煙筒屯	四	〃	〃	二九・一二	八二二・八三	三四	三四	六八	一
烏蛇子	五	〃	〃	二九・一二	八五二・九五	三四	三四	六八	一
齊々哈爾	二	有	〃	三〇・〇〇	八八二・九五	三四	三四	六八	一
胡拉爾吉	四	〃	〃	二九・一二	九一二・〇七	三四	三四	六八	一
庫爾庫爾	四	〃	〃	二九・一二	九四二・一九	三四	三四	六八	一
杜爾伯齊哈	五	〃	〃	二九・一二	九七二・三一	三四	三四	六八	一
甯年子山	四	〃	〃	二九・一二	一〇〇二・四三	三四	三四	六八	一
城吉思汗	五	〃	〃	二九・一二	一〇三二・五五	三四	三四	六八	一
札蘭屯	三	〃	〃	二九・一二	一〇六二・六七	三四	三四	六八	一
哈拉士	五	〃	〃	二九・一二	一〇九二・七九	三四	三四	六八	一
巴里木	五	〃	〃	二九・一二	一一二二・九一	三四	三四	六八	一
雅爾	五	〃	〃	二九・一二	一一五二・一〇三	三四	三四	六八	一
布哈多	二	有	〃	二九・一二	一一八二・一一五	三四	三四	六八	一
サルタノヴオ	五	〃	〃	二九・一二	一二一二・一二七	三四	三四	六八	一
興安	三	〃	〃	二九・一二	一二四二・一三九	三四	三四	六八	一
伊勒克的	四	〃	〃	二九・一二	一二七二・一五一	三四	三四	六八	一
烏諾勒	五	〃	〃	二九・一二	一三〇二・一六三	三四	三四	六八	一
們都河	四	〃	〃	二九・一二	一三三二・一七五	三四	三四	六八	一
牙克石	五	〃	〃	二九・一二	一三六二・一八七	三四	三四	六八	一
熱勒木德	四	〃	〃	二九・一二	一三九二・一九九	三四	三四	六八	一
哈克	四	〃	〃	二九・一二	一四二二・二一一	三四	三四	六八	一
海拉爾	二	有	〃	二九・一一	一四五二・二二三	三四	三四	六八	一
庫々諾爾	五	〃	〃	二九・一一	一四八二・二三四	三四	三四	六八	一
工完	四	〃	〃	二九・一二	一五一二・二四六	三四	三四	六八	一
嘛勒皇德	五	〃	〃	二九・一二	一五四二・二五八	三四	三四	六八	一
咱爾剛	五	〃	〃	三〇・〇三	一五七二・二七一	三五	三五	七〇	一
烏諾勒	五	〃	〃	二九・一二	一六〇二・二八三	三四	三四	六八	一
達賴諾爾	五	〃	〃	二九・一二	一六三二・二九五	三四	三四	六八	一
五等停車場				一八・一二	一六五二・三〇七	三四	三四	六八	一
四等停車場	四	〃	〃	二九・〇九	一六八二・三二〇	三四	三四	六八	一
計				二九・〇九	一六八二・三二〇	三四	三四	六八	一
等外小停車場				七四・二五	一六八二・三二〇	三四	三四	六八	一
合計				一六七・〇七	一六八二・三二〇	三四	三四	六八	一

南部幹線距離

驛名	驛ノ等級	機關車停車場	給水裝置	驛間距離（露里）	總距離（露里）	運轉時（分）往	運轉時（分）還	往還計	停車時間
第一松花江北	一	有	有		〇				
通青山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
蒙古	五	〃	〃	一〇・〇〇	二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
宋	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
安達	三	〃	〃	一〇・〇〇	四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
薩勒圖	五	〃	〃	一〇・〇〇	五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
喇嘛尖子	五	〃	〃	一〇・〇〇	六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
小拉河子	五	〃	〃	一〇・〇〇	七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
煙筒屯	四	〃	〃	一〇・〇〇	八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏蛇子	五	〃	〃	一〇・〇〇	九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
齊々哈爾	二	有	〃	一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
胡拉爾吉	四	〃	〃	一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫爾庫爾	四	〃	〃	一〇・〇〇	一二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
杜爾伯齊哈	五	〃	〃	一〇・〇〇	一三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
甯年子山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
城吉思汗	五	〃	〃	一〇・〇〇	一五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
札蘭屯	三	〃	〃	一〇・〇〇	一六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈拉士	五	〃	〃	一〇・〇〇	一七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
巴里木	五	〃	〃	一〇・〇〇	一八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
雅爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	一九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
布哈多	二	有	〃	一〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
サルタノヴオ	五	〃	〃	一〇・〇〇	二一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
興安	三	〃	〃	一〇・〇〇	二二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
伊勒克的	四	〃	〃	一〇・〇〇	二三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	二四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
們都河	四	〃	〃	一〇・〇〇	二五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
牙克石	五	〃	〃	一〇・〇〇	二六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
熱勒木德	四	〃	〃	一〇・〇〇	二七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈克	四	〃	〃	一〇・〇〇	二八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
海拉爾	二	有	〃	一〇・〇〇	二九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫々諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
工完	四	〃	〃	一〇・〇〇	三一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
嘛勒皇德	五	〃	〃	一〇・〇〇	三二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
咱爾剛	五	〃	〃	一〇・〇〇	三三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	三四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
達賴諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
五等停車場				一〇・〇〇	三六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
四等停車場	四	〃	〃	一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
等外小停車場				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
合計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃

西部幹線距離

驛名	驛ノ等級	機關車停車場	給水裝置	驛間距離（露里）	總距離（露里）	運轉時（分）往	運轉時（分）還	往還計	停車時間
第一松花江北	一	有	有		〇				
通青山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
蒙古	五	〃	〃	一〇・〇〇	二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
宋	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
安達	三	〃	〃	一〇・〇〇	四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
薩勒圖	五	〃	〃	一〇・〇〇	五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
喇嘛尖子	五	〃	〃	一〇・〇〇	六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
小拉河子	五	〃	〃	一〇・〇〇	七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
煙筒屯	四	〃	〃	一〇・〇〇	八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏蛇子	五	〃	〃	一〇・〇〇	九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
齊々哈爾	二	有	〃	一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
胡拉爾吉	四	〃	〃	一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫爾庫爾	四	〃	〃	一〇・〇〇	一二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
杜爾伯齊哈	五	〃	〃	一〇・〇〇	一三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
甯年子山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
城吉思汗	五	〃	〃	一〇・〇〇	一五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
札蘭屯	三	〃	〃	一〇・〇〇	一六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈拉士	五	〃	〃	一〇・〇〇	一七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
巴里木	五	〃	〃	一〇・〇〇	一八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
雅爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	一九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
布哈多	二	有	〃	一〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
サルタノヴオ	五	〃	〃	一〇・〇〇	二一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
興安	三	〃	〃	一〇・〇〇	二二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
伊勒克的	四	〃	〃	一〇・〇〇	二三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	二四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
們都河	四	〃	〃	一〇・〇〇	二五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
牙克石	五	〃	〃	一〇・〇〇	二六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
熱勒木德	四	〃	〃	一〇・〇〇	二七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈克	四	〃	〃	一〇・〇〇	二八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
海拉爾	二	有	〃	一〇・〇〇	二九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫々諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
工完	四	〃	〃	一〇・〇〇	三一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
嘛勒皇德	五	〃	〃	一〇・〇〇	三二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
咱爾剛	五	〃	〃	一〇・〇〇	三三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	三四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
達賴諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
五等停車場				一〇・〇〇	三六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
四等停車場	四	〃	〃	一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
等外小停車場				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
合計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃

東部幹線距離

驛名	驛ノ等級	機關車停車場	給水裝置	驛間距離（露里）	總距離（露里）	運轉時（分）往	運轉時（分）還	往還計	停車時間
第一松花江北	一	有	有		〇				
通青山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
蒙古	五	〃	〃	一〇・〇〇	二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
宋	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
安達	三	〃	〃	一〇・〇〇	四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
薩勒圖	五	〃	〃	一〇・〇〇	五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
喇嘛尖子	五	〃	〃	一〇・〇〇	六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
小拉河子	五	〃	〃	一〇・〇〇	七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
煙筒屯	四	〃	〃	一〇・〇〇	八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏蛇子	五	〃	〃	一〇・〇〇	九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
齊々哈爾	二	有	〃	一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
胡拉爾吉	四	〃	〃	一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫爾庫爾	四	〃	〃	一〇・〇〇	一二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
杜爾伯齊哈	五	〃	〃	一〇・〇〇	一三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
甯年子山	四	〃	〃	一〇・〇〇	一四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
城吉思汗	五	〃	〃	一〇・〇〇	一五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
札蘭屯	三	〃	〃	一〇・〇〇	一六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈拉士	五	〃	〃	一〇・〇〇	一七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
巴里木	五	〃	〃	一〇・〇〇	一八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
雅爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	一九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
布哈多	二	有	〃	一〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
サルタノヴオ	五	〃	〃	一〇・〇〇	二一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
興安	三	〃	〃	一〇・〇〇	二二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
伊勒克的	四	〃	〃	一〇・〇〇	二三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	二四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
們都河	四	〃	〃	一〇・〇〇	二五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
牙克石	五	〃	〃	一〇・〇〇	二六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
熱勒木德	四	〃	〃	一〇・〇〇	二七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
哈克	四	〃	〃	一〇・〇〇	二八〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
海拉爾	二	有	〃	一〇・〇〇	二九〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
庫々諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三〇〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
工完	四	〃	〃	一〇・〇〇	三一〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
嘛勒皇德	五	〃	〃	一〇・〇〇	三二〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
咱爾剛	五	〃	〃	一〇・〇〇	三三〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
烏諾勒	五	〃	〃	一〇・〇〇	三四〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
達賴諾爾	五	〃	〃	一〇・〇〇	三五〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
五等停車場				一〇・〇〇	三六〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
四等停車場	四	〃	〃	一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
等外小停車場				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃
合計				一〇・〇〇	三七〇・〇〇	一〇	一〇	二〇	〃

燃料　撫順以南ハ石炭　撫順以北ハ薪材

石炭ハ主トシテ本邦産及サハレン産　薪材ハ松及樺ニシテ沿道ノ森林ヨリ供給ス

景況

日下各停車場共假設ニシテ比較的完備シアルハ大石橋、蠔口、瓦房店、遼陽、鐵嶺、哈爾賓、樺道河子、ポクラニチナヤ等ニシテ四百乃至二百米ノ乘車場ヲ設ケ機關車倉庫、轉車臺區等具備シアリ一二等停車場ハ大輸送ノ乘下車ニ適シ三等停車場ハ少クモ二列車同時ニ下車セシメ得四等停車場ハ一列車下車セシメ得五等及等外ハ單ニ乘下車ニ適セス

關外鐵道統計表

項目		素質	摘要
線路ノ素質	路盤ノ幅員	二十五呎	
	軌鐵ノ種類	一碼六十「ポンド」	
	軌鐵ノ間隔	四呎八吋半	
	枕材下ノ砂層		
	線路ノ傾斜	最大 百二十分一	
	曲半徑	最小 三千呎	
輸轉材料	機關車ノ種類	重量約六十噸ノ一種トス	員數約二十六輛アリ
	客車ノ種類		
	客車ノ定員 一等	五十二人	
	客車ノ定員 二等	七十六人	
	貨車 種類及員數	有蓋無蓋ノ二種アリ(無蓋ニハ又三種アリ)	有蓋貨車ハ二輛無蓋貨車(二十噸積)九十六輛同ク十五噸積五十九輛同ク十八噸積二十六輛アリ
	貨車 幅員	有蓋貨車ハ長サ三十六呎幅八呎無蓋貨車ノ第一種ハ長サ三十六呎幅八呎同ク第二種ハ長サ三十二呎幅九呎トス第三種ハ不明	
	貨車 積載量	有蓋貨車ハ三十噸積無蓋貨車ノ第一種ハ二十噸積第二種ハ十五噸積第三種ハ十八噸積トス	
運行ノ景況	旅客列車ノ軸數	最大十二輛(機關車及緩急車ヲ除ク)	一等客車一輛二等客車二輛二十噸積無蓋貨車(之ヲ三等客車ト稱シ清人ハ專ラ之ニヨリテ旅行ス)四輛及有蓋貨車二、三輛ヲ普通トス
	貨物列車ノ軸數	最大十二輛(機關車及緩急車ヲ除ク)	
	發車數 營口、山海關 山海關、營口間	各一日一回	
	發車數 勾幇子、打虎山 打虎山、勾幇子間		
	速力 含停車時間	一時間十八哩九	
	速力 除停車時間	一時間二十哩八	
停車場ノ數		十八個(奉天支線ヲ含ム)	勾幇子ヨリ高山子、打虎山ヲ經テ新民廳ニ至ル所謂奉天支線ハ目下打虎山(勾幇子ヨリ二十六哩)迄完成シ打虎山新民廳間ハ工事中ナリ
燃料			

南部支線距離一覽表

驛名	驛ノ等級	機關停車場	給水裝置	驛間距離(英里)	總距離(英里)	運轉時(分) 往	運轉時(分) 還	運轉時(分) 往還計	停車時間
第一松花江	一	有	有		〇				
五家	五	〃	〃	二九、八七	二九、八七	九〇	九〇	一八〇	一〇
雙城鎮	四	〃	有	一七、三〇	四七、一七	六〇	六〇	一二〇	三〇
蔡家溝	四	〃	有	二九、八八	七七、〇五				
石頭城子	四	〃	〃	一八、〇一	九五、〇六				
陶頼昭	四	〃	有	一九、一二	一一六、一八				
窰門	三	有	有	三四、四〇	一四八、五八	一〇五	一〇八	二一三	三〇
卜海	四	〃	有	一七、一七	一六五、七五	一〇五	一〇八	二一三	五
木沙子	四	〃	〃	二七、八八	一九三、六三	一一〇	一一〇	二二〇	五
寛城子	四	〃	有	二五、三四	二一八、九七	一〇〇	九〇	一九〇	五
范家屯	四	〃	有	二九、三二	二四八、二九	一一〇	一二〇	二三〇	三〇
公都嶺	二	有	有	二九、六六	二七七、九五	一一二	一二〇	二三二	八
郭家店	四	〃	有	二五、六六	三〇三、六一	八〇	八〇	一六〇	一〇五
四平街	四	〃	〃	二五、一六	三二八、七七	七五	七五	一五〇	一〇
雙廟子	四	〃	有	二五、八七	三五四、六四	八〇	八〇	一六〇	一〇
昌圖府	四	〃	有	二三、八三	三七八、三七	六〇	六〇	一二〇	一五
開原	四	〃	有	二九、三八	四〇七、七五	九〇	九〇	一八〇	二〇
鐵嶺	三	有	有	三一、二六	四三九、〇一	九五	九五	一九〇	二〇
新臺子	五	〃	有	二七、九四	四六六、九五	七〇	五〇	一二六	五
才落堡	四	〃	有	一七、四六	四八四、四一	四五	三五	八〇	一〇
奉天	四	〃	有	二〇、〇〇	五〇四、四一	五〇	四〇	九〇	一〇
蘇家屯	五	〃	有	二九、六五	五三四、〇六	七五	六〇	一三五	四五
煙臺	四	有	有	二五、〇七	五五九、一三	六五	五〇	一一五	一〇
遼陽	二	有	有	二〇、六〇	五七九、七三	五〇	四五	九五	一〇
鞍山店	四	〃	有	二八、五五	六〇八、二八	六五	五五	一二〇	三〇
海城	四	〃	有	二八、六六	六三六、九四	六五	六〇	一二五	一〇
大石橋	三	有	有	三〇、〇五	六六六、九九	七〇	六〇	一三〇	一〇
蓋州	四	〃	有	二七、八四	六九四、八三	七〇	七〇	一四〇	六五
熊岳城	四	〃	有	二九、六七	七二四、五〇	六五	五八	一二三	一〇
萬家嶺	五	〃	有	二九、五二	七五四、〇二	七〇	六〇	一三〇	一〇
花紅溝	五	〃	有	二〇、八〇	七七四、八二	五〇	四〇	九〇	二〇
瓦紅店	二	有	有	一八、〇〇	七九二、八二	五〇	四〇	九〇	一〇
普蘭店	四	〃	有	二六、〇〇	八一八、八二	七〇	五五	一二五	三〇
三十里堡	五	〃	有	二〇、〇一	八三八、八三	四五	四〇	九五	一〇
大房身	五	〃	有	二六、三三	八六五、一六	六〇	五二	一一二	一〇
難過嶺	四	〃	有	一一、七八	八七六、九四	二五	二五	五〇	二
營城子	四	〃	有	一七、九〇	八九四、八四	四五	四五	九〇	五
旅順口	三	有	有	二六、四二	九二一、二六	六〇	五〇	一一〇	五
計					二三八〇、五四				〃

離一覽表

蘇家屯	五	〃	有	[illegible]	五三四、〇六	七五	六〇	一三五	四五
煙臺	四	有	有	二五、〇七	五五九、一三	六五	五〇	一一五	一〇
遼陽	二	有	有	二〇、六〇	五七九、七三	五〇	四五	九五	一〇
鞍山店	四	〃	有	二八、五五	六〇八、二八	六五	五五	一二〇	三〇
海城	四	〃	有	二八、六六	六三六、九四	六五	六〇	一二五	一〇
大石橋	三	有	有	三〇、〇五	六六六、九九	七〇	六〇	一三〇	一〇
蓋州	四	〃	有	二七、八四	六九四、八三	七〇	七〇	一四〇	六五
熊岳城	四	〃	有	二九、六七	七二四、五〇	六五	五八	一二三	一〇
萬家嶺	五	〃	有	二九、五二	七五四、〇二	七〇	六〇	一三〇	一〇
花紅溝	五	〃	有	二〇、八〇	七七四、八二	五〇	四〇	九〇	二〇
瓦紅店	二	有	有	一八、〇〇	七九二、八二	五〇	四〇	九〇	一〇
普蘭店	四	〃	有	二六、〇〇	八一八、八二	七〇	五五	一二五	三〇
三十里堡	五	〃	有	二〇、〇一	八三八、八三	四五	四〇	九五	一〇
大房身	五	〃	有	二六、三三	八六五、一六	六〇	五二	一一二	一〇
難過嶺	四	〃	有	一一、七八	八七六、九四	二五	二五	五〇	二
營城子	四	〃	有	一七、九〇	八九四、八四	四五	四五	九〇	五
旅順口	三	有	有	二六、四二	九二一、二六	六〇	五〇	一一〇	五
計					三八〇、五四				〃

關外鐵道統計表

		素質	摘要
線路ノ素質	路盤ノ幅員	一三五呎	
	軌鐵ノ種類	一碼六十「ポンド」	
	軌鐵ノ間隔	四呎八吋半	
	枕材下ノ砂層		
	線路ノ傾斜	最大 百二十分一	
	曲半得	最小 三千呎	
輪轉材料	機關車ノ種類	重量約六十噸ノ一種トス	員數約二十六輛アリ
	客車ノ種類		
	客車ノ定員 一等	五十二人	
	客車ノ定員 二等	七十六人	
	客車ノ定員		
	客車ノ定員		
	貨車 種類及員數	有蓋無蓋ノ二種アリ(無蓋ニハ又三種アリ)	有蓋貨車ハ二輛無蓋貨車(二十噸積)九十六輛同ク十五噸積五十九輛同ク十六噸積二十六輛アリ
	貨車 幅員	有蓋貨車ハ長サ三十六呎幅八呎無蓋貨車ノ第一種ハ長サ三十六呎幅八呎同ク第二種ハ長サ三十二呎幅九呎トス第三種ハ不明	
	貨車 積載量	有蓋貨車ハ三十噸積無蓋貨車ノ第一種ハ二十噸積第二種ハ十五噸積第三種ハ十噸積トス	
運行ノ景況	旅客列車ノ軸數	最大十二輛(機關車及緩急車ヲ除ク)	一等客車一輛二等客車二輛二十噸積無蓋貨車(之ヲ三等客車ト稱シ清人ハ専ラ之ニヨリテ旅行ス)四輛及有蓋貨車二、三輛ヲ普通トス
	貨物列車ノ軸數	最大十二輛(機關車及緩急車ヲ除ク)	
	發車數 營口、山海關間 山海關、營口間	各一日一回	
	發車數 勾幇子、打虎山間 打虎山、勾幇子間		
	速力 合停車時間	一時間十八哩九	
	速力 除停車時間	一時間二十哩八	
停車場ノ數		十八個(奉天支線ヲ含ム)	勾幇子ヨリ高山子、打虎山ヲ經テ新民廳ニ至ル所謂奉天支線ハ目下打虎山(勾幇子ヨリ二十六哩)迄完成シ打虎山新民廳間ハ工事中ナリ
燃料			

關外鐵道距離一覽表

驛名	驛ノ等級	機關停車場	給水裝置	驛間距離(英里)	總距離(英里)	運轉時(分) 往	運轉時(分) 還	運轉時(分) 往還計	停車時間
營口									
田莊臺				一二、〇〇	一二、二〇	三六	三六	七二	二
雙臺子				二五、五〇	三七、五〇	八〇	七五	一五五	二
勾幇子		有		一九、五〇	五七、〇〇	六五	六〇	一二五	一五
石山站				一四、〇〇	七一、〇〇	四二	四二	八四	二
大凌河				一〇、〇〇	八一、〇〇	三五	三五	七〇	二
雙陽店				九、九二	九〇、九二	二五	二五	五〇	二
錦州府		有		四、〇八	九五、〇〇	一三	一三	二六	二〇
高橋				一八、二三	一一三、二三	四八	四八	九六	二
連山				一二、二〇	一二五、四二	三三	三三	六五	五
寧遠州				一三、一八	一三八、六〇	三五	三五	七〇	二
沙河所				一二、六一	一五一、二一	三三	三三	六六	五
中後所				一六、五七	一六七、七八	四三	四三	八六	二
前衛				一七、二〇	一八四、九八	四五	四五	九〇	五
前所				一一、〇〇	一九五、九八	二八	二八	五六	二
山海關				一一、九二	二〇七、九〇	三〇	三〇	六〇	

距離一覽表

奉天	錦州府	高橋	連山	寧遠州	沙河所	中後所	前衛	前所	山海關
	有								
九九二	四〇八	一八二	一一二	一三一	一二六	一一〇	一一九	一一九	一一九
九〇九二	九五〇〇	一一三一	一二五一	一三八六〇	一三一一	一六七八	一八四九八	一九五九八	一九五九八
二五	一三	四八	三二	三五	三三	四三	四五	二八	二〇
二五	一三	四八	三二	三五	三三	四三	四五	二八	二〇
五〇	二六	九六	六五	七〇	六六	八六	九〇	五六	四〇
二	二	二	二	二	五	二	五	二	二

▲貨物の運賃　貨物の運賃は貨車一輛を以て計算し毎車の搭載定量七百五十「プード」に滿たさる時と雖も尙ほ一車の運賃を徵收す、毎車一露里の運賃は通常貨物五十哥、貴重品六十二哥半にして尙ほ零砕貨物は多く件數を以て論し、一件の重量を約百二十斤とす

（注意一留は凡そ我か一圓二錢七厘にして、一哥は一留の百分の一に相當す）

▲運搬規則摘要

一、貨車一輛に搭載す可き貨物の量は七百五十「プード」を超過するを得ず

二、貨物の積卸は凡て貨主之を處置す可し而して積込むへき車輛を指示されたる後若しくは貨物の目的地に到著したる後、積卸とも晝夜六時間を過ぐることを得ず

三、前示の時間を過きたる時は貨物の多少に拘らず、貨車一輛に付五留を徵收す

四、貨物示定の地に卸されたる後は四十八時間を限り之を積み置くことを得

五、前示の時間を過きて尙ほ引取らさる時は毎車の貨物に對し第一日五十哥、第二日一留、第三日一留五十哥を徵收す但し該貨物に對しては會社は其責

(現在運轉時間)

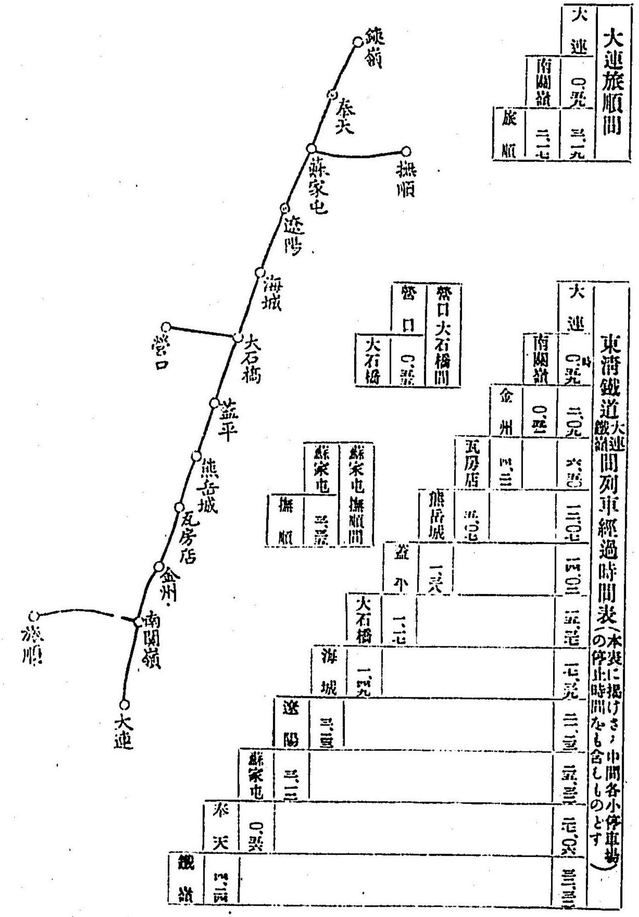

大連旅順間

	大連	南關嶺	旅順
	0哩	三九	三七

營口大石橋間

	營口	大石橋
	0哩	一二

東清鐵道大連鐵道間列車經過時間表(本表に掲げざる中間各小停車場の停止時間をも含むものとす)

	大連	南關嶺	金州	五房店	熊岳城	蓋平	大石橋	海城	遼陽	蘇家屯	奉天	鐵嶺
	0哩	三〇	一二	一三	一三	一三	一二	一三	一三	一三	一三	一三
	0分	三五分	四一分	四三分	五三分	一時一〇分	一時二五分	一時四五分	二時三五分	二時五五分	三時二〇分	三時五〇分

に任せす

六、貨車一輛毎に貨物の看守人として積み込みたる貨車に限り二名まで無賃にて便乘するを許す

三　東清鐵道の輸送力

其一　露國の經營方針

滿洲の地たる一見礎确の瘠土たるか如きも實査する所其地力頗る富めり例へは高粱、豆類等を耕作するに方り決して我か邦の如く多量の肥料を用ゐす培養の法亦甚た單純なり、七八月の候生茂陰をなし一望千里碧波浩蕩の觀をなすに至つては坐ろに人目を駭殺せしむるに足るものあり現に年々夏期に際し海陸兩面より此地方に山東省、直隸省等の住民數十萬群をなして出稼するか如き亦以て如何に滿洲の肥沃にして、産物に富めるかを徴するに餘りあらすや就中多額の産出をなし滿洲内地に供給せし餘力最も多大なるは豆類にしてその運河を下り營口を經て輸出さるゝものみにても毎年平均一千五百萬兩内外に達す(内六七割は我か邦に輸入し其他は多く南清地方に致す)此他同港を經由して輸出さるゝ各種の産物を合算するときは實に二千萬兩内外の巨額に上る露國は夙に玆に見る所あり金州半島の租借權を得る

や先つ東清鐵道會社をして大連灣内青泥窪卽ち現今の大連に大規模の港灣を築造せしめて鐵道を此に延長し以て遙かに北の方哈爾賓に於て西比利亞鐵道の滿洲を通過するものに連絡し軍事上の便宜を計ると共に大に殖產興業の發達を促し且つ營口の滿洲貿易に於ける絶大勢力を奪ひ之を新開の青泥窪に移さんとせり唯其計畫の半途にして日露の交戰となり其宿圖を達する能はざりしと雖も先見ある其計畫は何れの國か之に代はるも亦之を動かす能はさるへし蓋し露國以上の熱心に待たさるへかに營口强制の態度に出てしは思はさるの甚たしきものと云ふへし營口の遼河に於けるは自然的にして遼河の存せん限りは其繁榮は持續さるへし

之に反し青泥窪の繁榮は一に滿洲内部の發達と大陸交通の度に準するものなれは將來の鐵道經營は宜しく露國以上の熱心に待たさるへかす

其二　東清鐵道と遼河水運との關係

東清鐵道の將來に對し最も研究を要すへきものは之と併行して南下せる遼河水運にして若し水運にして絶對的其輸送力の鐵道輸送よりも低廉にして且つ大ならんには水運業の益發達すると共に鐵道としての本能は決して十分に發揮する能はさるへし然るに從來研究する所によれは水運の總てか鐵道輸送を凌き得る者ならす他日鐵道設計の完成するに至らは却て水運の凌駕し去らるゝの觀あり

抑水陸兩運の主なる貨物は豆類なるを以て玆に豆類を標準として兩運比較をなすに先たち大連及ひ營口の一斑を研究するの要あり蓋し營口は河運によれる物資の唯一集散地にして大連は鐵道貨物の呑吐口たるを以てなり玆に營口大連兩港得失の概要を掲くれは左の如し

▲營口に就て

一潮汐干滿の差十呎に及ひ泥砂港口に堆積せるため吃水十七八呎以上の船舶は滿潮の時にも出入する能はす且つ其以下の船舶も常に水先案内を要し滿潮を待たさる可からす

二東清鐵道は營口を距ること約二哩の北なる牛家屯迄延長さるゝも埠頭より此間に於ける貨物は總へて馬車に依らさるへからさるを以て甚たしき手數と不便を加ふ

三棧橋波止場の設備としては毫も見るに足るものなく皆な幼稚なる支那式によれり

四結氷期は毎年十一月上旬頃より翌年三月下旬に至る故に前後約五箇月は市

場睡眠の郷に入る

▲大連に就て

一、洋式大棧橋を有し干潮の時と雖も優に吃水三十八呎の航洋汽船十數隻を横付となし、貨物は直に起重器によりて之を鐵道に轉載することを得

二、現今設備の船渠二個あり一は未成に屬するも其規模の大なる一萬噸以上の船舶を容る完成するに至らは、東西船舶の寄港毎に大修繕を加ふるを得

三、年初一二週間の薄氷を見るも汽船出入に妨けなし

四、大連より我か邦への航程を營口に比すれは一日程近距離にあり(營口、長崎間七百四十哩、大連長崎間五百八十哩)之に加ふるに營口出入の際の待合時間及ひ荷物積卸の時間を以てすれは更らに其增加を來たす

以上は兩港得失の一班に過きされは細に研究せは尙ほ擧指すへきもの多々是れあるへし要するに大連は眞個大貿易港たるの資格を有し營口は單に遼河に必要なるたけの商港に過きすして到底大連と併稱するの價値を見す而して內地產物を兩地に搬出するに當り水陸兩運何れか果して利なるやの問題に就ては世論區々として確定せす隨つて兩港の繁榮程度も亦疑問の中にあるか如し而かも斯る程度研究は

寧ろ枝葉に屬し東淸鐵道將來の死命を制すとも稱すへきものは實に水運との對抗如何に存す(遼河水運一班は別項に詳述しあるを以て對照を要す)抑營口より遼河上流の民船遡航地點の正確なる里程は之を知る能はさるも經驗ずる所によれは營口、小塔子間の往復は三十五日以上を要す而して民船の總數は約七千隻(別表參照明治三十八年八月現在六千隻而して當時全く軍用のみに使用せるを以て遼河の物資輸送を業とするもの尙ほ他に約一千隻あるものと想定せは決して大差なし)とし一箇年航行し得る日數約二百十四日間(營口、田庄臺間は毎年三月二十四日頃に解氷するを例とするも尙ほ其上流一帶の全く解氷し終るは其後一週日を要すと又結氷は毎年十一月初旬にあり最も小塔子附近は十月二十五六日頃に於て結氷することありとなすを至當とす)而して一隻平均六回往復し得るを以て一隻の運搬額を一箇年平均三十二噸(八月は水量多きを以て營口より小塔子迄平均七噸の積載を許すも其他は水量多からさるを以て平均五噸と計算せり)とすれは總計二十二萬四千噸を搬出することゝなる

今之を鐵道の輸送力に見るに平時鐵嶺大連間の運轉を一日十列車(一列車は平均六噸半の貨車三十輛とし二百噸を運搬するを得)とすれは一日に二千噸、一箇月に六萬

噸一箇年に七十二萬噸を搬出し得へし故に遼河水運との比較は實に一と三との如くにして鐵道輸送力の莫大なる到底水運の比すへきにあらさるなり

然るに從來豆類の鐵道取引の慣習なく且つ積載地點の河運に至便にして鐵道に不便なるもの少からす故に鐵道輸送の河運よりも十分に利なることの普く知悉さるるに至るまては豆類輸送を鐵道に吸收することの能はさるものあり

因に云ふ東清鐵道の營口迄開通後の一箇年鐵道にて盛に豆類輸送を奬勵し且つ之を實行の結果時間に於て短縮され運賃も亦低廉なりしかは利に敏なる清商等は屡然として船運より鐵道に向はんとするに方り亂暴なる露國鐵道驛吏は屡〻豆類搭載貨車を各驛に留置し商機を失せしむることあり此に於て清商は特に驛吏に賄賂して輸送を促せり斯る弊風の行はれしより彼等は復亦快利なる鐵運を捨て、河運を主とするに至れりと云ふ

夫れ斯の如く鐵道輸送力は現在の儘にて河運に劣らさるのみならす寧ろ河運を壓倒し得るの程度にあり況や時宜により大連鐵嶺間の如き之を複線となして輸送力を增加するも左程困難のことにあらす要は兩運の貨率孰れか低廉なるにあり

其三　船鐵兩運の貨率比較

我か三井物產會社は豆類取引には多年の經驗を有するものなり就て聞く處によるに大豆百石に對する鐵嶺(豆類集散の要地なるを以て以下此地を基點として算出す)營口間の民船運賃は二百三十六弗十一仙(墨銀)にして其他途中の諸雜費を加へ更に之を航洋汽船に積込む迄には二百九十四弗五十九仙となる(但し雜費とは釐金稅河防捐其他積卸費を稱す)然るに之を鐵道により搬出し更らに之を航洋汽船に積込む迄の總費用は其鐵道運賃を除き百十弗二十六仙となる故に其差百八十四弗三十三仙は鐵道運賃として支拂ふも民船搬出の費用と同額なるを得るなり而して大豆百石を以て十六噸〇七とし(大豆百石は普通二百七十担に換算せられ一噸は十六担〇八として換算せらる)墨銀一弗を以て日貨の八十錢として一噸に對し支拂ひ得へき運賃を計算するに實に九圓十七錢六厘にして是れを鐵嶺營口間百五十五哩に割當つれは一噸一哩五錢九二となる故に鐵嶺營口間に於ては鐵道の民船を壓倒し得るは困難のことにあらす穩て之を鐵嶺大連間二百九十二哩に割當つるも一噸一哩三錢一四にして尙ほ鐵道の甚た優勢なるを見るへし現に一昨年三井物產會社にては鐵嶺大連間大豆輸出に付東清鐵道會社と特別契約をなし三百萬封度卽ち三十萬石餘以上に對しては一噸一哩二錢三九乃至二錢一七までに割引をなさしめしと云ふ

又大連は前項既に述ふるか如く設備の完全なる爲め航洋汽船に積込む費用に於ても營口に比し遙に低廉なるべきを以て水運の一噸一哩五錢九二に對し一哩三錢多くも四錢を出でさるへし之に依て是を見れは鐵道輸送の優勢なる知るへきなり況んや將來各停車場の設備の完全すると共に滿洲物資の大吐口たらしめは其水運に優る果して幾何そや

其四　東滿鐵道の貨客一斑及ひ其收支豫算

鐵道貨物として主なるものは前述の豆類と自今盛に搬出の見込あるものは石炭なり(石炭の現在及ひ將來に就ては礦山の部に明なり)現今東洋にて石炭の最も多く輸出さるゝは門司港にして其船舶寄港の至便なると殆んと無盡藏に石炭の供給さるるか爲なり然るに久しく露人の手に封鎖されし撫順炭山の一たひ我か邦に移るや尙ほ戰雲酣なるにも拘はらす日々二百噸以上の出産を見目下既に日々七百噸以上の出炭を見るに至る故に戰後十分なる採掘設備を整へし秋ともならは三千噸の出炭は左程困難ならすと云ふ果して然らは假に其三分の一卽ち一千噸を日々大連(一部營口)に輸送し得へき者とすれは鐵道輸送全力の二分の一は石炭に由つて塡たされ他の一班は主として豆類及ひ旅客に次くに各種の礦物馬牛雜穀類(防穀令を解かしむるものとし)其他の生產物を以て滿載し亦餘力なきに至るへし夫れ此の如く內地の產物盛に搬出さるゝことゝならは隨つて生產力は益〻殖え一方に購買力の增進するは自然の理數なれは其結果大連及ひ營口を經由して日用雜貨及ひ各種精製品の輸入を增し以て北向の空車を塡たすを得漸次鐵道經濟の發展を見るに至らん且つ夫れ戰後滿洲の解放と共に列國の資本は沛然として諸般の事業に放たるゝの傾きあれは鐵道の運用は益〻其度を高め又昨日干戈の間に見へし敵國も明日は通商上の好顧客となり東西の物貨は鐵道に由つて著しく滿洲の野に交叉すへく世界の行客は海洋迂回の不利を捨てゝ亦之に依らさるへからす此に於てか東滿鐵道の生面は始めて活躍し滿洲の文化は茲に振起すへし勢此に至らは滿洲は世界の大市場として立つことを得へく同時に大連は其大貿易港たるの本能を發揮するに至らん

又夫の歐洲大陸に對する東滿鐵道及ひ西比利亞鐵道の關係を考ふるに農礦產物其他粗大安價の商品に至つては容易に現在の海上船舶の運輸を奪ふこと能はさるへしと雖も容積少にして價格大なる貴重品又は生絲製茶等露國行の貨物は多くは該鐵道を通過するに至らん例せは開戰前に於ける莫斯科哈爾賓間の鐵道運賃は雜貨

一封度に付一留五十哥にして電報により注文すれは十五日間にして貨物到著すへく海路「オデッサ」より大連を經過すれは一封度六十哥乃至七十哥の汽船運賃の外大連、哈爾賓間の鐵道運賃を支拂ひ自敷は約二箇月を要すと云ふ其他旅客、郵便物の如き該鐵道を通過すれは米國經由に比較して費用に於て二分の一乃至三分の一時日に於て三分の一乃至四分一まて減縮することを得へきか故に恐くは皆節約し、該鐵道に由ることとなるへし況んや露國政府の貝加爾湖迂回線にして完成の曉には大連、莫斯科間急行九晝夜にして達せしむへき計劃ありしと云ふに於ておや然るに今日の場合尚ほ未た外國旅客の陸續踵を接するに至らさるものは西比利亞內地未た新開地の面目を脫すること能はす、旅館其他總へて外國人の遊行に對する設備最も不完全にして露國の事情に通し、露國の言語を解する外客にあらされは該鐵道を通過すること頗る不便なりしかためなり然れとも此等の設備は年一年益、完整すること疑ふへきにあらす

此の他東清鐵道を利用して大連、北京間の交通便宜を計らは今日太沽、天津を通過して北京に來往したる旅客貨物の一部は必す大連を通過するに至るへく殊に冬期白河結氷中の如き最も然るへしと信す或は曰はん白河は冬期結氷すと雖とも傍に秦皇島あり必すしも大連を待たしと、然るに秦皇島を大連に比すれは其規模の大小、港灣の良否到底同日の論にあらす寧ろ秦皇島を捨て、大連よりするの利なるを知る終りに東清鐵道の軌道は改築すへきや否やに付一言するの必要あり、從來彼の東清鐵道の軌道は露國通有の五呎幅なるも我か軍占領以來狹軌道に改築せり而して戰後更に西比利亞鐵道と同一の五呎式に改むるや又は他日韓國を縱貫し來つて何れの地點に於てか本鐵道に連絡すへきを顧慮し四呎八吋半なる標準軌道に改築するか若しくは現今の儘になすへきかは大に研究を要すへき問題ならん抑、露國の本鐵道を經營するや主として軍事上の便宜を計りしを以て滿洲主要の物產集散地を連絡せす單に歐露本土よりの送兵に對して最短提路を取りたるのみなるか故に我か邦の經營に屬する上は宜しく更に幾多の支線を設けて通商上の利益を計らさる可らす故に西比利亞線と連絡上に多少の不利を生すへきも韓國鐵道を延長して之と同一軌道を以て滿洲一帶、同一の鐵道網たらしむるは將來の一要件たり然るに今直に四呎八吋半の標準軌道に改めんとすれは列車の運轉を妨け、輸送の敏活を缺くのみならす亦左程必要を見す故に將來複線工事をなすの際に新設線を先つ四呎八吋半とし之を完了して然る後他の一線を改築すへし將來の滿洲は現在の如き單軌線

の儘に付する位にては到底充分の發達を見るへからす現に露國にては西比利亞線に複線工事を施すの報あれは之に對して利害關係の最も緊切なる本鐵道は可及的速に之を改築し輸送力の增加と共に各線に連接の便を計るを要す況んや撫順の採炭量は戰時の今日にありて已に一日七百噸以上に達するものあり平和克復の後諸事整頓するに至ては今日の設備を以てして之を採取するも尙ほ今日の鐵道輸送力の一半を充すことを得へきなり若し將來同坑の設備を同地にて擴張し得へき程度迄に擴張するか如くんは其採炭力は優に一日三千噸以上に達せしむることを得へしと果して然らは撫順炭坑なるものは尙ほ十分擴張の餘地を有するものにして之か擴張は今日に於て最も必要の事なるへし而して其擴張は直に鐵道輸送上に關係を及ほすへく、鐵道の擴張は益〻之か爲めに必要を感するに至るへし而して鐵道の擴張は、擴張せる撫順の出炭量を輸送して尙ほ充分の餘裕ある迄に擴張せさるへからさるは論を待たさるなり

今世上に傳ふる東淸鐵道改築費(四呎八吋半)なるものを見るに左の如きものあり又一考に資すへし

一軌道改築費(約五百哩)　一千五百萬圓

一機關車百二十臺(一臺三萬五千圓)　四百二十萬圓

一客車四百臺(一臺一萬圓)　四百萬圓

一有無蓋貨車千輛(一輛二千圓)　二百萬圓

計　二千五百萬圓

次に之を本邦內地の鐵道中に就て比較的東淸鐵道と類似の境に立てる鐵道を求むれは先つ東北の曠野を走れる日本鐵道に範を求めさるを得す而して去る三十五年三月末日に於ける該鐵道の建設費其他前一箇年間の收支割合は左の如し

營業哩數		八五七哩〇七鎖
建設費		四六、七九四、九四五圓
平均一哩建設費		五四、五九八圓
一日一哩營業收入		三二圓五六
內	客車收入	一五圓九〇
	貨車同	一五圓一二
	雜同	一圓五四
同營業費		一五圓一一

差引一日一哩營業益金　一七圓四五
收入百圓に對する支出　四六圓四一
建設費に對する營業益金　一割一七

右によりて東清鐵道の收支經濟を推則するに石炭、大豆等の輸出を見込むときは貨車收入は之に倍するものとするを得へく、客車收入は約之か四分の一額と見積れは大丈夫なるへし、營業費は收入少なきに從つて減少するものなれとも外國に於ける企業なるたけに之と同額を要するものとすれは(但し東清鐵道の營業範圍を豆類及ひ石炭の集中點たる鐵嶺附近として此推測を下せるもの)

一日一哩營業收入　三四圓二一
內　客車收入　三圓九七
　　貨車同　三〇圓三四
雜　一圓五四
同營業費　一五圓一一
差引一日一哩營業益金　一九圓一〇
收入百圓に對する支出　四四圓一六

抑、建設費は正確に幾何を要すへきや之か見込を立つること頗る困難なれとも假に日本鐵道と同しく一哩五萬四千六百圓を要するものとすれは前記一日一哩の營業益金十九圓十錢、一箇年分は六千八百七十六圓に當る又假に一哩七萬圓とすれは年利九分八二に當る勘定なり以上の推測は固より杜撰の毀を免かれすと雖とも本鐵道經營に對して大に業務を刷新して營業方策を立つるは戰後の急務にして少くも收支相償ふの境に立たしめさる可からす且つ夫の東清鐵道會社は千八百九十六年十二月を以て組織せられたれとも起工は翌年八月にして越えて一千九百〇一年十一月下旬に於て全線開通し其建設方の手を離れて全然會社の營業に歸せしは三十六年七月以後なり故に其全線の營業は第一の一箇年を經過すること能はさりしものにして收支損益の如何なるものなるや固より之を知ること能はすと雖とも試に之と連絡する他の西比利亞鐵道に就て一千九百年中の損益を見るに左の如きものあり(但し後貝加爾線は同年下半期六箇月分なり)

	西比利亞線	後貝加爾線	烏蘇里線
營業收入	一五、四三五、六四六留	二、二〇九、七四五留	二、九八六、一八二留

營業費	一八、二一四、七九八	三、〇四一、六四二
差引損	二、七七九、一五二	三、八八五、一四八
	八三一、八九七	八九八、九六六

之に依て見れは露治時代の東清鐵道か經濟上如何なる地にありしや亦知る可きなり、世間傳ふる所によれは一箇月百萬留宛の損失を招きつゝありしと然れとも前述の如く本鐵道か商業取引上に利用されしは未た第一梯にたも上らす且つ不正なる露國吏員の支配に屬せしか故に其實際の如何なりしは之を確知する能はす故に收支豫算の作成は勢之を他の類似せる鐵道に則るの外なきを知る且つ本鐵道の斯の如く損失を來せる他の一原因として指摘すへきものは主として客車及ひ大速力の列車を運轉したるか爲に生したるものにして單に貨物車の運轉のみに就て之を見れは烏蘇里線を除き他の二線は相當の利益ありたるものと說明せらる是れ固より其信僞を確むる能はさるも何人の見る所も滿洲及ひ西比利亞に於ける物產の饒多なる點に相一致し又東清鐵道旅客の如きも開戰前既に案外の增加を來たし、支那人は最初四等車以外に乘らさりしか乘客の增加するに從ひ四等車に空席なきため三等車に乘り又三等車空席なきに至り、二等車にも乘り遠慮なく其特有の臭氣を車室內に放つに至りしかは、外國人間に物議を生し遂に均しく二等乘客なるも支那人と外國人とは車室を異にして乘込ましむることゝなれり亦以て漸次乘客の增加せし適例とするに足らすや

次に石炭の如き其他雜貨類の如き將來鐵道に由つて搬出せらるへきものを除き過去に於て營口より輸出されたるものに就き豫算の一斑を擧けんと欲す卽ち一千九百〇二年中積荷を以て營口を出港したる西洋形船舶の隻數及ひ噸數を調査するに

汽船	五三八隻	四六四、一九八噸
帆船	二隻	九七七噸
合計		四六五、一七五噸

此中半額か將來東清鐵道によりて大連に出つるものとし其輸送噸哩を平均二百七十哩とすれは(大連、鐵嶺間二九二哩、大連、奉天間二四九哩此平均を取る其哩數は六二七九八、六二五噸哩數なり(外に支那民船の輸送分あれとも暫く之を除く)

又輸入品は之か二割あるものとすれは(價格に於ては輸出反て輸入に及はさる位なれとも其輸出の品種は農產物にして輸入は製造品なるか故に其積量に於ては輸入は輸出の二割位と見ること適當ならん)總計七五、三五八、三五〇噸哩なり、東清鐵道の營業を假に鐵嶺、大連間二九二哩として此哩數に前記の噸哩數を割當れは一箇年一

哩の輸送量二五八、〇七六噸にして一噸一哩平均二錢として計算すれは貨物運賃收入高一箇年一哩五千百六十一圓五十二錢にして平均一日一哩十四圓十一錢なり外に客車收入を假に日本の鐵道の四分の一、三圓九十七錢(明治三十四年度)と見做して之を加算すれは平均一日一哩の總收入は十八圓〇八錢となる

次に營業費は幾何を要すべきや日本鐵道の例によれは一日一哩十五圓十一錢にして、東清鐵道の營業費も亦同額を要するものとすれは一日一哩二圓九十七錢の利益となり其一箇年分は一千〇六十九圓二十錢となる而して建設費を假に日本鐵道と同しく一哩五萬四千六百圓とすれは年利一分九五に當り、七萬圓とすれは一分五三に當る

以上の計算は單に營口の輸出入貨物を基礎としたる者なるも前述の如く今後撫順石炭を輸出するときは鐵道收入の增加するは智者を待たすして明なり且つ夫れ東清鐵道は既に全く本線の敷設を終り唯他日を待つて目下使用しつゝある狹軌を標準軌道に改め又漸次各方面に支線を設くるたけの施設を要するに過きす卽ち資力の主なる注入時代は既に經過し了せり故に貨客を吸收するの方略及ひ輸送快利の道をして遺憾なからしめ同時に本邦人の移殖は云ふ迄もなく、洽く列國の資力を驅て各種の事業に投せしめ其開發を計らは鐵道經營の前途亦多望ならすや

日本鐵道貨物運賃表(東清鐵道收支計算參考として茲に之を掲く)

大貨物運賃

種類	一級	二級	三級	高級
通常扱	運賃百斤一哩二錢 發著手數料百斤四錢	運賃百斤一哩二錢七毛 發著手數料百斤四錢	運賃百斤一哩三錢五毛 發著手數料百斤四錢	運賃百斤一哩六錢 發著手數料百斤四錢
通常噸數	運賃一噸一哩三錢 發著手數料一噸二十錢	運賃一噸一哩四錢 發著手數料一噸二十錢	運賃一噸一哩五錢 發著手數料一噸三十錢	運賃一噸一哩七錢 發著手數料一噸三十錢
貸切扱	運賃(一品積)一噸一哩二錢二錢 發著手數料一噸二十錢	運賃(一品積)一噸一哩二錢五錢 發著手數料一噸二十錢	運賃(一品積)一噸一哩二錢五錢 發著手數料一噸二十錢	運賃(一品積)一噸一哩四錢 發著手數料一噸二十錢

備考　大貨物は品種によりて第一級、第二級、第三級、高級品及ひ生獸類、危險品、車輛類、死體、特種貴重品の九種に大別し各其賃金を異にせり又取扱方に通常斤扱(斤數と哩數とに依り運賃を計算するもの)通常噸扱(同一品種貨物にして一口一噸以上の貨物に對し噸扱は哩數とに依り運賃を計算するもの)貸切扱(貨車一輛以上を貸與へ噸數と哩數とにより運賃を計算するもの)の三あり

通常斤扱貨物運賃　百斤一哩に付割合

等級 ＼ 哩程	百哩未滿	百哩以上二百哩未滿	二百哩以上三百哩未滿	三百哩以上四百哩未滿	四百哩以上
一級品	二盞	盞	一盞八毛	一盞五毛	一盞三毛
二級品	二盞七毛	二盞六毛	二盞五毛	二盞二毛	二盞
三級品	三盞五毛	三盞四毛	三盞二毛	三盞	二盞七毛
高級品（貴重品）	六盞	六盞	五盞	四盞	三盞

其五　將來有望の支線

東清鐵道をして滿洲に於ける唯一血管たるの活動を十分ならしめんには先つ最も有望の支線を完成せさる可からす就中有望なるは長春より吉林に至る約百五十八吉米の線路にして深山大川の之を妨くるものあるなく比較的道途平坦にして且つ古來吉林街道の存するあり年々車馬の行通絡繹たり殊に吉林府の殷盛にして其附近一帶の物産に富めるや一に穀倉の評ある位にして之を夫の松花江上流と東遼河の間に横はれる大平原の中心たる長春と連絡せしめんには蓋し東清鐵道中に於て最有益の線路たるや疑なし抑吉林府は北緯四十三度四十八分東經百二十六度四十九分に位し松花江の左岸にあり人口約二十萬を有し南は長白山の支峯を望み東に小白山西に馬烟嶺あり蜿蜒として相擁し松花江は北東して西南を繞る江に梓して

北上すれは伯都訥を經て齊々哈爾哈爾賓黑爾根に至るへく東して老爺嶺長棺材嶺の險を超ゆれは千古塔琿春に至るへし城内は街衢縱横に通し家屋稠密大商巨賈頗る多く其數夐かに奉天の上に出つ殊に松花江の流域を利用し長白山の木材常に此に搬來さるゝを以て江濱の街道には積んで山を成す曾て露國の鐵道經營に要する材料は主として此に仰けり此他工業に機器局鎔銀局火藥製造局等あり他の滿洲諸市に見る能はさる所なり

此の如き巨都を中心とせる松花江流域各地には穀類（麥を最も多とす）阿片木材建築材料及ひ薪炭の産出非常の巨額に上る長春は伊通河の上流に位し其四邊の原野開發さるゝと共に將來益發達の運命を負ふ其現在の市街は河濱の低濕なる地にあり停車場は之を距ること十清里なる十里舖にあり新市街は此に其規模を伸へらる自今我か東清鐵道經營は長春を北方の最終點とする上は速に吉林線を敷設する程鐵道經濟の發達を助け實業上の勢力を扶殖するもの他にあらさるなり

次に安東縣より奉天に至るの一線は目下既に輕鐵線を敷設しあれは本鐵道の敷設上亦甚た便あり該線は比較的利益少かるへしと雖も韓國縱貫鐵道を活動せしめ東清鐵道本線と腹背一貫せしむるには又速に實行せさる可からさるものとす

其六　東清鐵道敷地買上一斑

將來各支線敷設上及ひ一般經營上の參考に資せん爲め露國か鐵道敷地を買收せし一例を蓋平に取る、他は依て類推すへし

一千八百九十七年三月露國土地買收係は蓋平知縣馬鴻階に謀り、蓋平城西海塞附近の地を鐵道用として買收す其相場は

上等（一畝に付）　銀十元　　中等（同　上）　銀八元

下等（同　上）　銀六元

其買上人の名義は表面東清鐵道會社の清人たり、越えて一千九百年に至り拳匪の亂に乘し露軍か蓋平地方を占領するに當り益〻其勢力を逞ふし擅に各停車場の四方を取擴けたり而して其地價は平均一畝に付銀七元と定め且つ其地內に存在する家屋の相場をも强制的に定めたり

上等（一間房子に付）　銀六十元　　中等（同　上）　銀四十元

下等（同　上）　銀二十元

此外樹木庭石の如きは都て相互の協議を要するものとす而して凡て鐵道線路の兩側には經界の標石を建て又各停車場敷地と、堀には地租を賦課せす抑〻露人か清國官吏と結托して買收を行ふや殘忍暴戾を極めし跡少からす例へは墓地の如きは普通の土地と異なるを以て其事情を審にし、住民等と協議を要するにも拘はらす單に威力を以て之を承認せしめ其間亦盛に賄賂を收めて旗民を苦めしかは彼等の怨望蛇蝎の如く今尙ほ當時の慘狀を說く而かも露人は恬然之を顧す此例に由つて滿洲一帶鐵路敷設に要するの地は悉く之を占領するを得たり

第三　水運

滿洲の曠原に蒸々一千餘萬の生民を棲息せしめ禾穀、森林、家畜其他各種生產物の富殆んと其測度に苦ましむるものは黑龍、松花、鴨綠の三大江と東、西遼河の長流あり能く灌漑し、能く運輸交通に任するを以てなり故に苟も滿洲の富源を研究せんと欲せは先つ四大流域より始めさる可からす然るに交戰以來兵馬倥偬の餘力を以て遼河、鴨綠江の流域は略〻之を蹈査し其一斑を探り得たるも獨り黑龍、松花流域に至つては之か實査の機を得さりしを以て他日に讓り玆に順次兩流域の一斑を擧けんと欲す

一　遼河流域

遼河の本流は北緯四十二度四十分の開原より新立屯方面に擴かり其支流は左すれは遠く內蒙古に達し、右すれは遼陽、奉天を掠めて北、松花江の源流と相對し其包擁せ

る面積は三千五百方里の上に出つ就中支流の遼東方面に延長せるは渾河、太子河の二流にして共に舟楫の便あり太子河に遼陽、渾河に奉天の二大都會を控ゆ古來支那本部と近接し王化に潤へるを以て農商共に最も發達し人口の稠密、地味の沃饒なる北滿地方此に及ふものなし而して其下流の營口より最終上流まて幾何の里程ある や未た正確の報に接せさるも民船にて營口より通江口まて往復約一箇月を要すと、其說に曰く上航は南風にして增水のときは二十日內外にて到達し、下航は上航より も日數を減するを得へしと

水質は泥濁尙ほ他の黃河、白河に於けるか如し水量は增減甚たしく七、八月最も多く解氷後之に次き六、十、十一月は最も減水し往々民船の航行を阻害することあり且つ出水の時は上流より夥しく泥砂を流下し爲に河床を變し航路を更ゆるに至る故に運輸交通の機關としては缺點多きも遼東の野は之に因つて始めて今日の富饒を來たし遼陽、奉天の如き大都會營口、鐵嶺、通江口の如き大市場を現出せしめ更に將來に向つて益、其惠澤を普及せしめんとす

解氷期　毎年三月二十日前後を以て開氷の期節とす、開氷の當初は方數叚の大氷塊潮汐の干滿と共に浮流上下するか故に銅鐵製の船舶と雖とも開氷後尙ほ且つ數

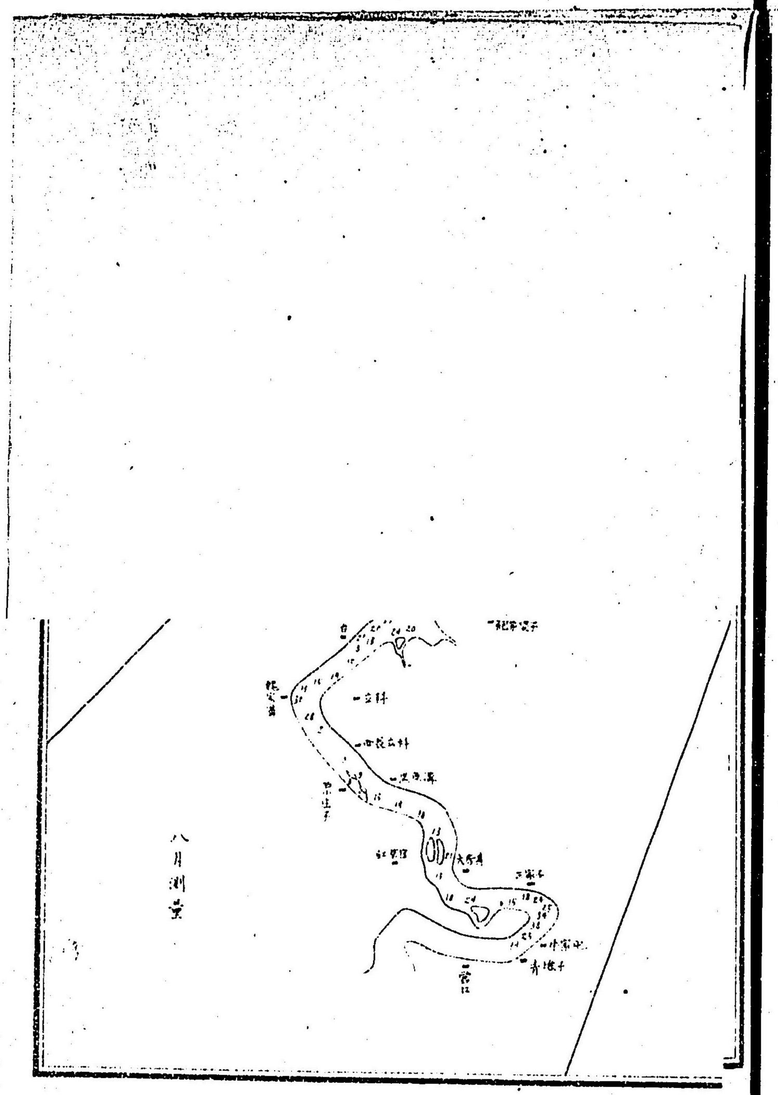

遼河水路参考圖

高力屯に於ける支那(クンヤウ)の光景

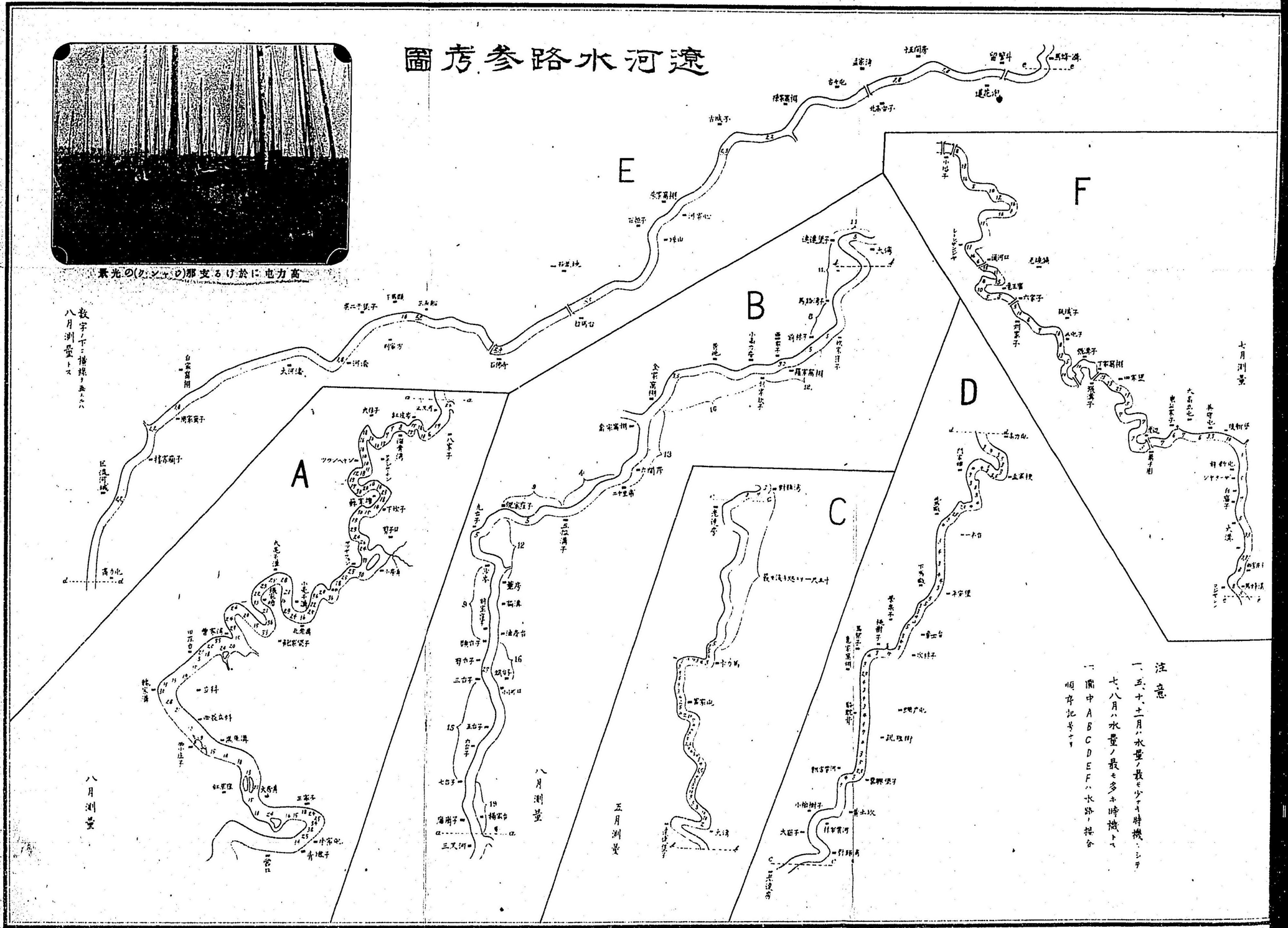

注意

一、五、十、十一月ハ水量ノ最モ少ナキ時機ニシテ七、八月ハ水量ノ最モ多ホ時機トス

一、圖中ABCDEFハ水路ノ接合順序記号ナリ

日を經されは航行する能はす民船は保護の必要上凡へて結氷前に河岸に曳上け置き開氷後氷塊の六七分融解し了り危險の虞去るを待つて始めて河上に曳下すを常とす故に通常汽船の入港後一週間を經て民船の輸送を開始す而して船主等は多く營口に留るも船夫は結氷後天津方面に歸去するを常とす左れは翌年船夫等再ひ來著して全く民船輸送の開かるゝは三月下旬より四月上旬にあり

結氷期　例年立冬後但し上流地方は十月中旬より下流は十一月下旬より)より小雪の期に至り全く凍結す一昨年の如きは陰曆十月初旬に結氷し船舶の往來熄めり

民船の種類　遼河營口より三叉河の間を指す)太子河渾河の三流域に航行する民船は槽子及ひ牛子と稱する二種類最も多く下流には撥船を使用するも其數多からす就中遼河は槽子多く牛船少し太子河は槽牛相半し渾河は牛子多く槽子少し而して撥船は普通三叉河若くは小姐廟(太子河)の間を往來し水量大なるときは小河口、太子河まで遡るを得

船舶の大小

▲槽子　七八十石より百二十石の間にありて其最も多きものは九十石より百石迄の間とす其形は前後斷折し全身の幅は殆んと一樣なり就中百石積は長四

丈六尺、幅一丈三尺、吃水三尺五寸、八十石積は長四丈、幅一丈二尺、吃水三尺とす船頭は百石積に付六人、八十石積に五人を要す

▲牛子　五六十石より八十石の間にありて、六七十石のもの最も多し、其形は前後尖れり、八十石積のものは長四丈二尺、幅一丈二尺、吃水三尺、六十石積のものは長三丈七尺、幅一丈、吃水二尺五寸

▲撥船　百五六十石より二百石の間にあり

水量により航行船舶の大小區別

▲槽子百石積のもの　太子河(平時小河口若しくは小北河までとし水量大なるときは遼陽迄とす)渾河(航行せず)遼河(增水の時には鐵嶺、通江口に至る但積載量少きときは水少きも上流に至る)

▲槽子八十石積のもの　增水の時は太子河にては遼陽に至り、平時は小北河までとす然れとも積量少きときは、水少きも遼陽に至る、渾河にては北大溝まで、遼河にては通江口迄とす

▲牛子　(八十石)太子河(遼陽に至る)渾河(水大なるとき天埃金に至る)平時積載少きときは長瀨に至る遼河(鐵嶺、通江口に至る)

▲撥船　(百五十石より二百石)營口、三叉河間を往來す水大なるときは小河口、小北河に至る

船舶所有者

船舶所有者は沿岸船付の地區に住するもの多し、船付より離れて所有するものあり其比例は十中の一に充たさるへし、船付を離るゝ遠きものも八九清里を出てさるへし

船舶の航駛及ひ停止

各流域に存する船舶は航駛の時季に至れは何れの流域を問はす船舶の大小運送の都合に隨ひて轉々航行す然し多季に際しては各自原處に歸り來り陸上に搦在し、主として船舶手入卽ち開氷前船舶の修理を爲すものとす

河流の深淺

(一)　河深

(遼河營口、三叉河間　三叉河附近　三丈、營口附近　五丈)此間汽船を通す

(太子河三叉河遼陽間河道深淺ありて一樣ならす、平時に於ける水淺の地を舉くれは左の如し

小姐廟、小河口間　四尺
小河口、小北河間　二、三尺
小北河、遼陽間　一尺五寸
(渾河)三叉河、奉天間河道は太子河に比して淺き方
三叉河、北大溝間　二、三尺
北大溝、媽々街間　一、二尺
媽々街、長灘間　一尺餘
長灘、埃金舖間(不時通航を得すなれば通航す)
埃金舖より以上岩石地にして船を通せす、埃金舖より奉天間陸路四十九清里
(遼河)三叉河、通江口間此河流は深淺の差なく水深平均す
三叉河、小河口間　二、三尺
小河口、大潦間　二、三尺
大潦以上　一、二尺
要するに太子河は下流深くして、上流淺く且つ深淺一樣ならさるなり渾河は水淺し、遼河は下流深からす、三叉河以上は大船を通せさるも水深平均し航駛便利なり

(二)河水增減比較

一、三、四、五、八、九、十の六箇月平水(除曆に依る以下之に倣ふ)
一、六、七の二箇月　增水

漕運(從來の景況)

(一)漕運貨物は上流各地より營口に至るものと又營口より上流各地に至るもの多きにより、營口に至るものは穀物類にして、營口より上るものは多くは雜貨類なり

(二)上流より營口に至る貨物の重なる者は左の如し
豆類黃豆、青豆、綠豆、黑豆)高粱　麥(小麥、大麥)煙草　蔴
右諸種穀類等通江口以北より出つる者多し

(三)營口より上流に至る貨物の重なる者
布匹　砂糖　鹽　紙類　陶磁器　鐵　アンペラ　鉛　錫　滷水豆腐製造に用ゆ)

(四)漕運物資重量

穀類の重量左の如し

豆類	一石に付	三百三十斤(牛莊桝)
小麥	同	三百四十斤
大麥	同	三百四十斤
高粱	同	三百三十斤

運賃は石數に依り其重量に依らす

雜貨類は其種類により輕重大小あれとも普通百二十斤を以て一梱包とし一件と稱す、砂糖類の如きは百三四十斤あり

運賃は梱包數に依り其重量に依らす(但し貨物價格の上下により運賃に大小あり)

(五)船舶積載法

穀類は船舶內に積載し雜貨は容積大なれは甲板に積載す百石積には二百五十件を積み五十石積には百件を積む雜貨穀類共其重量は一樣なるを得而して甲板上に貨物を積むときは「アンペラ」を以て之を蔽ふものとす

(六)各河流物貨運漕比較

遼河	百	渾河	十	太子河　十五

(七)上下運漕の比較

上流各地より營口に下る穀類は百中の二十なり

(八)貨物發送手數

▲穀物類(上流より營口に輸出するもの)

上流各地より穀類を輸出するに船店あり荷主と船舶との間に立ち船舶の雇極めをなし穀類の數量を量り積込の證書を與へ及ひ發送地規定の各稅目納方の手數を辨し船店には規定の手數料を徵す途中に於ては下口子に於ては河方捐稅田庄臺に於ては八釐金稅の二稅を納め營口到著後は經記房子に於て穀類の量目を量り荷主の爲めに買主を周旋し以て荷物の處理を完ふす

▲穀物一石に付諸掛(發送地)

荷主より船付に至る車輛運賃若干

船店に仕拂ふへき船店手數料竝に諸稅

過斗(秤量り手數)　二百錢　(三錢)

抄子(量り手數)合せて　四百錢　(六錢)

船店取扱ひ手數料

發送地稅局へ收むへき稅
斗捐局へ收むへき稅(拼稅)　四百錢　(六錢)
鹽局へ收むへき稅　二百錢　(三錢)
(途中)下口子河房捐局に收むへき稅　二百錢　(三錢)
田庄臺八里捐局に收むへき稅　百　錢　(一錢五厘)
(到著地經記房子に仕拂ふへき稅　六七百錢　(十錢內外)
過斗抄子

右發著諸掛は船舶を負擔し營口に於ける陸揚は船頭自ら之に任す牛莊には船店の設なく輸出する穀類は船店手數料發送地稅局斗捐局鹽局に收むへき諸稅なし

▲雜貨類(營口より上流に至るもの)

營口より雜貨を上流に送るには鹽局より又は荷主自ら船舶の雇入を爲し貨物は鹽局の保險を付し八釐捐稅及ひ河防捐稅の二稅を收む上流到著地に於ても船店に依らす各自送屆をなすものなり

▲雜貨一件に付諸掛

(發送地)鹽局に收むへき稅　荷主負擔
(途中)河防局に收むへき稅　貨物價格の高低は水路の遠近によりて等差あり
(同　)八釐捐に收むへき稅　合せて　(十錢內外)
(到著地)船付より市中に至る陸上運賃若干船舶負擔

附　記

船店は上流各港にあり荷主の爲めに穀物輸送の手數をなし荷主は宿泊せしむ)及ひ自ら穀物買入れ輸送をなす我か問屋にして其營業は何れも大なり穀物の輸出は船店の手を經て手續を踏まさるへからす
船店の手數目は船雙雇入れ穀物の預り諸稅納方手數穀類の計量等とす

▲經記房子

營口にあり四五十軒餘もありて著荷捌方の周旋を營業とし過斗抄子の二目を手數料として收入す小さき問屋の如きものなり

▲地方稅局

穀物發送地に於ける稅なり

▲斗捐局

桝稅局なり

▲八釐捐子及ひ河防捐子

八釐捐局は田庄臺にあり上下貨物價格の八釐稅を徵し、河防捐子は下口子にあり、一件若くは一石に就て一定の通過稅を徵す

▲鑣局

賊難に對する保險局にして上下の船隻に對しては局員を付し監視せしむ、穀類は一石に對し一律百五十錢(二錢)を船舶より徵し、雜貨は價格の高低及ひ水路の遠近に依り徵額を異にす、上下の貨物は必す之を付する者とす

(九)船舶雇入れ方法

穀物を送下する船舶は船店に於て雇入れ、荷主は直接に關係せす、荷主自分に雇入れ若くは自分の船舶により輸送する者も船店の手數を經るものとす雜貨を營口より送るものは荷主直接の關係とす、雜貨の上流に出つるは少數なるを以てなり

船舶は其都度雇ひ入るゝ者にして豫め約束し置く方法なし何れに赴き雇用せらるゝも隨意なるも大抵何れかの船店とは自然に關係定まり居りて猥りに轉々することなし

右の有樣に付船店及ひ船主との間は相知れるものにして初めて雇入るゝ船舶に對しては證人を立つるものとす

(十)船中

船中の船頭は船主自ら之に充つるあるも多くは雇人を以て之に充つ

船中、船頭の頭を置き之を家長と稱す

船主にして數船を所有するものは船頭中より又は更に一人を置き數船を總管せしむ之を把頭又は管船的と稱す

(十一)船舶の責任

積載の貨物破損し又は濕汗するときは船主其賠償の責に任す

(十二)貨物の積卸

營口に於ては船頭自ら積卸を爲す

上流各地に於ける埠頭より市街まて相離るゝこと遠き處は車輛に依りて運搬す其費用は總て船舶の負擔なり

上下貨物の各地運賃表は別紙第一號及ひ第二號の如し

（十三）貨物運賃表（參考の爲め）左に掲く

運賃表雜貨類營口より各地に至る）一件に付

地名	五年前（八百斤積ヲ以テ一噸トス）	一昨年	昨年	一昨年
牛莊まで	一（十吊五百錢）	二吊半（三十五錢）	上半 五、六十錢 下半 八十錢	船付より市中に至る陸上運賃（一昨年）
遼陽まで	三、四（六十吊錢）	五、六、八（七十吊錢）	上半十一吊（一四五十錢）	小姐廟より牛莊まで運賃（船持）八百錢（十錢）
奉天まで	五（七十吊錢）	八（一四十吊錢）	上半十二吊（一四七、八吊錢）	黃林子より遼陽まで全二吊四（二十錢）（船持）
新民屯まで	奉天略ス同シ			長灘より奉天まで全二吊四（三十錢除）（船持）
鐵嶺まで	十（一四五十錢）	十二、三（二）吊四		馬廠より新民屯まで全一吊四（二十錢）（船持）
通江口まで	十（一四五十錢）	十二（一四七、八十錢）		馬濟より鐵嶺まで全一吊（十五錢）（船持）
				此他陸運は荷主に歸す

運賃表穀物類（上流より營口に至る）一石に付

地名	五年前	一昨年	昨年	一昨年
牛莊より	（一石に付）三、四吊（四、五十錢）	（一石に付）五吊（七十錢）	上半 下半 一、一、八十錢 一四、一四三十錢	牛莊より小姐廟まで陸運賃（船持）一吊五六（二十錢）
遼陽より	八、九吊（一四十錢）	九、十吊（一四五、六十錢）	上半年十六吊（一四三十錢）	遼陽より黃林子まで全二吊（三十錢）（船持）

奉天より	十（一四三十錢）	十九、二十吊（一四九十錢）	上半年二十七吊（三四九十錢）
新民屯より	十（一四十錢）	十（一四七十五錢）	上半年二十六吊（三四七、八十錢）
鐵嶺より	二十一吊（三四）	三十四吊（三四六十錢）	
通江口より	二十五吊（三四五十錢）	二十七、八吊（四）	

附記

各地船付までの陸路里程左の如し

牛莊より小姐廟までは

遼陽より營林子まで二十五清里

長灘より奉天まで九十清里

新民屯より馬廠まで二十五清里

鐵嶺より馬蜂溝まで五清里

▲運賃は水の多少によりて差別す其故は水少なきときは積載數少なけれとも陸運安し水多く雨期なるときは積載數多けれとも陸運高し

▲各地の間に於て遠近の割合に船賃に不吊合を見るところあるも各地に於て使用する斗量に大小の差あるに依るものあり其斗量の差は左の如し

奉天さり長灘まで　同（四十錢）（船持）

同　新民屯より馬廠まで同（三十錢）（船持）

鐵嶺まで馬蜂溝まで同（十五錢）（船持）

同（十錢）（船持）

牛莊　一斗(假りに牛莊を本とす)
遼陽　八升八合
奉天　八升四合
新民屯　一斗
鐵嶺　九升
通江口　一斗一升

運賃船舶實收入高表(穀類一石に付)

上流各地より營口に至る	收入 運賃	支出 發送地船店手數料	支出 發送地諸税	支出 途中諸税	支出 (營口)經紀房子手數料	支出 發送地陸運	支出 合計	差引實收入
牛莊より	五吊(七十錢)	ナシ	ナシ	八百錢(十錢)	四百錢(五錢)	一吊五六(二十錢)	三十五錢	三十五錢
遼陽より	九十、十吊(一圓五十錢)	六百錢(八錢五厘)	八百錢(十一錢五厘)	八百錢(十錢)	四百錢(五錢)	三十錢	六十五錢	八十五錢
奉天より	十九、二十吊(二圓九十錢)	同右	同右	同右	同右	四十錢	七十五錢	二圓十五錢
新民屯より	十七吊(二圓四十五錢)	同右	同右	同右	同右	三十錢	六十五錢	一圓八十錢

備考　三十六年に於ける比較なり

運賃船舶實收入高表(雜貨類一件に付)

營口より上流各地に至る	收入 運賃	支出 途中に於ける税金	支出 到着地陸運賃	支出 合計	差引實收入
牛莊まで	二吊半(三十五錢)	七、八百錢(十錢)	八百錢(十錢)	二十錢	十五錢
遼陽まで	五、六吊(七、八十錢)	同右	一吊四(五十錢)	三十錢	三、四十錢
奉天まで	八吊(一圓四十錢)	同右	二吊四(三十錢)	四十錢	七十錢
新民屯まで	八吊(一圓四十錢)	同右	一吊四(二十錢)	三十錢	八十錢

備考　本表は三十六年に於ける比較なり

營口小塔子間各地通過し得る積載石數並往復日數表

地名	通過し得る積載石數
自營口至八家子	二百石
自八家子自對頭溝	八十石
自對頭溝至高力屯	八十石
自高力屯至馬蜂溝	六十石
自高力屯至三屯子	五十石
自高力屯至通江口	五十石
自高力屯至小塔子	五十石

營口小塔子間各地往復日數表

	營口		八家子		對頭溝		高力屯		馬蜂溝		三屯子		通江口	
八家子	上り二日	下り二日												
對頭溝	六日	四日	上り四日	下り二日										
高力屯	十日	六日	八日	四日	上り四日	下り二日								
馬蜂溝	十六日	九日	十四日	七日	十日	五日	上り六日	下り三日						
三屯子	二十一日	十一日	十九日	九日	十五日	七日	十一日	五日	上り五日	下り二日				
通江口	二十二日	十一日	二十日	九日	十六日	七日	十二日	五日	六日	二日	上り一日	下り一日		
小塔子	二十三日	十二日	二十一日	十日	十七日	八日	十三日	六日	七日	三日	二日	一日	上り一日	下り一日

輸送船積載石數及員數表

積載石數	自馬蜂溝至高力屯	自高力屯至對頭碰	自對頭碰至八家子至營口	計
二十五石以下				一〇
三十石以上四十石以下				五〇
五十石以上六十石以下	一三四	一三四	六八	二五二
六十石以上七十石以下	一、四三五	一三四	七八	一、六四七
七十石以上八十石以下	六九	五七〇	三八三	一、〇四三
九十石以上百石以下			一七二	二一七
百十石以上百三十石以下			四六	九〇
百四十石以上百六十石以下			九〇	二〇
百七十石以上百九十石以下			二二	二二
二百石以上			二一	二一
合計	一、六三八	七六四	七〇〇	三、三二二

備考　本表外に支那商船馬蜂溝より營口間に於て二百七十二隻及小形漁船らしき者百三十八隻現在せり

備考　一、積載石數及往復日數とも平水の時を示す
二、強風及增水の際は往復日數を減し積載石數一割位增加す
三、風なく減水の際には積載石數を減し往復日數は增す

二　鴨綠江水域

鴨綠江は源を長白山の南麓に發して南流數多の小流を受け、帽兒山の東麓及ひ瀋州の西方を經て黃海に入る其全長大約二百邦里に及ふ

江水は十一月中旬に結氷し翌年三月中旬若くは下旬に融解す結氷十日を經過せは人馬の通過自在なり(一說には結氷の後と雖も流線部は薄弱にして通行し得すと云ふ)又大雨後は江水漲溢して四尋に及ひ砂洲上の村落を漂蕩す

▲本流　水深の如きは詳知するの材料なきも時季に因り辛ふして徒涉し得るところあり現に水口鎭附近の如きは二十七八年役に我か軍徒涉をなせり(人の胸まで達せりと云ふ)

本江には鹽船(又は馬船)と稱する河舟(長さ約八間十五六石積の航行盛にして或旅行者の如きは一日の下航中二百隻の上航船を算せることありと是等の舟は十中八九支那人の所有に屬し鹽,豆,油等の運搬に從事す而して其航域は江口より上流百十餘里の帽兒山附近に至ると云ふ

▲航行日數　江口(大東溝)より帽兒山に向てする上航の爲めには四十日乃至五十日を要し同下航の爲めには僅々十四五日にて足ると云ふ然り而して上航

の際は順風に從ひ帆を張るときは一日三四里を溯り得るも、無風に際しては岩角を攀ち若しくは砂濱を匍匐して曳き上る者にして航程容易に捗らすと云ふ

注意　江口より五十餘里上流に在る外察溝門子迄は二三箇所淺瀨を修理せは五六噸の小蒸汽船を航行せしむるを得へしと云ふ

（但し此事は未た實行に著手せす）

右の外鴨綠江には上流二十一道溝其他の山地より伐採せる木材を以て筏を組み下筏すること頗る盛なり

▲支流渾江　支流の內河舟の航行し得るものは單に渾江とす渾江に於ては鹽船遠く通化（合流點より約六十里）にまて溯りつゝあり筏は主に通化と懷仁間なる三道溝邊より下すと云ふ而して舟筏航行の盛況は敢て鴨綠江本流に讓らす

▲河舟の航程　合流點より通化縣に至るまての間上航に七八日下航に三日を要すと云ふ

第四　荷馬車

鐵道民船の外に滿洲唯一の運輸交通機關は荷馬車（時として馬に代ゆるに牛を以てして其補助たらしむることあり）にして其使用の功妙なる他に多く其比を見さる所由來滿洲一部落より他の一市街に通するに殆んと完全なる道路なし殊に降雨期に入るや連月出水のため泥濘數尺に達し往々人馬の路上に溺るゝことあるを聞くに至つては亦以て如何に道路の荒廢せるかを知る可きにあらすや然るか故に其反映として車馬使用の自在なる恰も我か四肢を動すに異ならす苟も馬首の嚮ふ所人過くれは馬亦過く其眼中道路の有無を問はさるもの、如し今左に所謂荷馬車の製作價格を揚けて陸路輸送の一斑を窺ふ

其一　荷馬車の名稱及ひ區別

▲通常荷馬車を大車と稱し大小敞篷の區別あり其大小及ひ材料の善惡に隨ひ製造費に高低あり且つ車體を車臺車輪とに分つて製造し各其價を異にす

▲車軸とは一車に要する車輪二個車軸一個車と車臺との間にありて車輪を支ふる二個の木材を併せ稱す

▲車棚とは車臺上にある轅子舖板等を云ふ

▲車舖に於ける車脚と車棚との製造高は車脚一〇に對し車棚二、三の割合なり

其二　車脚の製造費（三十八年調査）

▲車輛の製作は車脚を主なるものとし車脚の構造は車輪の周圍を包める、車瓦と稱

する鐵材の厚薄に隨つて輕重し且つ車輪の周圍を作れる木材の良否によりて價格に差あり

▲車脚製造價格　其製造材料は堅緻なるものを要す就中適當なるものは楡樹にして次を柞とす、其價格の差毎輛十圓內外とす

	車瓦重量	車脚價格	小拒	合計
第一	二〇〇斤內外	一一〇円	一〇円	一二〇円
第二	一四五	八〇	一〇	九〇
第三	一二三	七〇	一〇	八〇

小拒とは注文主より手間の念入を欲し又は仕上けを急く等の意味より製造者の職工に與ふる心付けなり其金額は隨意にして一定せす、目下は十圓乃至十三四圓の間に在り

第一番の車脚は冬期重量の荷物を積載するに用ゆるものにして其製造多からす普通に使用するものは第三番のもの多し

其三　車棚の製造費(三十八年調査)

▲車棚も其大小により及ひ轅子に要する木材の良否により其價格を異にす

	轅子の長さ	轅子材料黃楡	柞木	
第一	一丈五尺內外	七〇円	四〇円	車脚第一番に用ゆ　馬匹七頭
第二	一丈四尺內外	六〇	四〇	車脚第二番に用ゆ　馬匹六頭
第三	一丈三尺內外	五〇	三五	車脚第三番に用ゆ　馬匹四頭

車棚の製造にも小拒を與ふるものにして一臺に就き三、四圓を普通とす

▲普通に使用する車棚は前表第三の長さ一丈三尺內外のもの多しとす

其四　普通製造費(三十八年調査)

▲右二項に照し普通に使用する車脚及ひ車棚の代價を合併し一輛の代價を見積ること左の如し

車脚	第三番のもの車瓦百二三十斤	代價 七〇円 八〇	小拒 一〇円內外	合計 八〇円 九〇
車棚	第三番のもの轅子柞木	代價 三〇	小拒 一〇內外	合計 四〇內外
總計				百二三十圓

例年に於ける車輛製造費の比較

▲目下に於ける製造費を假に百二十圓として對照し

區分 / 名稱	十年前	五年前	二三年前	昨年春間	昨年秋間	今年
車脚	二七圓	三〇圓	三八圓	四三圓	七五圓	八〇圓
車柳	八	九	一三	一六	三六	四〇
合計	三五	四〇	五〇	五五	一一〇	一二〇

目下に於ける荷車輛買入價格の見込み

▲製造當時の價格と車輛新荷の度によりて一定し難きも七八十圓乃至百圓の間にあらは相當なるへきか

左に圖例を以て大車の名稱を示さん

車枡兒（直徑三尺七寸）
車脚（總名）
車軸（長三尺二寸內外）
車臺

車輪の直徑及ひ車軸の長さは車輛の大小により差異を生せす

車枡兒

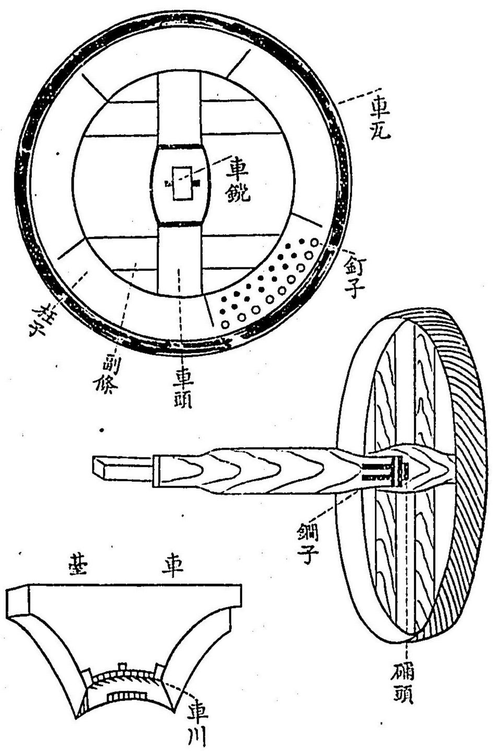

車　　棚

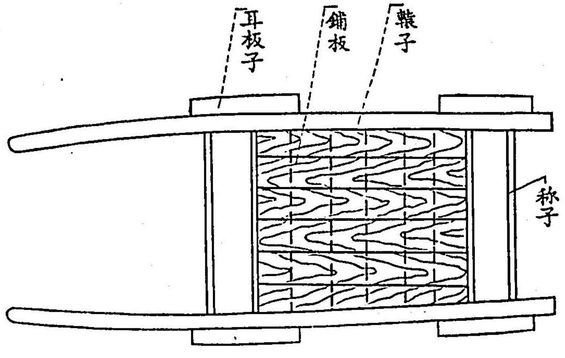

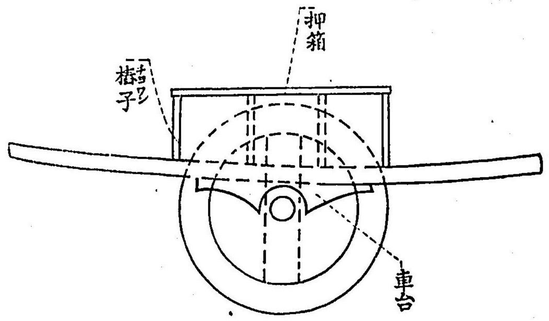

其五　車輛積載量

馬騾一頭、一石卽ち千四百斤を定量とし通常一車輛に約四頭を繋き居るを以て四石卽ち千六百斤を以て一車の定量とす但し騾は必竟副馬たるに過きす

車輛の行走力は前記の積載量及ひ馬匹數にて夏季一日平均六十清里、冬季一日平均八十清里とし一時間約八清里とす、夏季は概して降雨多く道路泥濘凹凸を生し且つ暑熱の爲め馬匹の疲勞甚しきを以て自然行走力を減し之に反し冬季行走力を加ふるは道路氷結し車輪の運轉宜しく時としては降雪多からさるも烈風の爲め飛散して積雪の量少なく車行を妨くる迄に至らす且つ滿洲馬匹は耐寒力極めて強く如何なる嚴寒と雖も毫も痛痒を感せさるに因る

▲運賃は道路の難易に因りて多少高低あるも雜穀類は一日里程約百斤に付三十錢以上五十錢以下なりと云ふ

▲馬匹には賣買稅を課するも車輛は稅を徵せさるを普通とす

▲駄運前記一定の交通路以外、道路狹隘の山間村落より木炭等の運搬に馬背を用ゆることあれとも之は極めて稀なり但し參考の爲め其駄賃及ひ積載量行走力を左に記す

夏季				冬季			
種類	積載量	一日行進力	一日駄賃 馬夫賃銀	種類	積載量	一日行進力	一日駄賃 馬夫賃銀
騾	一五〇斤	六〇里	一二〇錢 四〇錢	騾	二〇〇斤	八〇里半	一二〇錢 四〇錢
馬	一〇〇	六〇	一二〇 四〇	馬	一五〇	八〇	一二〇 四〇
驢	七〇	四〇	六〇 四〇	驢	一〇〇	五〇	六〇 四〇

備考 牛は一切駄運に使用せず

第五 苦力

苦力とは最下層の勞働者にして相當の賃金を支拂へは傭主の指揮に從ひ如何なる勞役にも服するものを云ふ一般農夫にして農業の暇ある時は皆な出て、苦力となる故に滿洲一圓の農夫は之を悉く苦力と云ふも不可なからん但し其間に苦力頭たるものと苦力との差あり、苦力頭とは苦力の指揮監督をなすものにして苦力等の服從を捧くる人物にて多くは或地方に於ける名聲あるもの或は馬賊群中の頭目たりしものなり今夫れ雇主となるものより其要するたけの苦力を、苦力頭に交涉すれは彼は直ちに賃金を定めて之に應す農業の閑時には百千立ち所に集る

苦力等の純農夫たるものは老實なるものあれとも或は各地を轉々して來れる浮浪の徒あり是等は常に約束中に逃亡し或は他を煽動するの弊あり苦力の賃金は交戰中は概して一日五六十錢(軍票)なりし但し右は苦力の所在地に於ける賃金にして一旦其地を離れて他に荷物米を運搬するときは多くは之に倍するものとす苦力頭は通して其部下苦力賃金の一割を刎ねて自家の報酬とす彼等賃金の支拂は日々其業を終りし時即ち夕刻なるを以て殊に雜閙するを覺ゆ其賃金の如き平時にあつては戰時の半額に過きすと云ふ彼等の德とする所は飮食を供給するの要なく如何なる寒熱にも耐え、如何なる艱苦にも平然たるにあり然れとも彼等は機敏快速の働に乏し唯滿洲に於て勞力を要するの際は何れの國人も彼等苦力に若く者なかるへし卽ち勞銀の低廉柔順にして忍耐能く風土に熟せるため疾病少き等是れなり

第六 郵便、電信

清國郵便制度は官民各之を異にす民間に信局あり私設に係る政府にては兵部にて郵政を兼しめ要衝の地を擇んで局を置き馬匹を備へ一切の官信遞傳に供す之を驛站と云ひ地方官の監督に任す其往復馳聘の狀は尙ほ我か邦維新前の急飛脚の如し」郵便道路の修理は工部に於て之を掌り其經費は戶部より之を支出するも各省は總

督若くは巡撫將軍に於て之を管掌す

近時清國政府は大清郵政局を組織し稅關長の管理に任すること、せり是は初め北京其他各貿易港に創設せられしか漸次必要に迫られて諸方の要地に增設さるゝに至れり、政府發行の印紙は民有郵便局をして委托され諸般の郵便物の發送受理を大清郵政局管理の下に於てせさるを得さらしめたり而して滿洲に在つては牛莊港に官局を置き一千九百年より滿洲各地に支局を設く其滿洲より天津方面に至るには錦州田莊臺の線路を取り遼東半島にては蓋平熊岳城瓦房店等を經由し北上するものは海城遼陽奉天鐵嶺開原の大路に由り此他の支局は通江口昌圖寬城子及ひ吉林等に設置せらる就中奉天は牛莊港より北滿洲に至る郵便線路の中央に位するを以て途に此に滿洲に於ける主務局たる奉天驛遞局を置く局は局司處僚及ひ二級の書記より成立し此に奉天省內二十九局を總轄す卽ち郵便物の總ては此にて區別伸繼せらるゝなり此の如き郵政局なき地には舖戶代辦郵政分局あり(我か三等郵便局の如し)其取扱をなす

郵便物の種類は信件類明信片新聞紙類書籍貿易契類貨樣類掛號執據包裹類等にして信件とは第一種郵便物明信片とは葉書の謂にして之には單雙の別あり單は一枚物雙は往復葉書貿易契類とは第四種郵便物貨樣類とは商品見本掛號とは書留執據とは局留包裹類とは小包郵便の事にして總て我か邦の郵便法に範れる者の如し

電報局は奉天を主局とし奉天省內にては營口旅順大連金州遼陽新民廳奉天鐵嶺東邊安東縣大東溝等の十二箇所吉林省にては吉林伊通州伯都訥琿春寧古塔亭庫站の六箇所黑龍江省にては齊々哈爾海蘭包墨爾根愛琿伊梨哈站の五箇所に設置さる左に揭くるは營口に於ける民間信局の名稱なり

義合信局　寶利和信局　天和信局
同利信局　北義合信局　北合盛信局

現今公開の野戰郵便電信一班

現在滿洲に於て我か商民の居住營業を許可せられし地に限り野戰郵便局にては左の郵便事務を公開せり

▲通常郵便（第一種四匁迄　第二種）
▲通常爲換（一圓五百圓迄）

公開以外の地にあつては凡へて軍衙の許可を得たる軍事郵便の外は取扱はす

公衆電報は十月二十一日より開始せらるる其取扱要項は左の如し

一、滿洲に於ける公衆電報取扱軍用通信所名左の如し
大連旅順柳樹屯大石橋營口海城遼陽奉天鳳凰城安東縣
（韓國に於ては著名の市町村所在の軍用通信所は皆な其取扱をなす詳細は通信所に就き照合すへし）
二、當分の內和文電報に限り之を取扱ふ
三、取扱時限は每日午前六時より午後十時までとす
但し至急電報は受付時間外と雖も受付傳送す
四、公衆電報は軍用通信に妨けなき限り之を取扱ふ
五、公衆電報は發信人に於て誤謬遲延又は不達の危險を承諾するに非れは之を取扱はす
六、暗號を以て記載したる私用電報は之を取扱はす
七、私用電報の本文は一讀して意義明瞭なる樣記載すへし若し字句を省略し其意義明瞭ならさるものあるときは暗號と見做し傳送せされはなり
八、我か軍の行動配備に關する事項を記載したる私報は受付を爲さす
九、電報の字數計算左の如し

▲和文片假名數字を通して七字以內每に一語とす
▲發信人の住處氏名にして傳送を要するものは有料字數に算入せす
▲連記したる受信人の住處氏名及ひ追尾電報に追書したる受信人の住處は最初の一名若くは一住處のみ有料字數に算入せす

十、電報料金左の如し

▲滿韓內に發著する料金　一語每に　金十　錢
▲滿韓と本邦との間に發著する料金　一語每に　金三十錢
▲本邦政府の官報は其發著地によりて無料あり又低減するものあり通信所に就き承合すへし
▲至急官報料（滿韓內に限る）通常電報料の二倍
▲至急電報料（內外共）通常電報料の三倍
▲照校料通常電報料の四分の一を增す
▲受信報知料電報受信報知料一通每に二語分增納を要す郵便受信報知料一通每に金三錢增納を要す
▲追尾料追尾一回每に原信電報料を課す

▲再送料再送毎に原信電報料を課す
▲同文料原信を除くの外一通に付　金十錢
▲本邦内地別便配達料著信所より三里以内は金二十錢三里を超るときは二里以内毎に金二十五錢
此他詳細は通信所に就き照合すへし
十一電報に關する料金は渾て郵便切手を以て納付すへし
但し切手は野戰郵便局にて購入すへし
十二到著する電報は渾て通信所に留置受信人名を通信所前に掲示すへきに付受取方申出へし
十三通信所々在地の在住者は一個若くは數個の團體を組成し電報受取總代を定め通信所に於て電報を受取らしむることを得
但し當該團體に屬する電報受取總代氏名を通信所に届出へし

第七章　教育、宗教

第一　教育一班

萬般の事物進歩の程度之を本部各省に比し常に遅々たる遼東の天地も歴外人の刺激により今や漸く開明の氣運に向はんとし各州縣競て新學を興し、教育を盛んにし以て人才培養の基礎を立てんとす此の時に當り尚ほ舊來の教育を努々するは少しく無用の談に屬すと雖とも奈何せん盛京一省六府六州四廳二十四縣中其能く上司に基き新學を興せし者幾何かある僅かに數州縣に過きさるへし故に城市、鄉鎮尚ほ依然として舊學の存する者ありて到る處義塾書房の盛んなるを見る然らは則ち之か制度を挙け以て參考に資する亦全く無益の業にあらさるへし因て先つ玆に舊來の學制を掲け順を逐ひ新學に及はんとす即ち左の如し

一　舊學制

盛京省に於ける從來の教育事業は本部各省に異ならす而して試みに奉天府に就て言はんに、奉天府内十餘州縣より考試に赴く者約七八百人あり其定額は滿秀才二十人と、漢秀才十六人共計三十六人と爲す因て今考試進級順序等を左に略敍すへし

歲考と科考

辰戌丑未の歲の試驗を歲考と云ひ、寅申巳亥の歲の試驗を科考と云ひ其試驗廳行の期日時間は其前年の冬各地方に揭示す先つ州縣に始まり、後ち府の學政使の衙門に至る然れとも旗人は縣考なくして、儒考と云ふ者あり、約考は其本旗に受け次に學政使に受け又其次きに兵部に至りて馬步箭戰の試驗を受く又外場考と稱する者あり奉天將軍は豫しめ期日を定め旗民の文章を論せす親から騎射等の術を試驗する事あり

鄉試　會試　殿試

子午卯酉の歲に至り奉天府に於ての及第文生は順天府に赴き再考せらるゝを以て鄉試と云ふ此に及第する者は卽ち舉人なり、東三省の定額は旗人四十八人と、民人二百二十二人と爲す然れとも再考に赴く者は每歲約一萬四五千人ありと云ふ

舉人より進み又再考を受くるを、會試と云ふ、支那全國の舉人一萬餘人中より三百六十人を取る之を貢士と稱し、貢士の再考を殿試と云ひ天子親から試驗す定めて三等と爲す、第一甲の三人中に於ての第一を狀元と爲し、第二を　眼と爲し、第三を探花と爲し、第二甲の三十餘中の第一を傳臚と爲し其餘は皆な翰林に入り之を進士と云ふ

凡そ縣試に及第する者を文生或は文童と云ひ其秀を選ひ府學に入るを得る者を附學生と云ひ、官に餼食する卽ち我か官費生の如き者を廩膳生と云ひ、其優等生に次くの者を增貢生と云ひ又從軍して功勞あり大學に升る者を功貢生と云ひ而して貢士は卽ち舉人なるは前述の如し

又學政に與かる各職員は奉天府に在ては直ちに提督學政之を兼ぬ而して、其他の府に在る者を敎授と云ひ、州に在る者を學正と云ひ、縣に在る者を敎諭と云ひ其次を訓導と云ふ

書房と義學

聖祥か滿漢蒙古を論せす滿洲一帶地方に於ても他省と同しく考試に應すへきを定めてより、寒村僻地と雖とも其趨勢に隨ひ私塾等を開設するに至り、到る處咿唔の聲を聞く其狀況如何左に之を列記す可し

書房と專館とは備聘したる主人より先生の飮食を辦理するを云ひ卽ち我か所謂家庭敎師の如し、散館とは敎師の自辦と爲すを云ふ其備

主を學東と稱し傭はれたる人を西賓或は西席と稱す其一箇年の謝儀は多きも百兩位にして少なきは三四十兩の者あり

又有職有位の富家にして既に四五歲以上の幼童三五人ある時は特に一人の博學者を聘し讀書習字の師たらしめ且つ常に主人の相談役たらしむ或は無位無職の富家に在つて十五歲以上の子弟あるときは有位有勳の先生を聘す其謝儀は其子弟の學問文章の深淺に因り多少の相違あるを知るへし

義學とは地方有志の義捐金を以て建設して貧民子弟に教導する所の者を云ふ蓋平には私立書房のみありて義學無し故に一般農商の子弟は多く此私立書房に入學す其先生は卽ち或る落第者の私塾にして教授する所の書は三字經より四書五經に至る而して其學ふ所の學生と其父兄は書を讀み字を習ふは店舗の帳簿を記載し及ひ自他の姓名を書き得れは足れりと爲す故に大抵二三年にして退學する尙ほ我か邦の所謂寺小屋に異ならす抑〻書を讀むと云ふは其何の爲めなるを解せさるに因り先生の威嚴嚴格子弟に對するあれは其子弟の愚魯を容めすして其師の教導宜しきを得さるを責むる者あり此に於て先生たる者は只た子弟父兄の歡心を失はすして其盆幕の謝儀の減消せさらんことを務むるのみ嗚呼滿洲教育の改良を謀るも亦容易の業にあらさるなり

凡そ滿國官民の聖廟を建て學校を設くるは眞に孔子を尊崇し子弟を教育するにあらさるなり尙ほ他の事業を企圖するかことく一時世に自家の虛名と遺功を衒はんと欲するに過きす曰く某の知縣たるや如此建設したり曰く某は巨金を投して如此修理したりと修理既に畢り建築既に成れは碑を建て文を刻み復た他日の盛衰興廢を顧みす然れとも聖廟の在る所は必す修理と釋典等の費途に供すへき基本財産あり是れ亦董事或は學院總辦たる者大抵は自己を肥す一端の資に算入し春秋二典の如く其胙を分つ如きの類を爲すに止る

上來記する所は舊來の教育制度にして此の方法により學習するときは童生の初階級より最高の學級なる進士に及第するまて幾多の歲月と精神を費し得る所如何んや確かに文字を識り詩文を作り經義に通するに過きす而して實學士を取るの法は八股文を以てす故に學生徒らに章句の末に趨り實學を去る愈〻遠く精通卓識の見を養ふ能はす竟に固陋寡聞に終はる者比々皆な然り古來支那は歐米各國との交通最も早く開けたるも舊套を墨守し彼の文物制度を輸入し之れを利用すること能はさる結果常に世界の進運に遲れ國衰へ民弱く內憂外患交々起り列國の屈辱を被むるこ

と一再に止まらず滿洲の如き殊に然りとす此に於てや淸廷多年の迷夢漸く覺め國力の挽回は、敎育制度を改良し人材培養に在るを知り、近年各省督撫に上諭を下たし歐米日本等の敎育制度を參酌し各省に大、中、小の學堂を新設すべきを命じ、欽定學堂章程なる者を頒布し敎育に關する大體の方針を示せり然るに光緒三十一年(我か明治三十八年)八月四日に至り直隸總督袁世凱の建議に基き科擧全廢の上諭を頒發し古來牢として破るへからざる舊學制度を一變するに至りしは實に一大英斷と謂はさるへからず、科擧廢止上諭の大要を摘載すること左の如し

奉上諭袁世凱奏請立停科擧以廣學校並妥籌辦法一摺三代以前選士皆由學校而得人極盛實我中國與賢育才之隆軌耶東西洋各國富强之效亦無不本于學堂方今時局多艱儲才爲急朝廷以近日科擧每習空文屢降明詔飭令各省督撫廣設學堂將俾全國之人咸趨實學以備任使用意至爲深厚前因管學大臣等議奏已准將鄉會試中額分三科遞減茲據該督等奏稱科擧不停民間相率觀望惟廣學堂必先停科擧等語所陳不爲無見著卽自丙午科爲始所有鄉會試一律停止各省歲科考試亦卽停止其以前之舉貢生員分別量予出路及其餘各條均著照所謂辦理云云

既に科擧廢止に關する上諭の頒發を見る、盛京省に於ける舊學の跡を絕つ亦た遠きにあらさるへし之と同時に新學の勃興するは自然の結果なりとす

二　新學制

將軍趙爾巽の新に任に就くや戰後經營の一策として新學を興し、人才を育ふを以て盛京省目下の急務と爲し、銳意熱心頻りに新學の設置を管下一般へ奬勵し且つ一面敎員養成を以て必要と爲し各府、州、廳、縣へ訓示を發し各、人才を選拔し、日本に留學し速成師範科を學習せしめ以て他日の用と爲さんと欲す訓示の大要に曰く

敎員の人を得ると否とは學堂命脈の關する所なり查するに五府、六州、四廳、二十二縣奉天、承德、興仁を除く每處敎員二人を用ゆるものとし計算すれは中學堂に十八人、小學堂六十八人を要す若し學堂を設くること一二箇處多きか或は同等の學堂を設くれは敎員百八、九十人あるにあらされは不可なり各省玆の學務振興の際に當り才を他省に借らんか斷して適任を得ること難たし奉天に師範學堂を設立し敎員を養成すると同時に江蘇省の辦法に倣ひ各屬府、州、廳、縣より學生二人を送り之を日本に派遣し速成師範科を習はしめ、卒業歸國を俟ち敎員と爲さは一二年の後各學堂遍く留學敎員を見るに至らん如此くなるときは則ち事半にして功倍するなり各地方官宜しく速かに品行方正、學問根底ある年齡二

十歲以上にして平素嗜好無き者三四人を送るへし本省に於て更に再試檢を行ひ及第する者は日本に留學せしむへし而して其旅費及ひ學資金年五百元は該府州廳縣の負擔とす云々

已に將軍の訓示に基き學堂を設立し、日本教師を傭聘し、授業を開始せし地方は遼陽州、海城縣、營口廳、復州、岫巖州、蓋平縣、金州廳、安東縣等とす學堂には師範あり、小學あり或は師範、小學兩堂を併立する者あり其教育の方針に至ては地方により或は小あるを免れすと雖とも欽定學堂章程に則とるを以て大抵同一なりとす今左に近時開設せし海城師範學堂の情況を記し以て新學の一班を知らしめんとす

海城師範學堂は知縣之を監督し其下に管理者六名あり、經費は一般の人民に課するに土地一畝に付二百文を以てし今後其不足を感するに至らは已に其徴收に應するものゝ外更に課するに前法を以てし尚ほ不足を生するときは別に法を設け以て維持を謀る然れとも目下不足を感する模樣なし而して基本金の現存する者四萬圓ありと云ふ

學生は二十五名にして、內官費生十八名、私費生七名にして其年齡は十八歲より二十九歲の間に在り總て寄宿舍生活を爲す而して學生は一般熱心に每日六時間の課業を修め、日中一時間を溫習時間とし、夜は七時より九時迄を自習時間とす而して經費漢文等は此時間に於て習學する所にして其他斷新なる課業は一意專心に研究するを見る又學堂の職員は卽ち左の如し

師範學堂職員

監督	一人海城知縣
教務長	一人
教員	一人
副教員	一人
監学	一人
監院	一人
附屬小學辦事官	一人
小學教員	一人
庶務員	一人

學科は左の完全、簡易、豫備の三科とす

師範科完全科目

科目	學級第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身	摘錄陳宏謀五種遺規讀古詩歌	前學年に同し	同上	同上	前學年に同し兼て修身を教授するの次序法則を講す
教育	教育史	教育原理	同上	同上	同上
讀經、講經	春秋左傳每日約二百字	同上	同上	同上	周禮節訓本每日約二百字
中學文學	讀文、作文、習官話	同上	同上	同上	作文讀書を教授するの次序法則を講す官話を習ふ
歷史	中國史	中國史 四洲各國史	中國本朝史 亞洲各國史	東西洋各國史兼て歷史を教授するの次序法則を講す	同上
地理	地理總論、亞洲總論、中國地理	中國地理	內國地理	同上	地文學兼て地理を教授するの次序法則を講す
理化學	物理學	物理學 化學	前學年に續き兼て理化學を教授するの次序法則を講す	化學兼て理化學を教授するの次序法則を講す	
博物學	植物學 動物學	同上	人生生理礦初學兼て博物學を教授するの次序法則を講す		代數學兼て算學を教授するの次序法則を講す
算學	算術	算術、幾何學	幾何學 代數學	同上	前學年に同し兼て習字を教授するの次序法則を講す
習字	楷書	同上	行書小篆		同上
圖畫	自在畫 用器畫	同上	自在畫兼て圖畫を教授するの次序法則を講す		前學年に同し兼て體操を教授するの次序法則を講す
體操	普通體操 兵式體操	同上	同上	同上	同上
外國語	東洋語	同上	同上	東洋語 英國語	同上

此外隨意科として農業、商業、工藝の三科を置く

師範簡易科學科

學科	程度
修身	陳宏謀五種遺規を摘講す
教育	教育原理、教授法、管理法、教育制度、教育力の詳細を講し且つ附屬小學堂に於て實事業を授け以て之を練習せしむ
中學文學	讀本易雅訓古文日用書牘記事文論說を作る官活を習ふ
歷史	中外歷史の大略を講す
地理	中外地理の大略を講す
算學	加減乘除、分數、小數、比例、開方
格致	理化示教、博物示教を講す
圖畫	自在畫及ひ用器畫の大略を講す
體操	教育普通體操、兵式體操

師範豫備科

學科	程度
算術	加減乘除、度量衡、貨幣及ひ時刻の計算、簡易の小數、分數、比例、百分數、求積、日用簿積、珠算の加減乘除

地理	中國地理、外國地理
格致	植物、動物、礦物及び自然物の形象、原質及び化合物、植物、動物の相互關係、人生の關係、人身生理
圖畫	各種形體簡易の幾何畫、衛生の大要
體操	普通體操、兵式體操

以上は盛京一省に於ける新學堂開設の概況なりとす之に由て是を觀れは管下六府六州四廳二十四縣共欽定章程に遵ひ將軍の訓示に依り學堂を設置せし者二廳三州三縣之を全管下へ比較すれは僅かに三分の二に過きす將來是等未開設の州縣にして愈新學設置を實行するに至らんか尚ほ幾多教員を要するは將軍の訓示に據て明かなり遼東は已に我か勢力範圍たり豈に他人の鼾睡を容るゝの地ならんや

第二　宗教

滿洲に於ける本來の宗教としては今や僅かに形骸を存するのみにして近世西來の宗教に依つて一新されんとするもの、如し唯各地に存する寺院伽藍の何れも規模宏壯のもの多く古色芬然たるを見は清朝の盛時亦其隆昌なりしを推知すへし然るに將來滿洲を開發するは啻に物質的のみならす進んて精神上の歸一安慰を計らさるへからさるを以て茲に現今の宗教一班を概觀して聊か參考に資する所以なり其分類左の如し

道教　喇嘛教　回々教　耶蘇教　天主教　其他

一　道教

道教は老子道德教より出て莊子及ひ後代の諸隱子を祖とす其派分れて三千五百門あり其教法として仙人的の行をなし妻妾を絕ち恰も我か往時の山伏の如く非常の難苦を嘗めさるへからす隨て有名無實の下に其教を存せらるゝのみ

二　喇嘛教

喇嘛教は佛教より出て黃教紅教の二派に分る周末印度より西藏に入り今や西藏蒙古滿洲及ひ直隸山西陝西甘肅四川等に行はる就中黃教は政略上より滿政府の大に優待する所となれり（黃教と紅教とは其衣冠黃色を用ゆる故に名つく）兩教の異なる點は黃は妻帶せす化身轉世を以て道を傳へ紅は妻帶し子に傳ふるにあり而して彼等教徒の道力廣大にして化身するものを克圖克特と稱す喇嘛教主は西藏に居住す滿洲到る處に喇嘛塔喇嘛寺あるも今は僅かに其形式を存するに過きす

三　回々教

回々教は所謂「マホメット」教にして土耳其斯坦回紇の地より來る故に名つく元朝に始

まり、明朝に至つて大に支那北部を風靡し、勢猖獗に赴きしより遂に各省に配付せらるゝに至る其教徒の奉するものは哥蘭經にして七日を以て一週とし、一週一次必ず寺廟に詣て、讀經す其徒甚た親睦し、吉凶相弔ひ、艱難相扶け、暗號を設け互に祕密を通す、他教の人と結婚せす、猪肉を忌み、旅行等には炊具を携へ常人のものを食せす、教徒の一部今尚ほ八旗兵の中に參り清朝か彼等を利用せし紀念を存せり

四　耶蘇教

清國人の所謂耶蘇教は新教にして清國に開教以來未た七十年を出てさるへし其教を布くや本末能く擧く、各所に宏壯の會堂を設く且つ醫院を起して會民に施療し育兒院を建て、孤兒を養ひ其他時宜に投して人心の收攬に努む故に天主教と相待つて漸々其基礎を固め今や全國各所に其教徒を見るに至れり而して宣教師は概して英、米人なり

五　天主教

清國人の所謂天主教は耶蘇舊教にして入國既に一千百有餘年を閲し其教徒十八省に遍し初め歐人マトーなる者此教を擴めんか爲に上海に天主堂を築き、天象の事を司り、しより斯名あり其教法を布くの方法は尚ほ前者に於けるか如し但し滿洲にありては前者の教徒は後者に優る

五　其他

前諸教の外滿人は海德明、王娘々、明王等の如き二十五六種の神を崇拜す而して是等は一の經典あるにあらす、宗祖あるにあらす、傳說或は想像上より促されたる信念によるに、今其崇拜の理由を質せは後世安泰を禱るか爲にあらすして貿易繁昌一家安全曰く何、曰く何皆な現世の利己的慾望に基つかさるはなし此他或は孔孟の教を以て一の儒教となすものあるも之は宗教として見るへからす故に之を說かす

六　宗教的習慣

一　滿洲人の死に對する觀念

死するは則ち再生すと云ふ單純なる觀念は滿人一般を支配するもの、如し而して此に對して二樣の反對なる現象を呈せり一は失意窮乏の徒にして現世を悲觀するの極、非常の大膽となる例すれは大罪を犯して斬首に處せらるゝもの、如き多くは從容自若自及を視ること枯芒に異ならさるものあり、曰く速に現世の苦痛を脫して來世の安樂榮華を得んと、一は則ち富貴達意の輩にして彼等は來世の果して現世よりも如意圓滿なるや否やを疑へり故に現世に於て只管壽福ならんことを祈る、卽ち

前者は激して殘忍暴掠の匪賊に化し、後者は徒に因循姑息の守錢奴となる

二　墓地

邱頭溪畔路傍の別なく滿洲の野苟も人烟の上る所、土饅頭の散點せさるなし彼等は何か故に一定の墓田を捨て此の如き頃を求むるや、曰く死者の年月と家の方位とを對照して埋葬地を卜せされは累を受くこと此の如く墓田の撰定に就ては忠實にして又熱心なる尊敬を捧く、仆て露人の爲めに墳墓を發掘せられしことあり彼等は今尙ほ悲憤の涙を濺けり而して其悲憤の度は國土を喪ひしよりも大なりと云ふ

三　老幼に對する觀念

老者に對して非常なる尊敬を捧くるは支那古來の習俗にして其生前死後を通して皆な然り是れ遠く古代聖賢の敎より來るもの、如し然るに幼者に對しては實に殘酷、人をして酸鼻に堪へさらしむるものあり例せは七八歲の兒童も死すれは則ち席の類を以て之を包み野外に拋棄し、犬鴉の喰ふに任す而して老者の死せるものには喪服三年の尊敬を表す何ぞ夫れ冷熱甚しきや、之を聞く彼等は幼者は尙ほ報恩の義務を負へるを以て他の犬猫と同一視するを甚分とせりと云ふ

夫れ此の如し之を以て養老院は設けらるゝも孤兒院なく幼老に對する萬事一率に出て且つ兒童は盛んに賣買され其醜美才愚に由つて價格に差等あり

四　佛敎の前途

滿洲に於ける宗敎は既に滿人の手にては再興刷新する能はす、他の制度文物と相待つて外來の新勢力に支配さるゝの運命を有せり而して從來の風潮によれは耶蘇の新舊兩敎が回々、喇嘛等の敎派に代らんとするもの、如くなりき然るに交戰以來我か佛敎者は軍隊慰問のため競ふて從軍し死者を弔ひ、傷病者を慰むるの傍ら滿人敎化の狀態を研究せり想ふに耶蘇敎の滿洲に於ける固より可ならさるにあらす而れとも之を佛敎に比すれは其儀式習慣の佛敎は滿人に最も入り易き點より我か有力なる佛敎家の熱心に其道に盡くすあらは或は滿洲の宗敎界に一生面を開くを得へし

抑滿洲を開發せんとし苟も此に來つて各種の業に就く、最も永住的の觀念を要す夫の朝に來り、夕に去り唯利の如何に由つて左右さるゝものは往々其前途に少なからぬ蠹毒を流すものなり而して今後益、永住的に導き且つ滿人との融和親睦を計らしむるには大に宗敎の力を待つ玆には單に其現狀一斑を擧くるに過きされとも斯道の人、熱心に研究せは必す大に發明する處あらん

第八章　風俗習慣

第一　種族及ひ人情

太祖の起るや專ら北滿洲の兵を用ゐ傍ら西蒙古の兵を率ひ又間々明末逋逃の漢民を雜へ尙ほ此外に朝鮮國人の八旗に投するの者あり稱して陳滿と云ひ又高麗滿と云ふ然れとも其數甚た少なく後世子孫僅かに八戶の存する者のみと云ふ

聖祖の時に至て山東山西直隸の漢民益滿洲八旗に投して移住する者多きは尙ほ關奧兩省人種の臺灣に於けるか如し此に於て滿洲人種を分つて三種と爲す旗人と云ひ民人と云ひ又蒙胡人と云ふ卽ち滿漢蒙三軍の稱ある所以と爲す

旗人民人を合稱して旗民と云ふ旗民階級の別は尙ほ我か邦往時の士族と平民の間に於けるか如く結婚と土地賣買は都て旗民の間に行ふを許さす然れとも世の進化に依り舊株を固守する能はす暗々裏に結婚する者あり賣買する者あり遂に默許の有樣に至り當局者も亦其非を悟り今より三四年前に至り公然結婚賣買を許可せり

故に今や旗と云ひ民と云ふも敢て異なる所あらさるなり

今蓋平縣內に在る祖先より移住竝に近世出稼人種を分ては第一は山東省第二は山

西省第三は直隸省第四は福建省第五は卽ち三江なり三江とは浙江江南安徽省江蘇省江西を云ふ營口開港の後は三江人は多く該地に移轉し今は福建人の僅かに城內に留るあるのみ故に眞に土著永住の人民を以て論する時は滿洲人山東人山西人直隸人に外ならず

又人情風俗に就ては民性樸實にして詩書を雅尙すとは古來稱道する所の常套語に過きず今は卽ち然らず僻遠山間の賤民中或は樸實の者あらん米國人は三省人民は狡猾なりと喝破したり然れとも其多くは利益是れ視るの先天的性質を發動し二十七八年戰役以後より人情都て一變し尋て露國の占領と爲り今回の開戰と爲り彼等か如何に我か仁義の師に感銘せしかは疑問とする所なり

其詩書を雅尙する如き文學趣味は城市と僻村を問はす蓋し一人もある無し

第二　家族制度

親族關係　支那家族制度の研究は實に風俗人情を知るの根本にして且つ最も趣味多きものなるへし支那人常に言ふ彼と我とは親戚なりと或は曰く兄弟と又曰く我等は一家子なりと實に親戚兄弟一家子の語は彼等か親族關係を表はす通語なり特に親戚の語に至りては彼等の常用語にして問はゝ必らす親戚と答へ支那人悉く親戚ならさるものなきか如し然らは彼等の所謂親戚とは如何兄弟とは如何一家子とは如何左に之を述へしめよ

清國家族制度の根本は同族の制なり換言せは同姓の親族なり男子は他姓を娶はす又他姓を名らす女子は異姓に嫁す男子嫡男は父家を嗣き他は分家して異姓の女を娶り父家の姓を名る順次此の如くにして一には同姓の緣者を生し二には異姓の緣者を生す卽ち同姓の緣者を一家子と云ひ異姓の緣者を親戚と云ふなり卽ち知る支那人の所謂親戚とは我か邦の所謂親戚とは大に異なるものなり而して所謂一家子とは一族にして同族の義なり

更に此親族關係を詳說せんか今此に張姓の一家ありて二男一女ありと假定せよ長男は王姓の女を娶りて分家し一女は出て、楊姓に嫁したりとせんか長男は其妻の結婚により李姓と親戚關係を生し次男は爲に王姓と親戚關係を生し父家に對しては同族關係を生し一女は其出嫁によりて父家及ひ二男の家に對しては同族關係を生したるなり而して長男の娶りたる妻の實家李姓と次男の妻の實家王姓と一女の嫁したる楊姓も互に親戚關係を生す此種の親戚を川門親戚と云ふ蓋し間接的親戚と云ふ意なり此の如くにし

て異姓との結婚により多數の直接及ひ間接の親戚を生し共に親戚と呼ふ然らは滿人の所謂兄弟とは如何彼等の云ふ兄弟は多くの場合に於て實兄弟を指すにあらすして我か邦の從兄弟或は再從兄弟を意味するものなり左に兄弟を圖解せん

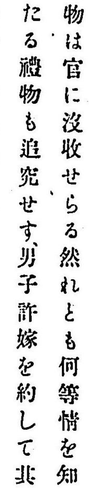

右圖に示すか如く實の兄弟は之を胞兄弟と云ひ我か邦の所謂從兄弟は親堂兄弟にして順次堂兄弟從堂兄弟再從堂兄弟と稱し以下は單に族兄弟と稱すれとも支那人は同しく兄弟と呼ふなり

夫婦の關係　一夫一婦の制なり然れとも一人の夫尙ほ數名の婦卽ち本妻を持つ事あり其如何なる場合なるやの詳細は後に相續の部に之を述ふへし夫婦成立前には殆んと許嫁の關係なきはなし許嫁は父母の命にして一二歲にして之を約することあり或は五六歲にして許嫁を約することありて一定せすと雖とも十一二歲を以て普通許嫁の期となす許嫁の約成りて後と雖とも男女相見るを許さす後年結婚に至り初めて相見るを常とす一度許嫁を約せは妄りに變更すへからす既に許嫁を約し緣組狀の交換納采(結婚の一種)も終りたる後女子其緣組を欲せさるときは笞五十の罰あり單に贈物を受けたるのみにて緣組狀の交換終らさる時も之と同し罰あり單に緣組を欲せさるのみならす再ひ別に許嫁を約し未た結婚せさる者は杖七十其已に結婚せし者は杖八十の罰あり此場合に其男子情を知て許嫁せし者は女と同罪にして贈物は官に沒收せらる然れとも何等情を知らさりし者は此限にあらす女家に贈りたる禮物も追究せす男子許嫁を約して其緣組を欲せさる等の時は其制裁法女子の場合と同し此の如く一度定婚したる許嫁は妄りに其約束を解くこと能はされとも女子他の男子と姦通したる時は男子は許嫁の約定を取り消す事を得以上述ふる所の罰則卽ち從來の律令にして以て許嫁の性質を知るに足るへし

許嫁の男女結婚して夫婦となるや夫婦親和し家庭の圍欒を謀り協力一家の幸福を求むる能はす蓋し夫婦の別嚴に過き男客來らは婦は應接するを許さす他人の面前にて夫婦相談するを許さす婦は概ね目に一丁字なく家政を司るの能力なく又臺所役目は別に料理人を設き婦は之に關せす只終日室內に居り或は阿片を喫し粧粧之を事とし間々裁縫等をなす事ありと雖も殆んと家內の無用物の觀あり而して一度夫婦となるや妄りに離緣するを得す我か邦民法に規定するか如く夫婦は其協議を以て離婚を爲す事を得さるなり我か邦にありては配偶者重婚をなしたる時は夫婦

の一方は離婚の訴を提起する事を得れとも、支那にありては、夫たるもの公然二人以上の本妻を娶り得る場合ありて此の如き時には婦は元より離縁し得す、婦の重婚は姦通と見做し、夫は離縁するを得其他我か邦にありては配偶者或る種の罪によりて輕罪以上の刑に處せられ又は重禁錮三年以上の刑に處せられたるときは他の一方は離婚の訴を提起することを得と雖とも支那にありては絶えて此慣例なきのみならす夫禁獄せられ、婦離婚を欲せは不貞の婦人として排斥せらる又我か邦にありては配偶者の生死三年以上分明ならさるときは他の一方は離婚の訴を提起するを得れとも支那にありては然らす最も婦の生死不明となる場合は支那にありては實際に有り得さる事なり然れとも夫の生死不明となる場合は却て我か邦よりも多し是れ警察制度其他一般行政制度の不備によるものにして其一例を擧けんに金州地方の如き邊外に出稼するもの多く數年歸家せす其生死明かならさる事多し此の如き時と雖とも婦は離縁をなす事能はす其死の明かなるに及ひ他家に嫁し又は母家に還り又は寡婦として夫家に止まるも其隨意なりとす只配偶者より同居に堪へさる虐待を受けたる時は離縁し得らると雖とも尙ほ且つ兩親隣人等か其事情を認め離縁を正當と贊同するにあられは離縁をなす事能はす、看來れは支那にありては夫婦の離縁し得へき場合は極めて少く姦通の一に歸し、配偶者より虐待を受くる場合は兩親隣人の認諾を得さるへからす、而して支那婦人の有夫姦は實際甚た多く、夫は之を知ると雖とも爲めに離婚する事殆んとなしと云ふて可なり是れ清人は道德上の名譽を重んする事極めて厚く、離婚を以て重大なる不名譽と考ふるを以てなるへし故に支那にありては夫婦の離縁は絶無と云ふも可なり之を實際に徵するに五十年來夫婦の離縁沙汰ありたるを聞かすと云ふ地方あり唯、下等社會にありては往、其妻を人に賣り付ける事あり、妻をして淫を賣らしめ自己の阿片代となすものあり、下等社會の夫婦關係に至りては夫の婦を待つ獸類を見るか如きものあり近頃旅順に三破廉恥漢あり其妻を四百元にて人に賣り渡し、賣渡し證文を買人に交付したるものあり、文面頗る奇怪にして近來の珍聞たり記して以て下等社會の情態を知るの資に供せん

賣妻妾文契

立賣契人于兆榮今有續妻董氏年二十四歲不守婦道不敬翁姑不從大夫無奈同衆退於趙天書爲妾情願同中人說合言明身價洋錢四百元正筆下交足無該無缺並無零星三天以裡走跑兩家同躁如若投河落水天災病孽各由天命恐後無憑立此手脚二印爲證

立字人　于兆榮
中保人　某
代筆人　某
立買字人　趙天書

妾の地位　盛京南部地方に於て從來妾を娶るもの極めて少く、妾を娶る者は品行修まらざるものとして斥けられ、娶妾は讀書人等の恥とする處なりしか十數年以來漸く娶妾の風行はるゝに至れり一家に於ける妾の地位如何、元來妾を娶る者に二種あり一は破廉恥の無賴漢か賤女を娶りて妾となし娛樂的の生活をなすもの、他は上中流者の妾を娶るもの是れなり前者に就ては研究すへきものなり今、後者に屬する妾に就き述ふへし

何か爲めに妾を娶るやの問題に就きては元より人情の然らしむるものありと雖も主として上、中流の家夫婦の別、嚴に過き互に和親を缺くに因らすんはあらす凡そ上、中流者の本妻は上、中流者の子女にして一度夫婦となるや甚別、嚴に夫婦の間親しからす而かも婦は自分の保證確實にして離婚の危險なく常に見識を持して夫の歡心を買ふの必要なし且つ一般に婦の年齡は夫に比し五六歳多きを常とす此等の事情は遂に夫をして年少の貧家の女を買ひ妾となすに至らしむ、妾妾の理由前述の如くなるを以て夫、妾を娶るも爲めに本妻は妾の爭を見る事なしと雖とも往々英明敏腕の妾は家產を擅にせんとして一家の不和を來たす事あり

妾の權限地位は殆んと本妻と異なるなく、妾の子は庶子として本妻の子と同しく家產を分與せらるゝの權利あり本妻子なけれは妾の子相續をなす等亳も本妻と異なるなしと雖とも、夫有品者にして官吏となるも、妾は本妻の如く誥命する能はす卽ち妾は位階稱號を與へられさるなり又妾死せは其位牌に點主せす

相續法　相續は必らす同族の男子にして、女子は必らす出て、他姓に嫁し、他姓の男子入りて相續する事なし同族の男子一人もなき時貧家の男子二三歳なるを買ひ之を一種の養子と見るへしと雖とも我か邦の如き養子緣組絶えてある事なし子供の賣買は今尙ほ各地方に行はる此習慣は山東方面より來るものなり買はれたる子は、出て、舊姓に復するを得但し此場合には皇帝の免許を經るを要す、貧家の子弟を成長して其家を相續すと雖とも彼れ若し官吏となり且つ子ありて相續の見込立てり買て相續者たらしむる事は頗る稀れに見る所唯、此の如き慣習のあるを知れは足れ

家に一男あれは家産全部の相續をなし、二男以上あれは家産を等分して長子は家を嗣き、二男以下は分家す、相續分家は父の死後なるを要す、父家事を處理するの煩を避けて隱居し子をして一切の家事を處理せしむる事ありと雖とも是れ單に父に代りて家事を處理するに過きす相續をなしたるにあらさるなり

父子なき時は兄弟の子をして相續せしむ、兄弟子なけれは最も近き同族の男子をして相續せしむ

相續の必要より一人の男子數人の婦を娶る卽ち相續必要の特別事情の下に行はる

る一夫多妻の制なり今二人の實の兄弟卽ち胞兄弟ありと假定せよ長男卽ち兄は父家を相續し、次男卽ち弟は分家したり然るに父家相續したる兄に男子なく分家して一家を立てたる弟に一人の男子あり此に於て兄は弟の一男を迎へて己の相續者となしたり而して弟は已に年老にして再ひ子を擧くる見込みなく家を闢くへきもの なし此に於て兄の相續となりたる弟の一男に甲、乙二人の妻を迎へ甲妻生む所の子女本家の子女たるへく、乙妻生む所の子女は分家の子女たらしめ以て兩家の後繼者を定む此種の相續法は屢、行はる所にして一夫多妻の家も往々見る所なり

父死に臨み遺言を以て相續者を定むる事あり之を遺命と云ふ、遺命は自書し能はさる時は代筆せしめて兄弟緣者又は隣居の懇親者に與へ又は遺命の相續者に直接與ふる事あり或は親族朋友を集めて遺命をなす事あり又遺命書方等に就ては元より一定の形式規定あるにあらさるなり

第三　年中行事

年中行事は其土地の習俗を知るに於て最も捷徑たり今其大要と滿漢異同の點を左に列擧すへし

正月元旦より三日迄は何れの家に於ても便食といふ物を食ふ、晩に至つて酒宴を開く、便食は白麵粉を以て餅を造り肉を其中に包み煮るものなり、人日卽ち我か所謂七草にては遠近親戚朋友互に相往來して新年の祝儀を行ふ之を拜賀新年と云ふ又十五日を元節と云ひ或は燈花節と云ふ、小籠燈を以て祖先の墓前に供へ、家に在ては提燈を神に懸け、爆竹を放ち、鼓樂を奉し、元宵と稱する團子樣のものを食す、元宵とは糯米粉を以て彈丸位の圓形に作り砂糖を其中に裹むもの是等俗禮は滿漢ともに異なる所あらす尙ほ長香の事は祭祀の部に載す

二月初二日を花朝と云ふ百花生日朝の義なり此時地下の蟄蟲初めて動くと云ふを以て又俗に龍抬頭日と稱す家毎に豚蕎饅頭等を食ひ夜に至つて室内各處に蠟燭を

照らす名つけて照蟲螺と云ふ又十九日は觀音菩薩の誕生日と云ふを以て各家の老幼婦女は觀音廟に詣り香を焚き叩拜す名つけて燈油會と云ふ凡そ婦女參詣の時は幼童を除き必す男子の其中に混入するを許さす

三月十四日は地藏菩薩の誕生日にして十六日は城隍奶奶の誕生日と爲し婦女亦群を成して參詣す或は其家に祭る其意は佛恩神靈に因て病氣全快の御禮の類にして紙香酒肴菓實等の物を獻す清明の節は每年定期なけれは曆を按し其日に至れは家每に簽餅を食ふ簽餅とは蕎麥粉を粥の如くし鍋の中に敷き我か煎餅の如く燒き別に能く「キザミ肉」「モヤシ豆」索麵の如き種類を炒て餡と爲し煎餅に包み食ふものなり又包子といふものあり白麵を以て小餅を作り肉を其中に包み蒸してこれを食ふ凡そ餅といふは我か邦の煎餅の「ナマヤキノ、アツキモノ」の如き者と知るへし

四月十八日より三夜間は娘娘神聖會といふ事あり神を饗し唱戲を奉納す其奉納者の多くは病氣全快或は子なき妻か神に祈て子を得たる等御禮の爲めなり此時男子、婦女共觀物に往く者多し然れとも廟內に入り叩拜するときは亦男女の混交を許さす此日の午飯には各家多く包子を食ふ

五月初五日を端午節と爲し家ことに粽子を食ふ藥の葉を以て米を包み粽子を其中に加へ煮る者なり又門戶の入口には艾蒿を挿み艾人と云ひ桃枝を桃符と云ひ皆な邪氣を拂ひ祟りを除くと稱す午飯に酒宴を開く

六月伏日卽ち土用の入りも亦た曆を按し其日を知り家ことに「ソバキリ」を食ふ名つけて伏麵と云ふ此月二十八日を萬壽節と爲す別に略叙すへし

七月十五日を浴佛節と云ふ家ことに包子を作り或は「ソバキリ」「キリンウメン」を以て午飯と爲す

八月十五日を中秋節と云ふ朝夕に酒肉を供へ午飯に盛宴を開き月餅及ひ諸菓物を家內中に分給し又親戚故舊と贈答し月初めて上る時鼓樂を奏し管絃を鳴し月餅酒香菓物を供ふ之を祭太陰と云ふ又俗に供月と呼ふ又酒筵を開き暢飮するを賞月と云ふ賞月は旗民皆な異ならす獨り供月に至ては漢民のみにして旗人行はす

九月初九日を重陽節と云ふ朋友と共に酒を携へ山に登り詩を賦し歌を咏す名つけて登高と云ふ

十月初一日を鬼王節と爲す城隍廟神を神轎に乘せ鼓樂旗鑼を用ひ城外に出巡し天壇に至り然る後ち廟に回る此時小兒にして病ありて隨行を願ふ者は轎後に從ひ行く午飯に包子を食ふ或は食はさる家も有り

十一月冬至の日も亦曆を按し白麵を以て包子を蒸して製造す、名つけて蒸食と云ふ」

十二月初八日各家に於て黍を以て粥を造り、名つけて臘八粥と云ふ歲除の日卽ち三十日には朝より酒肴を供へ午飯に盛宴を開き、夜に至て燈を堂室に懸け、香菓酒肉を祖先に供へ家內老幼婦女を論せず都て新衣に著換へ、職銜ある者は官服を服し、父母兄弟其年の順序を逐ひ先つ祖先の靈を拜し後ち又順を以て其家の尊屬親を拜す稱して辭歲と云ふ、夜半に至り香菓酒肉爆竹等の物を以て庭に向ひ天上の神佛を拜す、俗に之を接神と云ふ

因に記す今寒暖計を以て驗せされは固より詳知する能はされとも故老の言に據れは十月末(我か十一月)より雪降り翌年二月末(我か三月)に至て歇み三月(我か四月)より五月十日頃までは(我か六月)春暖を覺え五月より七月十日迄は暑氣甚たしく七月十日頃より九月十日(我か十月)頃迄は秋冷なりと云ふ然るときは寒氣の甚たしき間は百五十日許にして春夏秋の三季候は皆な六七十日に過きすと知るへし

第四　萬壽節

天子を萬壽節と云ひ、皇后を千秋節と云ひ此の日文武百官は先つ賀表を呈し其官位品級に據り北京の各宮殿に拜賀する等の儀禮は詳かに會典等に載す今此に贅せす

今の清帝の萬壽節は陰曆六月二十八日、西太后の聖壽節は(俗には壽節と云ふ)十月十日、皇后は正月十日なり、蓋平縣に在ては滿漢の文武官員亦北京の如く朝服朝冠し其日の午前五時を期し、城內大街の西興隆寺に至り萬歲牌に對し三拜九叩の禮を行ひ、城內各舖は彩燈或は彩布を此店頭より前囘の店舖に架し以て祝意を表し別に遙拜等の禮を行はす

第五　釋典旌表

釋典　先聖孔子を祭るの日は春秋二季にして二月上丁の日、八月上丁の日を用ゆるは古今異ならす、東西皆な同し(土丁とは其月十日以前の丁日なり其八份の舞等は別の等の丁日なり)に說く所あるへし今蓋平縣に就て言へは、主祭は知縣にして訓導典史は助手と爲り凡そ文生たる者其贊禮と爲り其日午前五時齊しく聖廟に詣り樂を奏し神を迎へ九叩の禮を行ひ畢りて殿に上り、祭文を讀み又樂を奏し三叩の禮を行ひ畢りて殿を下り、樂を奏し神を送り九叩の禮を行ふ是れ其大要なり(蓋平文廟の事は第十二敎育の部を參看すへし)

旌表　遼東地方到る處に旌表あり其制自ら南清に異なるか如し因て調査すれは旌

民同からす旌人にして貞女烈婦等あれは城守尉より副都統に稟申し副都統は將軍に稟申し將軍は更に北京に奏請す此時天子より銀三十兩を賞賜し本旌に下渡せは、本本旌は其銀兩を錢三十串に代ふ、一串は六吊にして我か七八十錢なり故に我か二三十圓餘は全く本人の貞烈婦女に渡れとも其內五六吊は文書遞送等に引き去らる故に賜金に禮金を合はせ初めて旌表を建設す、漢民に在ては賞賜の銀兩あるにあらす只た知州縣より稟申し聖旨を受くるに止る其諸入費は縣衙房の路費銀八兩と驛傳費銀八兩と府尹衙房の手數料銀八兩なれは其計銀二十四兩は本以或は其親戚より支辦すと云ふ

因に記す漢民旌表奏請の手數料銀二十四兩は是れ公然のものにして是れより以前に於て奏請を稟申する迄の間に知府州縣の各大官に賄賂を施行するにあらされは其請願を達する能はす若し其請願を達せんと欲するときは千金以上を要す故に淫婦不貞のものも千金二千金を費せは以て貞烈の旌表を得へし既に之を得れは鄉黨鄰里皆な口を箝して復た他を淫婦不貞と評せす若し評するときは聖旨を侮蔑する者なりと爲して嚴辦せらる之を以て南清地方の豪家富戶の淫奔寡婦は其子弟の爲めに貞婦烈婦と爲る者鮮からす遼東の旌表或は此に類するなからんか

第六　僧侶道士の生活

蓋平の各會館及ひ寺院に在る僧侶道士の生活費は大抵備ひ入れにして臨時褒儀は餘得と爲し一箇年百兩より二百兩に至る、會館に在ては其會の年番卽ち值年會首より二季に支給し、寺院に在つて其市街店舖中の擅越取締より支給す僧導共に學問あるにあらす孤獨の窮民に出て其日課は朝夕香花を佛前に供ふるのみ

第七　冠婚葬祭

冠婚　冠婚といふも冠禮は別に行はれす、婚禮は卽ち行はる其結婚年齡の如き一定せす十五六歲の者あり男子に比すれは、女子却て甚年の多きは大に我か邦に異なる者あり其他男女とも十八九歲、二三十歲に至り初めて結婚するは他地方に異なる所あらす

其婚禮の手續きは先つ媒配人は男女兩家の父母に向ひ商議し、議定れは吉日を撰ひ、宴席を設け兩家の父母と媒酌人と會飮するを會親と云ひ、此後男子の父母は又行聘卽ち結納及ひ結婚の吉日を撰ひ紅紙に認めて女子の家に送る之を通信と云ひ、結納の日は男子の父は禮物を載せ女の家に至て正堂に陳列し、女子の父は香果酒肉を供

へ先祖に祭告し更に宴席を設け親戚隣里朋友を招き男の父と會飲すこれを行聘と云ひ俗に過禮と呼ふ此時親戚朋友各々銀錢を出して女家に給す名けて助粧と云ふ結婚當日に至れは新婿は愼人卽ち「ツキビト」四名と親娘卽ち「サトヅキ」一名を從へ車或は轎に乘り婦の家に至る是を親迎と云ふ婦家も亦た愼人四名と親娘一名を新婦に從はしめ新婿と同しく婿家に至り先祖を拜し禮畢り新婦は其室に入て牀に坐之を坐帳と云ふ外來賀喜の親戚朋友各銀錢を出して婿家に贈る之を喜儀と云ふ婿家と祝宴を開く其夜に至つて新婿新婦と合巹の禮を擧く卽ち一祝宴を牀上に設け新夫妻對坐して盃を交へて飮む卽ち合巹なり又俗に飮交盃盞と呼ふ卽ち三三九度の杯ことなり其翌日夫婦同く先祖を拜し後ち共に父母を拜し又親戚朋友を拜す又各々銀錢を新婦に贈る名けて拜儀と云ひ又盛宴を開く宴畢り親戚朋友及ひ婦家よりの來客盡く散去す是れ中人以上の婚禮にして此以下の如き必しも此の如くならすと知るへし

喪祭　喪祭の禮は最も重く父母兄弟姉妹叔伯等の服制細目あるは今此に述へす唯た其父母に就き一端を擧くへし父母の喪は三年にして其間の喪衣服は旗民同しからす卽ち左の如し

旗人は白布を以て衣帶袍掛を作り白苴を以て帽子を作り或は白布を以て秋帽に糊著す其婦女も亦白布を以て衣帶を作り簪子耳環類の裝飾品は盡く捨て去り白布を折り疊みて圓形と爲し頭上に戴き其圓形の傍より三條を垂らして膝に及ふ漢民も亦白布を以て衣帶と爲す其袖は寬大にして一尺餘の白布を垂下し木綿製の圍子こときもの三個あり頭帽は又白布を用ゆ形は袋の如くして頂後に垂る男女皆な同し獨り男は手に荊杖を執り女は執らす

百日に至り墓前に哭奠する後は更らに青色布灰色布の衣服冠帶に換ふも其鞋は換へす漢民の青衣帽には白布の「へり」を加ふるも旗人は「へり」を取らす又三年間は男女衣服首節は皆な青白灰色を以て度と爲し紅綠彩繡を用ゐす三年の期滿れは卽ち吉服に換ふ旗民皆な然りと爲す

俗に長香といふ祭あり正月の三箇日と十四五六日間此六日間は家に在て香を焚き天神地祇と竈神門神及ひ先祖を祭る此時香盡れは卽ち續く故に長香と云ふ其餘は朝晡晩の三度に叩拜し二月二日に至て止む

又每月朔日十五日の朝晩には先祖の靈前に叩拜し清明の日と七月十五日十月一日十二月二十五日には先祖父母の墓前に於ては冥衣冥錢を焚き又酒肴を供ふること

旗民共に異なること無し

因に記す凡そ支那に在て禮といへは遠く周禮より近くは朱子の文公家禮に依る滿洲は固と北狄にして固より禮儀と稱すへき者無し故に禮儀式は支那全國皆な文公家禮を參酌する者と看て可なり只其滿漢の間俗禮俗風の稍異なる者あるのみ

第八　唱戲

唱戲は多く各廟及ひ各會館の戲臺に興行せられ又臨時に市上或は庭內に設くる事あり唱戲に三種あり會戲と云ふ各會員集會の時に於て餘興の爲め演するなり願戲と云ふ子無きの妻其子を得たる時願望成就御禮の爲め演するなり樂戲と云ふは何人を論せす乘と共に樂む爲め演するなり而して其下題と所作の如き大抵南北異なるか如し此外正月に龍燈の戲あり又高き棒下駄を穿つて舞踏するの戲あれとも今一々記せす龍燈の如きは清俗紀聞に聞綸あり我か邦の獅子舞なる者蓋し是れより變化し來るを知るへし

第九　衣服飲食

衣服　男子の衣服は滿漢と異なる無し只た女子の衣服同からす旗人の婦人服は長くして足に及ひ兩脇の裾まで縫ひつけあり漢民の婦人服は長きも膝を過き兩脇の裾下を縫つけすして一尺はかりあけ步行に便にすと云ふ

飲食　奉天全省の人民は滿漢を論せす春夏秋の三季間は每日三度の飯を食ふも冬季は二度と爲す其常食は高粱と穀子と爲し金復二州の人は包米を兼食す又其副食物は豆腐野菜の類のみ粳米白麵魚肉の如きは紳商富戶にあらされは常食せす其餘の人民は年節佳辰宴會の時に用ゆ

第十　婦人の頭髮

滿洲婦人の纏足せすして漢民婦女の纏足するは今更ら言を須ひす而して其頭髮に至ては又大に異なる者あり今其二三を記せん

京頭と稱する髮形あり又兩把頭ともいふ左右兩角に半輪の形を成す我か稚兒髷の如き者を謂ふ近來世に傳ふ神功皇后の御髮の如き是なり又太平式或は高大亮と稱する者あり頭髮を頂上に總括し更に兩分して平板と爲し後方に向ひ高く卷て圓形を爲す者なり又滿洲冠と稱する者は頭髮減少し或は天寒に髮を頂上にまるめ我か束髮形の如くし斗搶冠といふ「ヒタエ、アテ」を其上に加ふることなり是れ皆な滿洲婦女の髮形なり

漢民の婦女は自ら別なり平三套といふあり馬尾毛を以て小圓の輪を作り頭頂に加へ「ヒラウチ」の簪子を以て横に挿し髮を總括して一角と爲し後面に垂下す又美人髻と稱する者あり頭髮を頭頂に丸めること大海螺の如くし「ヒラウチ」簪子を横に挿し更に金絲網或は銀絲網を用ゐ蔽ふ我か邦の束髮の一種に似たり是れ共大要なり亞細亞語言集に載する所の頭髮の名稱の如き盡く備はらすと知るへし

滿洲要覽 終

明治三十八年十一月十八日印刷
明治三十八年十一月二十三日發行

正價金貳圓五拾錢

遼東兵站監部編纂

發行者 大連羽後町七百九十四番地 藤井秀五郎
印刷者 東京市日本橋區通三丁目十四、五番地 丸善株式會社 右代表者專務取締役 小柳津要
發行者 東京市京橋區築地三丁目十五番地 野村宗十郎
印刷所 東京市京橋區築地二丁目十七番地 株式會社 東京築地活版製造所

發行所
東京市日本橋區通三丁目 丸善株式會社
大阪市東區博勞町四丁目 丸善株式會社支社
大連伊勢町 遼東新報社

不許複製

IFD-29

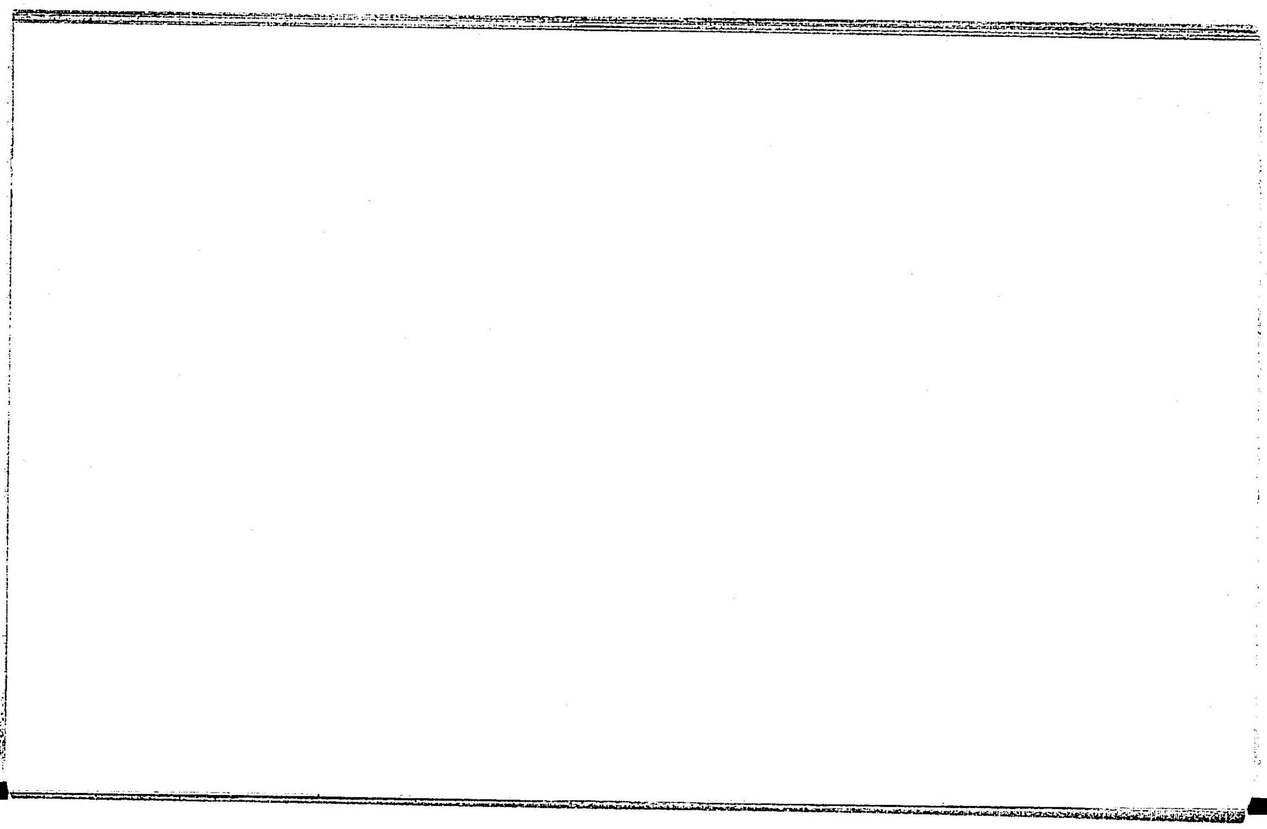

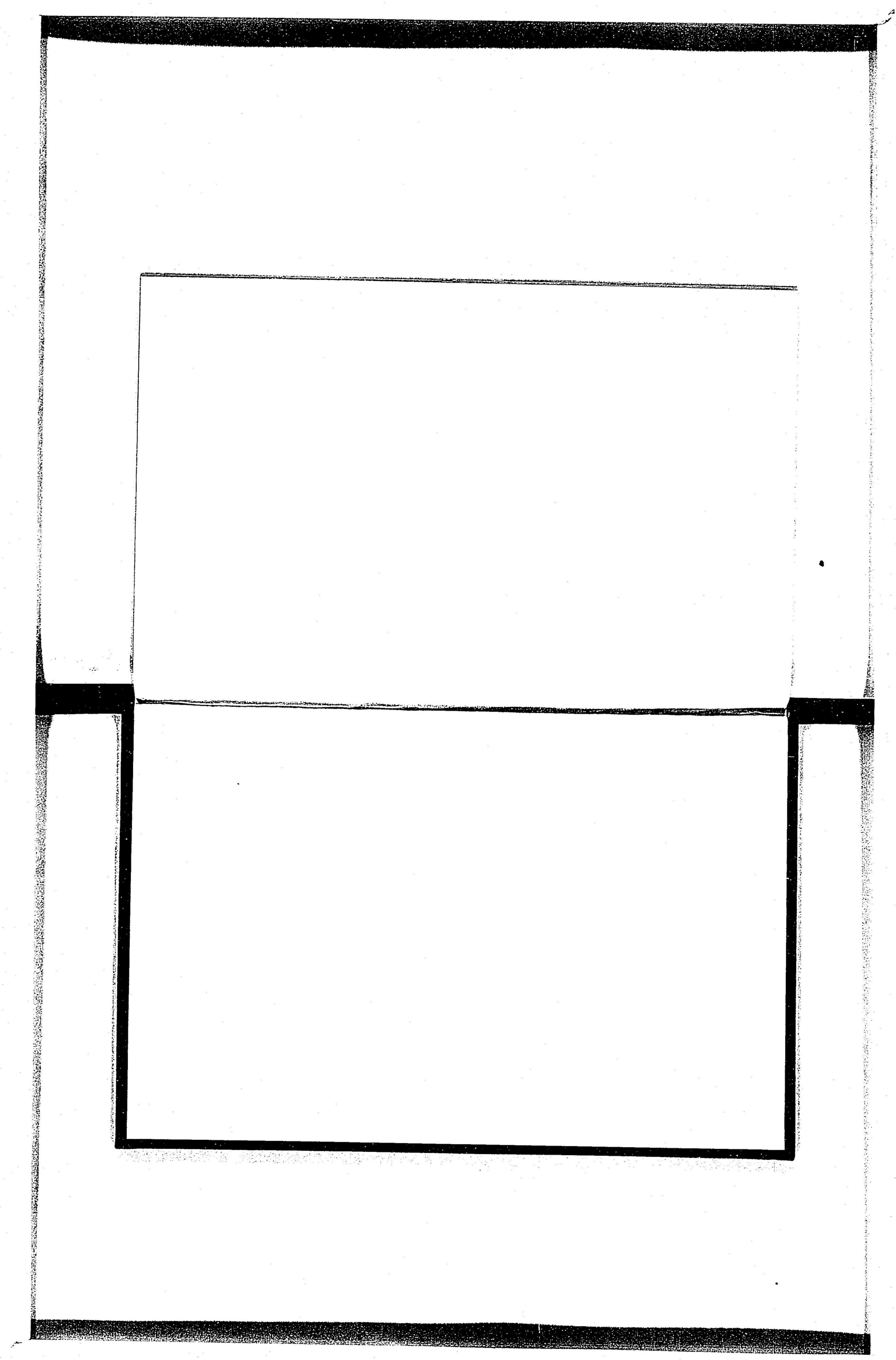

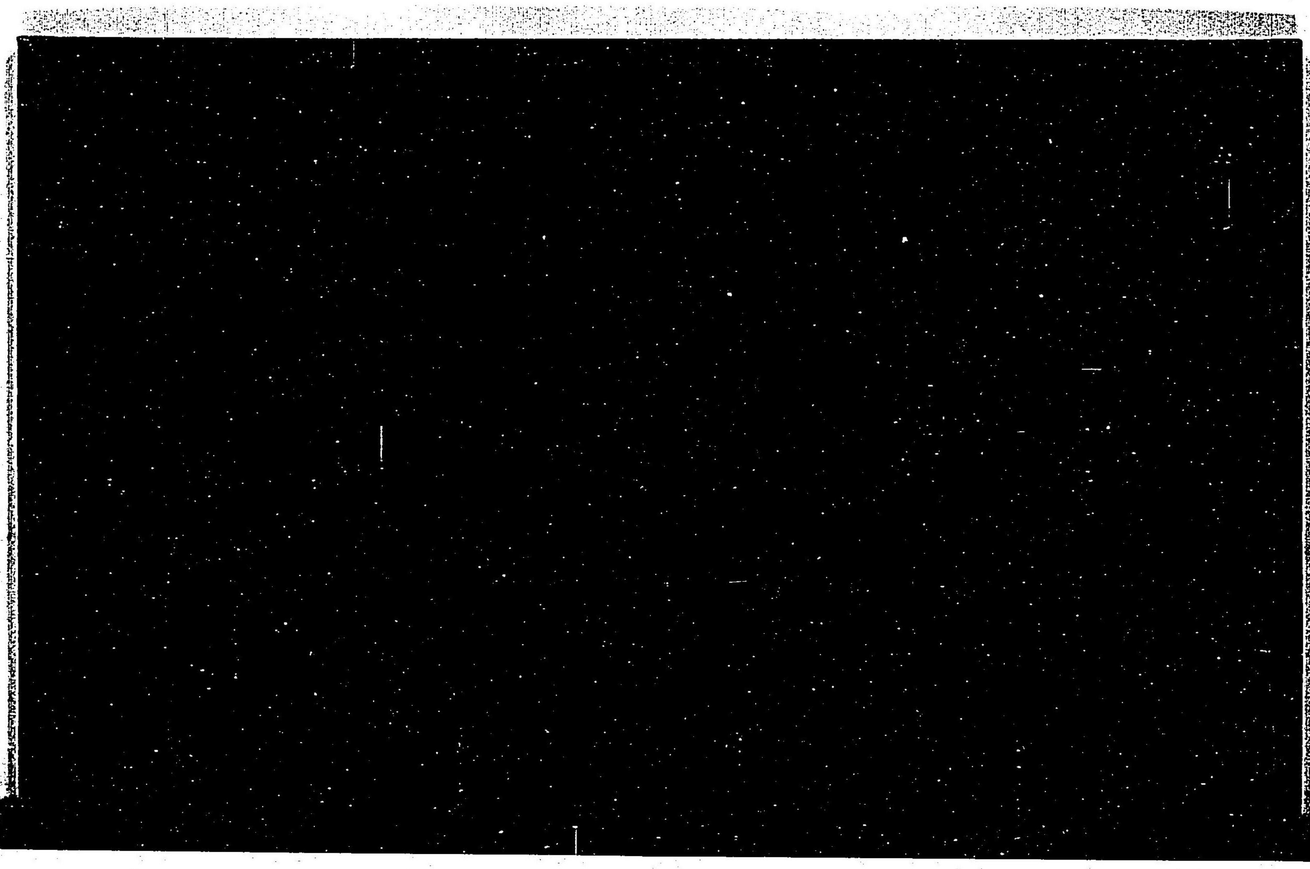

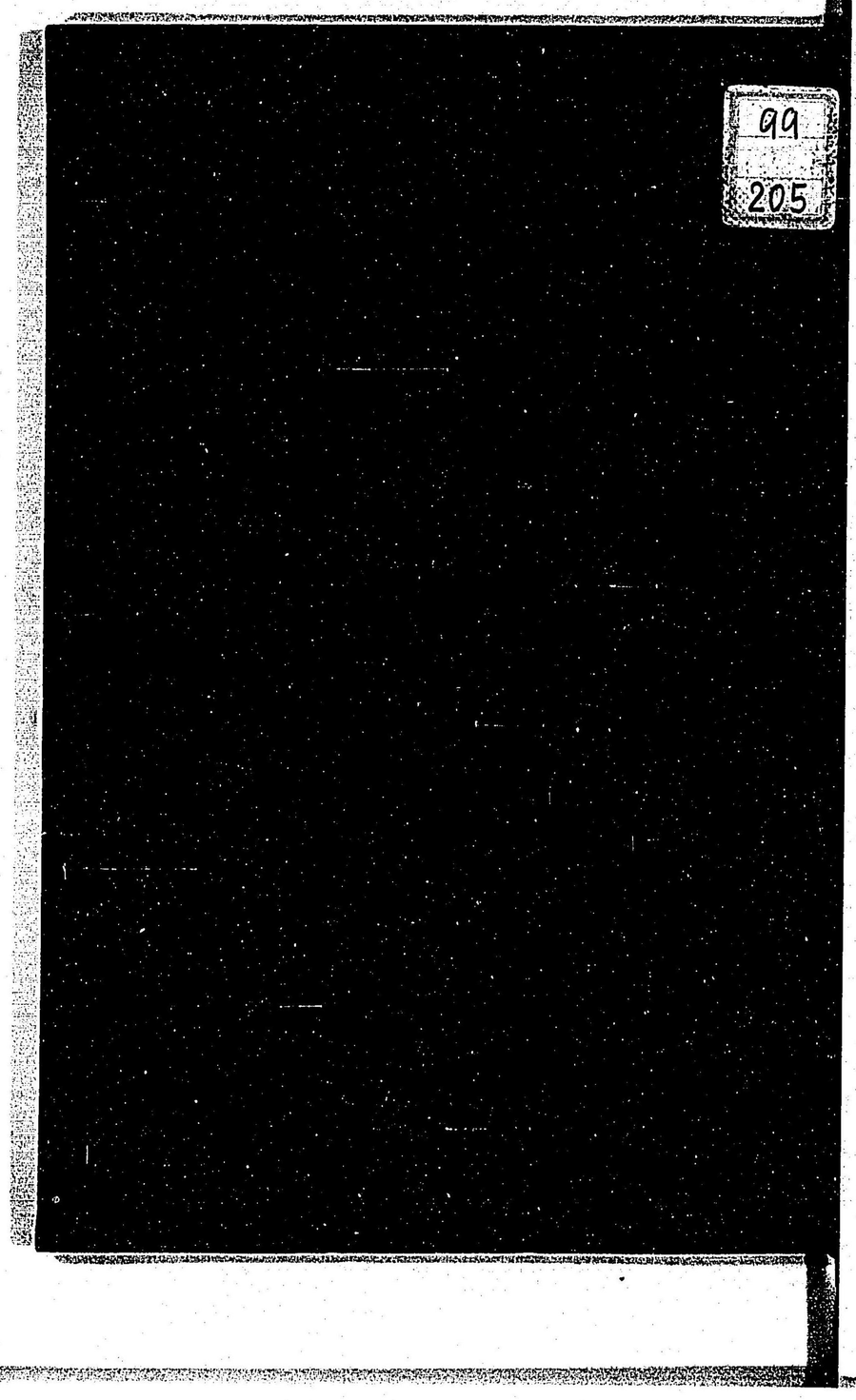

99
205

026694－000－6

99－205

満洲要覧

遼東兵站監部／編

M38

ADD－0389